

平成28年第1回定例会

# 長柄町議会会議録

平成28年 3月3日 開会

平成28年 3月17日 閉会

長柄町議会

## 平成28年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号 (3月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	10
大岩芳治君	10
鶴岡喜豊君	27
本吉敏子君	45
古坂勇人君	59
山根義弘君	67
○会議時間延長の件	80
池沢俊雄君	81
○散会の宣告	96

### 第2号 (3月4日)

○議事日程	97
○出席議員	98
○欠席議員	98
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98

○本会議に職務のため出席した者の職氏名	99
○開議の宣告	100
○諸般の報告	100
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議案第9号、議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第15号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第21号～議案第26号の上程、説明、委員会付託	165
○予算審査特別委員会の報告	168
○休会の件	168
○散会の宣告	169

### 第 3 号 (3月17日)

○議事日程	171
○出席議員	171
○欠席議員	171
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	171
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	172
○開議の宣告	173
○諸般の報告	173
○議案第21号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	173
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	180

○閉議及び閉会の宣告	182
○署名議員	183

長柄町告示第1号

平成28年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月1日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成28年3月3日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

## 平成28年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年3月3日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 一般質問

---

### 出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	蒔田功君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	内藤文雄君	財政管財班長	石井正信君
税務班長	若菜聖史君	保険住民班長	川島修君
健康福祉班長	三上清志君	産業振興班長	森田孝一君
地域整備班長	白井浩君	兼教育課長	佐川和弘君
学校教育班長 兼給食センター長	片岡正直君	農業委員会 事務局長	森田孝一君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 林 敬 二                      議 会 書 記   安 部 吉 輝  
議 会 書 記   山 口 二美代

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成28年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

5番 本吉敏子君

6番 山根義弘君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3日から17日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3日から17日までの15日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月23日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、平成28年度予算が全員の賛同をもって可決されましたので、ご報告いたします。組合予算書をお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さん、おはようございます。3番、池沢でございます。

先ほど、議長からも報告がございましたけれども、私から、平成28年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成28年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、2月8日に開会し、平成27年度補正予算並びに平成28年度予算など議案15件を審議し、2月23日に閉会いたしました。

以下、審議の結果をお知らせいたします。

議案第1号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございますけれども、内容として、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,046万3,000円とするものです。

主なものは、人件費の精査、過年度分の市町村負担金の精算還付、夜間急病診療所の投薬日数の見直しに伴う医療材料費の補正をするものでございます。

次に、議案第2号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場斎場事業費補正予算（第1号）でございます。

内容として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,494万4,000円にしようとするものです。

主なものは、過年度分の構成市町1市2町の負担金を精算し還付するものでございます。

次に、議案第3号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）。

内容として、業務予定量は年間総給水量を15万9,000立方メートル減らし、1,926万9,000立方メートル、1日平均給水量を290立方メートル減らし、5万2,792立方メートルとするものでございます。

収益的収入及び支出では、水道事業収益を1億1,007万2,000円減額し、51億5,283万5,000円とし、水道事業費用は7,444万1,000円減額し、51億2,923万9,000円とするものです。資本的収入及び支出では、資本的収入を7,452万7,000円減額し、6億3,188万円とし、資本的支出を1億6,144万8,000円減額し、14億276万6,000円とするものです。企業債では、起債の限度額を3,380万円減額し、5億9,060万円とするものです。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与を3,235万3,000円減額し、4億2,110万7,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容といたしまして、業務の予定量は入院患者数を5,371人減らし3万8,064人、外来患者数を1,215人増やし8万7,480人とするものです。

収益的収入及び支出では、病院事業収益を1億1,239万2,000円減額し、33億4,552万7,000円とし、病院事業費用を5,426万9,000円減額し、33億9,457万1,000円とするものです。資本的収入及び支出では、資本的収入を1億1,540万円減額し、4億7,666万8,000円とし、資本的支出を9,254万5,000円減額し、6億4,227万2,000円とするものでございます。企業債では、起債の限度額を1億1,540万円減額し、2億8,460万円とするものです。議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,238円3,000円減額し、22億1,979万円とするものです。棚卸資産の購入限度額を866万6,000円減額し、5億1,872万7,000円とするものでございます。

次に、議案第5号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,308万8,000円に定めるものです。

主なものは、汚泥再生処理センター、新し尿処理場建設や（仮称）長生分署、旧の入山津分署移転でございます、の建設、消防車両の更新、廃棄物処理に係る委託料や各施設の老朽化に伴う修繕費等を計上してございます。

次に、議案第6号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場斎場事業費予算。

内容として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,536万3,000円と定めるものがございます。施設の老朽化への修繕等の対応や利用者への利便性を高めるため、待合室を和室から洋室へ改修するための工事などを計上してございます。

次に、議案第7号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。

内容として、業務予定量、給水戸数6万1,052戸、年間総給水量1,913万8,000立方メートル、1日平均給水量5万2,433立方メートル、主な建設改良事業を老朽管更新事業、排水管更新事業及び浄水施設整備事業とするものがございます。

収益的収入及び支出では、水道事業収益51億5,351万円、水道事業費用50億9,319万円とするものがございます。資本的収入及び支出では、資本的収入7億6,912万円、資本的支出16億989万9,000円とするものです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額8億4,077万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,032万円及び過年度分損益勘定留保資金7億8,045万9,000円で補填するものがございます。

起債の限度額は6億4,290万円、利率を4.0%以内に定めるものがございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費、交際費とするものがございます。

次に、議案第8号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算でございます。

内容は、業務予定量、病床数180床、年間患者数、入院4万3,800人、1日平均120人、外来8万7,480人、1日平均360人とするものです。収益的収入及び支出の病院事業収益を35億9,940万6,000円、病院事業費用を35億8,498万円とするものがございます。資本的収入及び支出においては、資本的収入を2億1,011万1,000円、資本的支出3億6,754万円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,742万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,691万8,000円で補填するものです。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費、交際費とするものがございます。

次に、議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の制定についてござ

います。

内容として、行政不服審査法の施行に伴い、第三者機関として行政不服審査会を設置することに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容として、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

内容としては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

議案第12号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

内容としたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に係る提出書類等の写しなどの交付手数料を定めるものでございます。

議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、施行後10年以上経過し、ガスグリドル付コンロや入力が5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器など当初想定していなかった器具及び設備が流通してきたことから、それらを設置する際の火災予防上安全な隔離距離が追加されたことに伴い、火災予防条例を改正するものでございます。

次に、議案第14号 契約の締結についてでございます。

内容は、汚泥再生処理センター建設工事を32億7,240万円でクボタ環境サービス株式会社、代表取締役、岩部秀樹と契約するものでございます。

次に、議案第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

内容として、教育委員会委員の任期満了に伴いまして、今井富雄氏を任命するものでございます。

以上、議案15件を審議し、全て15件とも原案どおり可決されました。

以上で、長生郡市広域市町村圏組合第1回定例会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会より一問一答方式と従来方式の選択制を試行的に採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問・答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

---

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。皆様、改めましておはようございます。傍聴人の皆様には、お忙しい中、また寒中早朝より議場に足を運んでくださり、まことにありがとうございます。

これより一般質問をいたします。

さて、私は、長年議会改革の一環として、議会の一般質問の方式を町民や議会傍聴人の皆さんがわかりやすい一問一答方式の導入を提案し続けてまいりました。これまでのいきさつは、議会がどうしても一問一答方式の導入には反対され続け、私一人ではどうにもなりませんでした。このたび、ようやく議会の皆様のご理解を得、一般質問の形式が大きく変更することができました。これまで議会を傍聴された方はご承知だと思いますが、今まで一括方式だけだった質問方式から、一括方式と一問一答方式を選択できるようになりました。当然、私も一問一答方式で質問いたします。

今回、6名の議員が一般質問をいたしますが、全員が一問一答方式を選択しておるところでございます。これまで議会を傍聴された多くの町民から、議会を傍聴しても議員の質問と執行部の答弁がかみ合わず、何が何だかさっぱりわからないよという方も多くおられました。また、あんな議会なら二度と傍聴に行かないし、行ってもしょうがないよなどとも言われておりました。まことに残念な気持ちでいっぱいでした。

傍聴人の皆さんにお願いいたします。今回の一問一答方式の質問形式と、これまでの一括方式の質問では、どちらが皆さんにご理解していただけたか、お聞かせ願いたいと思います。どちらにしても、私は、町民の皆さんが傍聴して、議員の質問や行政側の答弁がよりわかりやすい方式を選択していきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

私は、次の大項目3点について質問をいたします。

大項目の1点目ですけれども、長柄町第5次（5カ年計画）行政改革大綱及び長柄町行政改革集中改革プランについて質問をいたします。

その中の1番目です。第5次で人材育成の推進とありますが、第4次の人材育成との違いはどこにあるか伺います。

2番目、地方公会計の整備を行い予算編成及び財政計画の策定に積極的に活用とありますが、具体的にどのような会計手法を取り入れていくのか、また、いつから実行に移し、そのための人材育成はどのようにしていくのか伺います。

3点目の人事評価の結果を昇任・給与等に反映することで、職員の士気を高め、意識改革を図るとありますが、何を基準に人事評価するのか伺います。

4点目、公共施設の経営健全化のために指定管理者制度を活用しておりますが、今後のPPP、アルファベットが多くてまことに申しわけないんですけれども、PPPとは、公共サービスに民間が参画する指標であります。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化やサービスの向上を目指すことであります。また、PFIということも出ておりますけれども、これも同じようなもので、民間手法を活用した社会資本の整備と民間的経営手法の導入と更新について検討し、施設運営の健全化を図るとありますが、どこの施設に導入すると考えているのか、また、民間機関を活用する社会資本の整備とありますが、具体的な内容についてお伺いいたします。

それでは、大項目の2点目ですけれども、平成28年度から平成30年度の3カ年実施計画について質問いたします。

1点目の、ふるさと納税を含めた寄附金の財政計画は、平成28年度は100万円であります。同じく29年度も100万円、30年度も100万円となっており、行政の取り組みに情熱が感じられません。もっと積極的に取り組むべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

参考までに申し上げますが、地形的にも、それから人口的にも長柄町に一番環境に近い睦沢町は、平成26年度のふるさと納税寄附金は3,028万6,000円であります。27年度はですよ、今年2月9日現在で睦沢町は8,449万5,000円あります。また、近隣の大多喜町は、平成26年度は4,479万4,008円あります。平成27年度は、昨年10月まで皆さんどのくらいだと想像できますか、3億7,829万6,600円ですよ。ぜひ、もっともっと積極的に取り組むべきだと私は考えております。

それから、同じく大項目の2点目の平成28年度から平成30年度ですね、3カ年の実施計画でありますけれども、商工業の振興とありますが、具体的な内容を伺いたいと思います。

同じく3点目ですけれども、学校教育費は、小中とも空調設備工事が主な事業費で、学力の向上のための事業費が見られませんが、外国語教育やタブレットを使用する教育などは特に考えていないのか伺います。

大項目の3点目でありますけれども、長生郡市内に13校ある中学校の教育、学力のレベルの順位の公開について、昨年12月にも質問いたしましたけれども、長生郡市内の上位7位ぐらいまでは公表してほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、長柄中学校の学力のレベルは郡市内でどのような位置にあるのか伺います。

以上、大項目について、3点、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

1点目の長柄町第5次行政改革大綱及び行政改革集中改革プランについてお答えいたします。

まず、人材育成については、第4次計画を踏襲し、各種職員研修や人事交流を継続することにより、職員の識見を高め、資質の向上を図ってまいります。また、この後の人事評価とも関連いたしますが、現在実施している勤務評定を行うことにより、その結果を反映することで、職員の士気を高め、意識改革に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に、地方公会計の整備についてお答えいたします。

現在の官庁会計は、現金の受け取りまたは支払いを行ったときに、その金額を記録する現金主義を採用しております。

一方、これを補完するものとして、新地方公会計制度では、収益や費用の事実が発生した時点で、現金の受け取りや支払いがなくても帳簿に収益や費用を記録する発生主義・複式簿記を導入することが義務化されております。したがって、全国の地方公共団体と比較できるよう統一的な総務省の基準によるマニュアルに基づき作成し、平成28年度決算から実施いたします。

次に、人材育成に関してですが、国は、人材育成支援として、自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等を活用し、研修を実施することとなっております。この研修は、財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成等への活用に関するノウハウも含まれておりますので、このような研修に積極的に参加してまいりたいと存じます。

次に、人事評価のご質問についてですが、本町では、9月と2月に職員勤務評定実施規程に基づく評定を全職員を対象に平成18年度から実施しております。勤務評定は、管理職が行い、各課、班に所属する職員の勤務成績を能力、意欲、実績の各項目を5段階評価で点数化し、最終的な評定を町長が行っております。評定結果を昇任、昇給、賞与等の全てに反映することで、職員の士気を高め、意識改革を図っているところであります。今後、既存の規程をベースに、国の指針に基づく人事評価への移行も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、公共施設の経営健全化のためのPPP、PFIの導入についてお答えいたします。

本行政改革大綱は、平成27年8月28日付で総務省から提示された地方行政サービス改革の推進に関する留意事項に基づき作成するものであります。この事項の重点項目に、行政の担うべき役割の重点化があり、PPP、PFIについて積極的に検証を行うこととなっております。この趣旨は、積極的な民間委託の検討であり、今現在、具体的な施設について導入するか否かは決定しておりません。既存の施設、新規建設施設をその都度検討し、優位性が認められることになれば導入することとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ふるさと納税につきましてお答えいたします。

昨年11月に返礼品のメニューを追加し、また民間のふるさと納税ポータルサイトを活用し、PRに努めております。また、その後、返礼品を追加し、新たに商品をラインナップいたしました。さらに新年度からは、ウェブ上で決済手続きのできる仕組みを構築し、寄附していただける方の利便性の向上を試みることにより、本町のふるさと納税の充実を図ってまいりま

す。

また、町商工会では、地域経済活性化提案型事業を活用し、特産物の調査・研究等に取り組むこととしており、町としても大いに期待して支援していきたいと存じております。どのような特産物が生まれるのか、今から楽しみであります。このようなものも積極的に返礼品のメニューに加えてまいりたいと存じます。

次に、商工業の振興の内容についてのご質問ですが、実施計画においては、経常的な経費については記載をしておりません。例年、商工振興を支援する事業としては、商工振興利子補給、商工会運営補助費がございます。これは、平成28年度経常的な支援にあわせ、新規に街路灯のLED化、新しいまちおこし事業への支援がありますので、事業化に当たり商工会と連携を密にしながら進めてまいりたいと存じます。

教育関係のご質問につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上、大岩議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

最初に、3カ年実施計画の3つ目、学力向上のための事業費が見られず、外国語教育やタブレットを使用する教育は考えていなのかという点についてですが、本町では、外国語教育として、中学校英語科での指導や小学校及びこども園での英語活動を充実させるために、外国講師を民間委託し配置している外国語指導助手、いわゆるALT派遣事業や、中学2・3年生を対象に、異文化との交流や体験を通して、国際感覚を身につけた青少年を育成することを目的とした中学生海外交流事業を実施しております。

また、ICT教育については、各学校に1クラス分のノートパソコンを設置し、インターネットによる調べ学習や学習ソフトを利用した問題演習、デジタル教科書や電子黒板を活用しての学習を行っております。タブレットについては、教員の活用技術の習得を初め、効果的な活用場面と方法、教材の開発、機器トラブルへの対応等、課題も少なくないため、まずは先進校の研究成果を把握するとともに、本町における学校現場の現状を踏まえながら導入を検討していきたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、長生郡市内の中学校の教育レベルの順位公開についてお答えいたします。

学校が、自校の相対的な位置を知るためには、共通テストの平均点が一つの目安となりま

す。我が国においては、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査がそれに該当します。平成25年11月29日付の全国学力・学習状況調査に関する実施要綱を見ますと、調査結果の取り扱いに関する配慮事項の中で、「個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること」「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表や各学校の順位づけは行わないこと」などが明記され、学校別成績の公表について一定の制約が課せられております。

本来、全国学力・学習状況調査は、その結果を教育現場に生かし、児童・生徒の学力向上に役立てることが狙いとして行われるものであり、学校間の序列をつけたり、比較するための調査ではございません。

また、調査結果は、学力の特定の一部分を測定したものであるにもかかわらず、平均点を公表した場合には、数字がひとり歩きをして、学校の序列化や過度の競争が起こることが懸念されます。

全国学力調査が行われておりました昭和30年代には、一部の学校で自校の成績を上げるために学力の低い児童・生徒に対してテストを受けさせなかったり、正答率を上げることだけを意識した授業が多く行われていたり、点数だけで、あの学校はいい学校だ、この学校はレベルが落ちる学校というような風評が立ち、学校によっては児童・生徒のモチベーションが下がり、さまざまな教育活動を進めていく上で支障が出てしまったという例も報告されております。

また、文部科学省から送られてくる全国学力・学習状況調査結果資料は、それぞれの教育委員会が設置する学校のデータのみの提供となっております。

ただいま申し上げました理由により、長生郡市内のどの教育委員会も、調査結果については非公表との見解を示しておりますので、郡市内での長柄中学校の学力レベルは把握できない状況となっておりますことをご理解願ひ、また、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 再質問に入ります。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、一問一答の原則に従い、1つずつ再質問をさせていただきます。

第4次の人材育成の実績はどのように上がっているのか、まずお伺いしたいと思います。

〔「時間制だから早目に頼むよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ご質問の、人材育成の実績を話せということでございますが、各種研修の中では、役場の中で課長研修、また係長研修、広域等で実施されている研修がございますが、回数につきましてはここで今即答できませんので、後でまた報告させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 次ですね、町の職員で、これまで企業会計処理の知識ある人、あるいは経験した人材がどのぐらいいるのか、複式簿記を体験してきた職員がいるのかどうか、わかりますか。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 町の職員の中で複式簿記の体験者ということでございますけれども、広域の水道会計などは、企業会計をとっております。そのような関係で、広域の水道部に出向した方は体験しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） この広域で体験した人を町へ呼び戻して、この複式簿記に会計処理をさせるということですか、それとも、新たにこういう人材を雇用するのかどうかですね。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） これ、全国的なものでございまして、その全国的だということで、国が主導しておりますので、国は、そういう体験者以外でもできるように、いろいろ研修等用意しております。その研修を受けながら、また近隣の市町村、長生郡内で研修等互いに財政担当者やっておりますので、そういう中で、自分たちの能力を上げていくというようなことで考えております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今までのこの単式簿記からだ、町の全体の財産がよくわからないんですよね。早目にこの複式簿記を導入して、お金の流れ、あるいは財産というものをしっかり把握しておきたいというふうに思いますので、早目の導入をお願いいたします。

それから、3点目の、これまで全く人事評価されてこなかったとか、管理職あるいは5段階という、何を基準にそういうものを評価してくるのか、もう一度聞きたいんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 先ほど、町長が答えたとおり、この町の例規集にございます長柄町職員勤務評定実施規程に基づき5段階で評定しているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 次に、非常に難しいんですけども、何かPPPとかPFIとかってあるんですけども、その民間機関を活用する社会資本の整備とありますけれども、町長、先ほどの答弁の中で、今の段階ではどういう事業があるのか、まだ把握していないということなんですけれども、何かこういう事業でもというような想像だけでも、何かひとつあればお聞きしたいと思います。

それと、民間手法は、どのように集めるとか活用していくのかを聞きたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 町長の答弁の中で、検討していくということでございまして、これから行っていくものといたしましては、当然、新しいものというようなことで言っておりますので、道の駅だとか、そういうものも民間手法が入れられるかどうか検討はします。その検討した結果、純粹にいいだろうということになれば、当然導入することになるかと思うんですけども、問題があるということであれば、今までどおりというようなことになるかと思えます。一応検討するというところでございます。

PPPにつきましては、大枠の中にPPPがあります。その中にPFIだとか、指定管理者だとか、市場化テスト、公設民営、それから包括的民間委託、それからアウトソーシングと全て含んでおりますので、そういうものを含めた中で、PFIに限らず全部のものを検討していくと、そういう趣旨でございます。PFIだけを引き抜いて言っているわけではありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 私も常々考えておりますけれども、行政もやはり企業経営の体質をこれからどんどん導入していくべきだというふうには昔から思っておりました。やはりこのサービスはですね、やっぱり民間のほうがはるかにトップを走っておりますので、そういう民間にも職員を派遣したり、そういうものを導入していただければなというふうに思えます。

次に、大項目の2点目の、平成28年度から平成30年度の3カ年の実施計画についてであります。

一番大きな問題は、このふるさと納税なんですけれども、先ほどポータルサイトに登録し

たとか、返礼品もラインナップしたとか、ライン上でのふるさと納税と言ったんですけれども、私、この「ふるさとチョイス」のほうを調べたんですけれども、昨年12月、「ふるさとチョイス」のほうに登録したとって私見たんですけれども、しかしまだまだ欠点多いんですよね。さっき「チョイス」の中で申し込みできるって言ったんですけれども、クレジット決済ができるのか、それから毎年の年度でもお礼品があるのか、その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 新年度でございますけれども、新年度予算で「ふるさとチョイス」とそれから「さとふる」という2社に、これはウェブサイト上、最もよく見られているサイトということで、ここに委託しようというようなことで考えております。

当然、縁もゆかりもない方に長柄町に寄附していただくということになりますと、やはりウェブ、インターネットを見てということが多くなるかと思えます。そのときに、そういう方々は、そのウェブ上で決済できれば、長柄町いいなと思えばやってくれるんでしょうけれども、例えば、米を欲しいなと思う方が長柄町のところを見て、例えば銀行口座に振り込むとか、そういう手続、銀行まで行って振込手続をしなければいけないということになりますと、当然、ほかのところに行ってしまうわけでございますので、それは肝心かなめでウェブ上で決済できるような形でというふうに考えております。

ただ、手数料といたしまして、寄附金の12%支払うような形になりますけれども、それでも結構、近隣の事例を見ますと、そこに委託すると非常に寄附金額が増えるというようなことも聞いておりますので、新年度については増えるのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 先ほど申しましたけれども、昨年12月の議会で一般質問でやったように、その睦沢町の企画課に問い合わせが来て、私も初めて知ったんですけれども、近隣市町村ですね、このような多額のふるさと納税資金を集めたことさえですね、私は長柄町のふるさと納税の寄附金のチェックとか調査もせず、また指導もしてこなかったことに対して、本当に私は議員として町民の皆さんの負託に答えているのかどうか、まことに申しわけない気持ちでいっぱいでした。まず、その中、長柄町は、直近でどのくらい、26年度、そして27年度はどのくらいの寄附金を集めているのか伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 平成26年につきましては、19件で51万3,434円でした。今現在でございますけれども、37件で72万3,000円でございます。

それで、前回、さきの議会でも申し上げましたとおり、努力していきますと、努力し続けますというようなことで申し上げたところなんでございますけれども、今、いろいろ長柄町当たりまして、町内の方々当たりまして、内諾を受けているところがございます。例えば、夢工房の豚肉のみそ漬けだとか、それから金谷のアンデルセンのハムの詰め合わせ、それからイチゴ園、それからブドウ園、これ貸し切りということでございます。それから、町内の窯元の陶器、そういうようなものも内諾を受けております。構想も幾つかほかに別途あるんですけれども、相手があることなんで今ちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、このような形でいろいろメニューを挙げていきまして、寄附していただけるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 日々、努力している様子はいかがなんでしょうけれども、私は、先ほど言ったように、3カ年計画の中で28年度も100万円、29年度100万円、私、12月も言ったんですよ、睦沢町はもう8,400万円も集めているんだよと。にもかかわらず長柄町の行政からの、その何と申しますかな、熱意ですよ、熱意というか、そういうものが感じられないと私は言っているんですよ。何で28年、29年、30年が100万円、100万円、100万円なんですか。私は、その辺の意識が、全く言葉は悪いけれども、低いと思えますね。

先んじて、大多喜町はもう3億7,000万円、もうかなり先に行っちゃっているんですよ、長柄町より。町長も、仮にこれ、50%の返礼をしても、1億円あれば5,000万円が町の財源として自由に使えるわけですよ。半分返礼したとしてもですね。それを町長は、職員にもっとふるさと納税について、気合いを持ってと言ったけれども、その熱意が、申しわけないけれども、全く感じられないですよ。何で2年目は500万円、1,000万円、2,000万円とこういうやっぱり高い目標を持って実行すべきだ。ですから私言ったんですよ、行政と民間じゃこれだけ温度差があるのかなということなんです。その辺のところを、町長、もう一回お聞きしたいです。いや、町長の決意ですよ。どうしてそういう実施計画を立てたのを町長が承認しているんだということですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 熱意が見られない。数字からいくと、近隣と比べられると、これはもう二の句が継げない、そのとおりであります。我々、そういった遅きに失したかというような感もあります。したがって、議員から12月議会でご指摘いただきましたラインナップをまずそろえていこうと、そういったことで、今度は寄附していただける方々の利便性を考えていこうというようなことで、この2カ月間、頑張ってきました。

そして、地場産業の育成、農産品、それから6次産業になるかどうかわかりませんが、今班長のほうから申しあげましたように、例えば、豚肉のみそ漬けだとか、アンデルセンのハムだとか、そういったいわゆるこれからラインナップとして上げられるものも内諾していただくような形になりました。これがやはり地元の地場産業を活性化していくということは、まさに間違いなくて、そのとおりだというふうに思います。

それから、各町村によって、やはり返礼率が多少違います。それともう一つは、やはり予算を立てるに当たって、とれない、見えない数字を幾ら、1,000万円だということは私は言えません。大きな間違いとして増えることについては、これは大喜びであります。したがって、3年後に1億円もらえるから、その1億円を予算化しようというような考え方はちょっといかなものかと、3年間100万円でどうだということのお叱り、答弁にはなりませんけれども、ある程度の見通しが立ってきたときに、この数字は修正される可能性がある、ということをご理解できれば賜っていただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長、私はですね、何も5,000万円とか1億円とかってね、そういう大きなことを言っているわけではないんですよ。やはり500万円とか1,000万円とか2,000万円とかそういう目標を持って、仮にそれが集まったからってそれを収入として支出の計画に充てるわけじゃないんですよ。高い目標を持つことが大事じゃないか。これ余分な収入なんです、言葉悪いですけどもね。これを必要経費としてほかに分配するわけじゃないんですね。目標は高く設定して、一生懸命それに取り組んでもらいたい、意識の問題と私は思いますけれどもね。

時間がだんだんなくなりますけれども、まして政府は、今年度に企業版のふるさと納税基金を導入することになっておりますよね。自治体の雇用につながる事業を寄付の対象にする、具体的には、移住や定住の促進、結婚や出産、育児がしやすい環境の整備、地域を支える人材の育成等々、働く場に少しでもつながる事業が対象だというふうになっております。そうすることによって企業も6割の税負担軽減が受けられるんですよ。これからますますふる

さと納税が活発しそうであります。前日も申し上げましたけれども、地方にとっては、このふるさと納税という制度は、千載一遇のチャンスであるという強い認識を持っていただきたいというふうに思います。

それから、商工業の振興ですけれども、先ほど、経営的な支援だけということだったんですけれども、LEDという話が出ました。しかしながら、こういうLEDということがあれば、やはりこの3カ年計画の中で、経常的な支援だけじゃなくて、新しい事業はこうだとか、そういうものをやはりもう少し明確にしておいてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 本実施計画におきましては、事業費100万円を目当てに事業の計画を提案させていただいておりますので、今回は載せていないという状況でございます。町長の答弁のとおり、事業といたしましては、担当として一生懸命やっているというところをご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） いや、森田班長、一生懸命皆やっていると思うんですよ、それはね。ですから、我々から見れば、やっぱり3カ年実施計画の中で計上されてなかったのですね、新しいそういう事業があれば、やはり載せて、皆さんに知らしめるべきじゃないかというふうには思います。

時間がだんだんなくなってきましたので、それから、町長、ご承知のとおり、長柄町の商工関係は衰退の一途をたどっております。この衰退を町長はどのように考えておるのか。ましてや昨年実施された国勢調査では、長柄町のこの人口減少に伴って商業と商工業も衰退していく、これ当然リンクされていくわけですよ。人口減少の中に商工業の発展というのはまずあり得ないと私は思います。昨年、国勢調査で、長柄町の人口の減少率はマイナス8.6%で、県内の町村ランキングでワースト3ですよ、残念ですけれども。

ちなみに、先ほどもあった睦沢町になりますけれども、睦沢町はマイナス1.5%、減少率の低さでは、睦沢町は上から2番目、長柄町は下から3番目、こういう開きが出ているんですよ。これについて、この人口の減少とそれから商工業の衰退はリンクすると思うんですけれども、この辺の対策はどのように考えておりますか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいま、人口減少と商工業の衰退というものについてリンクす

るのではないかというご主張でございますが、私は違うということではなく、やはり同じ考えだと思います。

ただ、人口の減少につきましては、やはりその順位について、睦沢町とか隣の長南町だとか長柄町だとか、それぞれのやはり持つ大きな課題であると認識しております。ですから、そういうものについては、この地方創生の4つの項目、こういうものを着実に今後進めていきながら、人口対策は一生懸命努力していくことが必要であるというふうに認識しております。

それから、商工業の育成につきましては、町といたしましても、商工会を初め、そういった団体とやはり連絡を密にしながら、よく検討を重ねた上で、両方で切磋琢磨して推進していくべきものと心得ておりますので、この辺、行政の一方的な押しつけではなくて、両方のコンセンサスを見ながら進めていくという認識でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それぞれ、町村の事情があると思いますけれども、しかし、人口減少というか、少ないところの自治体は、どうしてこう少ないんだろうと、やっぱりそういう調査・研究も私は必要じゃないかなと。事情があるからじゃなくて、結果的にやっぱり数値なんですよね。数値が上がれば、これは一生懸命やったという結果になるんですよ。言葉悪いですけども、一生懸命やっている、やっていると言っても、数値はどんどん下がっていけば、それは結果的にやったというふうには捉えられないというふうに私は、時間でやっておりますので、余り話はできないんですけれども。

それから、学校教育の、先ほど教育長のほうから、外国の教員を招致したり、それから従事しているALTが1人とかというふうに話しておりましたけれども、私も、昨年、教育懇談会に出て、英語教育がこれだけ国家的に推進しているのに、中学校、小学校にこれで1人で十分ですかと言ったら、皆さん、1人で十分だと言うんですね。私の感覚とは非常に離れていると思いますね。毎日のように新聞出ていますよ、外国語教育大事だ。それから保護者の間からも、外国語教育に力入れてほしいというのが83%も出ているんですよ。どうしてずうっと何十年ですね、ALT1人で十分だというこの感覚について、私はちょっと疑問だというふうに思いますね。

12月にも質問いたしましたけれども、一宮町は、6年生全員に無償でタブレットを配布したそうですよ。財源6,000万円は全て国からの助成金であるというふうにも聞いております。

6,000万円ですよ。千葉県でただ一宮町だけだそうですけれどもね。だから、そういうふう  
にアンテナを高くしながら、やっぱりもらえるものはもらう、そういうものをもうちょっと  
目配り、気配りしてほしい。我々やはり専門の部署にいるわけじゃないので、そういうこと  
までは気がつきませんので、お任せしてあるんですから、ぜひお願いいたしますよ、それは。

それから、教育長は、教育の公表はできないと、それはそういうことでしょうけれども、  
千葉県の平均点に比較して、長柄中学校の各教科の平均点は何でしょうかと、私は、では、  
順位じゃなくて、この点数をお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 片岡学校教育班長、お願いします。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、平均点等についてお答えをさせ  
ていただきたいと思いますが、過去3年間における長柄中学校のテストは、本年度全部で5  
つのテストを行いました。国語A、これは国語の基礎、基本です。国語Bが応用です。数学  
A、数学Bも同じで、本年度は3年に1回理科のテストが入るということで、理科のテスト  
も行いました。

3年間の平均を申し上げますと、得点そのものは、先ほども申し上げましたように、長柄  
町においては、単一校ですので、学校名がもう点数そのものになっちゃうので、ずばりは言  
いませんけれども、その平均が、全国平均とほとんど同じような状況です、3年間のテスト  
の平均がですね。線を引くと、ほとんどもうライン上に並ぶような状況ですから、全国平均  
と変わらないというようなこと、この5つのテストが全て同じような状況になっていますの  
で、そちらのほうは申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいまの片岡教育班長のほうから、全国平均並みだということであ  
れば、我々は、やはりそういう情報しか、長柄町の学校の教育レベルとか学力のレベルとい  
うのは把握できないんですよ。

これまで中学生の高校の進学学校も、どこどこに何名とかってそういうものも卒業式のど  
きに皆さんに配布したんですけれども、それさえ配布してくれなくなっちゃったんですよ。  
これを、どこどこの学校に何人行ったと、これを配布することも、これも問題になるんです  
かね、お伺いします。私は配布してほしいと思うんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） もちろん、今、大岩議員さんがおっしゃら

れたことについては、それに続く子供たちが、長柄中学校の進路先がどのようなこと、どのような方面に進めるかということで、非常にやっぱり子供たち、保護者にとっても興味関心はあるし、また、参考にもなるようなことだと思います。ただ、場合によっては、その学校に1人しか行かなかつたりしたときに、誰が行ったとか、そういうことを追求されて、それがよくも悪くもなってしまうようなケースも考えられますので、その点については、学校側と検討させていただいて、今後、子供たちが参考になるような形で、公表できる範囲で公表をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） だって、これまで卒業式行くたびに、進学校何名という把握してきたじゃないですか。それを何でいきなりですね。我々、うがった見方すると、公表できないぐらいレベルが落ちたんじゃないかというふうに思いたくなっちゃうわけですよ。先ほど、全校の平均だ平均だと言って、全国の平均レベルであれば、そりゃいいとは言えませんが、より少しでも上へ来てほしいなと思いますけれども、平均であれば、私は教育関係については余り言うことはないんですけども、ただ、先ほど言ったように、外国語教育ですね、そういうものにもう少し力点を置いたり、あるいはタブレット教育、そういうものがどんどん充実してきますので、そういうところにもう少し配慮してほしいというふうに思いますけれども、今まで配布して、何で急にいつから学校の進学校の配布はしなくなったんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） 確かな年数ははっきり申し上げられませんが、私も現場におりましたときに、今から十数年前から、各学校、市内の学校を初めとしてほとんどの学校が、ほとんどというのは、私が行っていた学校は全てだったんですけども、進学先については、公表しないような感じになってきているのが現状でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、やっぱり子供たちがなかなかこれまでと違って、点数的にも何点だとか、そういうような言い方を学校はしなくなりましたから、高校の合格基準だとか何かということをよく保護者の方がおっしゃるんですけども、そういうようなことも、点数的なことでは偏差値が幾つだとか、そういう数値も使わないようにということで文科省から指導がありましたので、どんどんそういうところが数値的にうまく示すことができ

ないような状況になってきて、やっぱり子供たちを人格的に伸ばすということで、偏った見方をさせないということで、そういうふうなことからきているんじゃないかなとは思いますが、すけれども、でも、今後とも、子供たちのためにできる限り正確な情報で子供たちの身になるようなことがあれば、進んで情報提供はさせていただきたいと、これはまた学校のほうにも指導しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 今の話でございますけれども、自分も長柄中学校の校長の経験がございますので、自分のときどうだったかなというようなことを思い返してみますと、最初のころは、たしか人数まで公表したこともあったかもしれないというような記憶がございますけれども、いわゆる子供たちの進路につきましては、学校教育の中で、その子の特性に応じてどういった進路が一番いいのかというようなことを教員、保護者、子供よくいろいろ話し合った中で、その子に最もよい進路を選定していくというのが進路指導の目標となっております。

かつては、例えば、点数的に非常に高い点を取らなければ入れないような高校にいっぱい入ったからどうだというようなことが非常に話題になった時代もあったのかなというふうには思っておりますけれども、実際に、では、その子にとってどの学校がいいのかというのは、単に点数が難しいところに行ったから、それでいいのかとは一概に言えないんだろうと、そういった意味で、その人数とかというような部分がだんだんぼかされてきて、余り公表しなくなってきたというような背景があるのかなと。

今、ほとんどの中学校におきましては、そういったところまで公表している学校というのはなくなってきているというのが現状でございます。そういった意味では、その子供をいかにやるかという部分が一番大切な部分だというふうなことだと思っております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今の、教育長から班長の話を聞くと、我々は、議員は、町民は、その学校の教育レベル、あるいは学力については、何かわからなくてもいいんじゃないかなという、そういうような感覚しかとれないんですよ。実際に、我々は、では、聞かれたときに、長柄中学校の教育はどうなんだと、教育レベルはどうなんだと言ったときに、やっぱり町民にも知らせなくちゃいけないんですよ。当然、我々議員も、そのくらいのことは把握して

おくべきだと思うんですけども、何かそういうところもすごく曖昧になって、私たちは本当に知らなくてもいいのかという、そういうような感覚になるんですけども、もう一度伺いますけれども、我々は知らなくてもいいんですかね。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長、お願いします。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 先ほど、班長が話しましたけれども、例えばどこに何人とかというその人数までは別としましても、子供たちがそういった判断の中で、どういった進路先にあるのかというような部分については、これはやはり知らせる部分の必要性があるのかなというようなことは考えておりますので、この辺の権限というのは校長の権限でもございます。そういった意味では、校長のほうとも協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ぜひ、学校と話し合って、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

何か、時間に追われて、なかなか言いたいこともできない、少し割愛した部分もあるんですけども、いずれにいたしましても、私、3点質問いたしましたけれども、一番私が今回力を入れてもらいたいのは、やっぱりふるさと納税ですね。この平戸市は長崎県の端ですよ、平戸市。この平戸市は、人口3万か4万ですよ、年間14億円も集めているんですよ。14億円、14億円集めているということは、半分50%返礼しても、約7億が漁業あるいは野菜、地域の産業、ものをですね……

○議長（月岡清孝君） はい、一回質問の終わったことは……

○9番（大岩芳治君） いや、だから質問していないですよ。総括として、私は総括として言っているんですよ。

これはね、質問をしているんじゃないんですよ、総括的にこういうふうに力を入れてほしいなという最後の、質問じゃないんですよ、これでもだめですか。

○議長（月岡清孝君） 一回質問が終わったところは、はい、終わりになります。

○9番（大岩芳治君） 質問しなくても、話はできないんですか。

○議長（月岡清孝君） 質問が終わったところは。

○9番（大岩芳治君） こういうふうをお願いしますということは。

○議長（月岡清孝君） はい。

○9番（大岩芳治君） 質問じゃないんですけども、その内容についてもだめですか。教育

だけですか。

○議長（月岡清孝君） はい、そうです。

○9番（大岩芳治君） わかりました。

では、今後、これについてはもう一回、皆さんで話はしたいなど、総括的な問題ですからね。ですから、時間を調整をしながらやっておりますので、当然そういう形にも私はなろうかとも思いますけれども、もしだめであれば、それは次回の、議員全員で話し合っ、そういうふうにまとめてみたいと思いますけれども。

いずれにしても、郡内の学校の問題ですね、もっともっと力を入れて、私は教育でも、やはり近隣市町村、あるいは誇れるような学校教育、ぜひ、このALTも含めた外国語教育、タブレット教育、どうだというそういうような気概を持った教育に、ぜひこれも全て、やはり長柄町として子供たちのためでありますので、奮闘していただければなというふうに強く要望いたしまして、時間も参りましたので、終わらせていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、大岩芳治君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を行います。

2番、鶴岡喜豊君、どうぞ。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。傍聴人の皆さん、ご苦労さまです。

私は、ネットの議事録と議会だよりに掲載されている質疑応答に矛盾を感じ、一問一答制の導入を選挙公約に上げ、当選後の去年8月28日議会運営協議会で、一問一答制の導入を求

め、9月議会では、現状の長柄町の議会の一括方式と一問一答制の説明をしているとき、「議長、やめさせろ」とかやじが飛び大変でしたが、この半年間協議を重ね、この3月議会より、一問一答制が実現しました。

また、9月議会で、私の選挙公約でもありました、定住政策の一つであった新築の補助金交付の質問に、総合計画策定審議会で検討するという執行部の答弁でしたが、平成28年より住宅新築補助事業として補助金を交付し、実施していただくことになり、すぐに実行する執行部に感謝いたします。ただし、実施計画の説明会でも言いましたが、少し補助金が少ないと私は思いますけれども、執行部の回答のとおり、まず一步ということで、今後さらなる検討をお願いいたします。

それでは、初めての一問一答方式に挑戦します。町民の皆さんから聞いたことを含め、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

1の1、長柄町役場の体制の中から、最初に職員の接遇についてです。

職員の接遇が悪い、当直に電話して、問い合わせても、広報に掲載されているという返事で教えてもらえなかった、上から目線で頭にきたなどと耳にしました。私は、役場の職員だったので、挨拶については勤務中に全ての来庁者に挨拶をしていられない、仕事をしているとき、知人が来ても気づかないことがあり、無理だと説明し、役場の職員の肩を持っているように受け取られています。

しかし、課長は、職員の接遇に関しましては指導監督する立場にあり、職員の接遇を観察し、日常の業務を通して指導し、職員の接遇能力の向上を図らなければなりません。そんな中で、各課長は、自分の職員が接遇をどのように見ているのか、問題点はないのか、4名の課長に伺います。

1の2、次に、女性職員の管理職への登用についてです。

現在、女性職員の管理職は何人いますか。4月から大課制を廃止して長柄町の機構が新しくなるので、女性職員を管理職に登用し、女性の目線から女性ならではの意見を求め、仕事をすることが絶対必要です。女性職員の管理職登用について、以前ほかの議員から執行部に質問があったと聞きましたが、女性職員が管理職を希望していないから管理職にしないと説明して、議員に納得していただいたと聞きましたが、私はそれでは納得できません。そして違うと思います。なぜなら、反対に男性職員が管理職を希望したら誰でも管理職にするのでしょうか。それはあり得ないことです。登用とは、職員をこれまでより高い地位に引き上げ用いることであり、それができるのは、人事権のある総務課長、最終的には町長の責務のは

ずです。執行部の女性職員の管理職への登用についての考えを伺います。

2の1、次に、長柄町役場職員の管理の中から、職員の職階の管理です。

地方公務員法第25条に準じて、長柄町の職員の給料に関する条例を定め、給料を支給しているはずですが。そして法第23条に、職階の管理について定められており、職員の人事管理を目指す職階制の管理が義務づけられています。その管理ができているとは思いません。執行部の話を聞きましたが、履歴、経歴のつづりがあり、管理していると説明を受けました。これでは職階の管理とは言えません。担当課長がかわり、それにより職員の給料の等級が違うなどあってはならないことです。職員一人一人の職階を管理し、管理された職員の給料の等級も引き継ぐべきです。

一例を挙げれば、長生広域に派遣された職員が、充て職で7級になったのではなく、派遣先で認められ7級の管理職にまで登用していただいたのに、町職員としてはいつになっても5級の一般職のままで、退職のとき帰任したら7級から6級に降格させるなど、私には考えられないことです。その後、担当課長がかわり7級で退職できたようですが、このような人事管理は職員のためにはあってはならないことです。

派遣先と長柄町で職階がリンクされていて管理されていれば、長柄町でいつまでも5級のままであるはずがありません。懲戒処分でも受けない限り7級から6級に降格するなどあり得ない話です。何を基準に考えているのでしょうか。職階の管理ができていない、いい証拠です。職員がこのような人事管理を知れば、町民のために一生懸命仕事をする職員、自分のために自学する職員、町民のために積極的に発言する職員が生まれるはずがありません。4月から新体制を目指す執行部の考えを伺います。

2の2、次に、職員の自己申告、勤務評定についてです。

長柄町職員勤務評定実施規程第11条による業務報告は、平成27年度に何件ありましたか。そして、内容はどのようなことがあったか伺います。

また、職員の自己申告がどのように生かされたか、実例をもって回答をお願いします。

私は、選挙公約で大課制の廃止を上げましたが、清田町長は、平成28年度から大課制廃止という役場の機構改革を断行し、新しいことに挑戦し大変な苦勞をしたと思います。それと同じで、職員が自己申告の中で新しい業務の提案、新しい挑戦の報告があり、よりよい提案、報告を町長が認め、登用すれば、職員の士気、責任感も当然上がります。

2の3、次に、職員の研修、派遣についてですが、初級試験、中級研修など、役場で実施する研修ではなく、係長になる前の職員で、役場の仕事を覚えてさらにレベルアップのため

の民間企業への体験入社です。

私は、役場の職員は仕事をしてもしなくても給料をもらえて、今までどおりの仕事をしていれば波風は立たず、責任感がなく、利益を得なくても役場は潰れることがないと考えている職員がいると町民に話すことがあります。役場と民間企業では当然違いますが、民間企業では利益が生じなければ倒産します。そして、民間企業であったなら、このような社員は左遷カリストラの社会です。このような厳しい社会で業務を体験できることは、職員にとって意義のあることだと思います。民間企業への体験入社について、執行部の考えを伺います。

次に、新年度を迎えるに当たり、新事業の道路建設も予算化されていますが、私が心配しているのは、長柄町に未完成道路が幾つかあり、また道路の維持管理ができていないことです。執行部にはうるさいと思われるかもしれませんが、行政の監視役として、町民に密接に関係のある道路について質問いたします。

3の1、最初に、未完成道路について質問します。

道路は、自動車が通行できればよいというものではありません。道路を建設する際に、用地買収ができずに、車道、歩道が狭いままに放置されている箇所が長柄町にはあると思います。場所はどこか、何カ所あるのか、そしてこれらの箇所の用地交渉を再度行い、計画どおりの道路を完成させる考えがあるのか、執行部の考えを伺います。

3の2、次に、道路の維持管理です。

執行部は、道路の維持管理は路面の修繕だけと考えているのでしょうか。一例ですが、日吉誉田停車場線の国府里地先から左に曲がり、大加場から県道千葉茂原線に抜ける町道など、反射鏡のない視線誘導標が10年以上たっています。地元の人にすれば、草刈りの邪魔です。そして機能を果たさないこのような視線誘導標を撤去する考えはないのか。また、大変危険なことです。ガードレールに袖のない場所もあります。これら安全施設も当然道路の管理です。ほかにも、せっかく道路標識があるのに、竹がかぶさり見えない場所もあります。また、橋梁なども気になるところが私にはあります。町道のパトロールのあり方、道路の維持管理について、執行部の考えを伺います。

4の1、次に、反問権について質問します。

私は、選挙公約で反問権について訴え、当選後、執行部に反問権の説明をしてきました。1月20日の全員協議会で、反問権について、質問の趣旨、論点の確認は認めることになりましたが、私はこれだけでなく、もっと執行部に反問権を与えてもいいと考えています。

例えば、3の2で、橋梁など私は気になるところがありますと発言しましたが、執行部は

この発言を聞き流すのでしょうか。私の橋梁の気になるところは何か疑問に思い、質問したいと考えませんか。一問一答方式なら可能だと考えます。執行部に、内容についての反問権を与えて、活発な議会にしたいと考えますが、執行部の考えを伺います。

最後に、5の1、飲料水兼用耐震性貯水槽について伺います。

私は、地震を想定して12月の定例議会で質問し、執行部より、飲料水を備蓄してあり対応するということでしたが、1月のニュースを見ていて、九州、山口で26万世帯以上が寒波による水道管の凍結、破裂による漏水のための断水になりました。異常気象が叫ばれている現在、長柄町でもあり得ることです。

私は、貯水槽が災害のときに絶対必要だと考えており、12月の定例議会の後、さらに執行部と話をしましたが、執行部も、役場のこの新庁舎建設の際に貯水槽を考えていたと聞きました。しかし50トンの貯水槽を設置しても、水道水の使用が少なく循環しないで、死に水になるから断念したと聞きました。ならば、貯水槽を少し小さくして40トンの貯水槽を設置する考えはないでしょうか。

12月の定例議会では言いませんでしたが、茂原市では、平成元年度より設置を始め、平成12年度までに11カ所設置をして、100トンの貯水槽もあります。確かに茂原市とは使用量が違い、100トンと言われても一緒にならないと思いますが、また睦沢町では、2カ所で40トンの貯水槽も設置しております。私の家は90トンぐらいの水道水を使用します。管網図をよく見て設置場所を考えれば、死に水になることはないと思いますが、執行部の考えを伺います。

最後に、清田町長にお願いですが、一括質問、一括答弁の後に、一問一答方式で質疑応答することになりました。一括答弁の際に、わかりやすい議会のために、1の1は各課長に聞きますので、1の2について、2の1についてと項目を述べてからそれぞれの答弁をお願いしたいと思います。

また、傍聴人の皆さん、初めての試みで質問と答弁がかみ合わないところがあるかもしれませんが、どうかご容赦願います。そして、私の考え、求めていた一問一答方式と少し異なりますが、わかりやすい有意義な質疑応答ができるように努力いたします。

以上をもちまして、一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の1でございますが、1点目の職員の接遇についてのご質問ですが、全職員を対象にした接遇研修を2年続けて実施してまいりました。また、管理職を筆頭に、各班で毎朝、挨拶を兼ねたミーティングや始業前の準備体操を現在実施しており、職員においては明るく元気な接遇に努めているところでございます。この成果につきましては、よくなってきたと私自身実感しているところでありますが、ご指摘については真摯に受けとめ、今後とも日々の積み重ねにより接遇の向上を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、1の2でございますが、女性職員の管理職への登用についてですが、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会基本法を制定しております。この基本法では、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することとしております。

町においても、基本計画等にも位置づけ、男女平等等、意識の高揚を図るため、機会を捉え研修会に参加するなど、推進してまいりました。

本町職員の一般行政職における女性職員の比率は47%で、男女の社会における活躍については中立であると言えますが、指導的地位に女性がいない現状であります。この理由については、女性職員の年齢が比較的若いことや、管理職を目指す女性が少ないという実情があると認識しております。

昨年度においては、女性職員に対して意識改革の研修会などを実施し、男女共同参画の意識の醸成に努めているところであり、今後積極的に女性職員の登用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、2の1であります。2点目の職員の管理についてでございます。

ご質問の内容は、派遣職員の職階の管理のことと存じますが、派遣先での勤務状況を踏まえ、帰任時においては、権衡のとれた調整を行い、適正に管理してまいりたいと考えております。

2の2でございますが、次に、職員の自己申告、勤務評定についてですが、職員の業務報告は、勤務評定実施規程に基づき9月と2月に実施し、全職員が業務内容、達成目標、自己評価を作成し、評定者である管理職に申告しております。自己申告等が生かされた実例についてのご質問ですが、勤務評定の際に、全職員に仕事の量や質、給料、人間関係、希望する

部署、移動したい課などについて申告させ、人事案件作成の資料としております。申告書の記載内容を斟酌しながら、適材適所を念頭に職員の配置に努めているところであります。

続きまして、2の3であります。職員の研修、派遣についてですが、職員を民間企業等に体験研修させる、また人事交流を行う等、行政の枠にとらわれない交流は重要なことと認識しております。過去には、県庁や公社等への派遣を継続的に行っていた経緯もございますので、職員の育成面から、職員数も厳しい状況ではありますが、可能な限り派遣を実施したいと考えております。

また、研修や派遣の結果が、即、成果にあらわれるということではなく、職員が派遣等により広く人、文化、環境等に触れることでさまざまな交流が生まれ、これらが長年熟成された結果として、多方面にわたり行政効果があらわれてくるものと存じます。

続きまして、3の1でございます。町道についてのご質問ですが、まず、過去に用地の買収ができず完全な完成形となっていない道路の箇所及びその箇所数について、また、それらを完成させる考えはないかのご質問でございますが、数カ所あることを承知している旨、ご答弁をさせていただきたいと思っております。場所などの詳細な部分につきましては、担当課からお答えをさせていただきます。

2の2でございます。また、もう1点につきまして、暫定形ではあるものの、安全対策が講じられていることから、特に通行に支障となっていない状況のものもあり、結果として、当時のままというところもあると認識しております。

用地交渉が整わなかったという背景には、それなりの難しい問題や理由がその当時あったものと推察するところでありますが、その部分が暫定的な形態である以上、本来求めている道路の形にすべきことは、議員と同じく当然のことと考えております。

いずれにいたしましても、用地の交渉には、相手方があってのことでございますので、状況をしっかりと把握した上で、できるものからとはなりますが、対応してまいりたいと存じます。

次に、道路のパトロール、維持管理についての考えはとのご質問でございますが、道路の現状を把握し、道路の異常などに対して適切な処置を講じることは、道路管理者としての責務であり、主に平常時の定期的なパトロールと台風や降雪時などの緊急時のパトロールを実施しております。

また、一昨年から本年度まで、道路の舗装状況調査及び道路ストックの総点検といった、社会資本の老朽化に対応すべく実態調査を行いました。これは、国土交通省を初め全国の地

方自治体において、一斉に実施されたもので、倒壊、落下等による道路利用者及び第三者被害を防止する観点から、本町においても、1、2級幹線及びその他交通量の多い町道を対象として実施したところであります。

今後は、これら調査結果をもとに、できるだけ国の補助事業などを活用しながら、適切に管理してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4番目の反問権についてのご質問につきましては、議会運営に関する案件ですので、答弁は控えさせていただきます。

5点目の飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についてであります。地域防災計画では、避難施設において本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、避難場所等への施設整備に努めることとしておりますが、12月定例会においての一般質問でお答えしたとおり、本町では、給水が不可能となった場合の非常時に対処するため、防災備蓄倉庫に飲料水を保管し、また井戸水・湧水供給協力に関する協定、飲料会社等との物資供給協定に基づき、飲料水を確保することとしております。ぜひご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

今後とも、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置については、その必要性も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、鶴岡議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） それでは、長柄町役場の体制1のほうの、各課長のほうの問題点というところで、田中総務課長、お願いいたします。

○総務課長（田中武典君） 先ほどの鶴岡議員のほうからの質問の中に、担当課長の接遇に対する答弁ということをお求められておりますので、これに関しましては、接遇を総合的に管理しております私の方から答弁させていただければと思います。

先ほど町長が申し上げたように、毎朝の挨拶を兼ねたミーティング、それから準備体操をいろいろな接遇の過去の反省点から実施しているところであります。これにつきましては、おおむね8時20分には全ての職員が実行しているというような状況で現在おります。それに加えて、定例管理職会を月2回行っているところでございますが、これらの中におきましても、その都度フレキシブルに対応の接遇の向上につきましては、打ち合わせをし、実行しているところでございます。その経過観察につきましては、それぞれの管理職において朝のミーティングにおいて把握をし、指導をしているところでございます。

特に、私のほうで昨年特化して指導した内容でございますが、管理職会においてお願いしたところでございますが、たらい回しというようなよく言われる扱がございますが、これにつきましては、あくまでも長柄町においては、カウンターにいらっしゃったお客様に対して、うちのほうの担当ではないのでほかに行ってくださいというようなご案内は厳に慎めというような指導をしております。

これにつきましては、ほかの課になるのであれば、そのほかの課にお連れするか、もしくはほかの課から担当を呼んでお客様を対応するというような方法をとれというようなことを徹底して指導しているところでございます。

また、対応の仕方につきましても、お客様に対して、お客様の相談の身になって対応するよというところで指導しております。これにつきましては、お客様が喜んでいるお話のときには一緒に喜んであげる、お客様が困っているときには一緒に身になって困った相談に乗ってあげる、それからお客様が泣いているときには一緒に泣いた気持ちになって、お客様のとにかく身になって対応する、これが第一基本だというところで指導しているところでございます。

今後も、接遇のそういった事例も踏まえて、基本的なマニュアル、そういうものも必要になると思いますが、その辺も含めまして、なお一層の接遇のレベルアップに努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（月岡清孝君） 引き続き一般質問を行います。

2番、鶴岡喜豊君、どうぞ。

○2番（鶴岡喜豊君） 引き続いて、一問一答方式でお願いいたします。

最初に、接遇についてですけれども、ちょっと私が耳にしたことなんですけれども、道路愛護、知ってのとおり8月と2月でございます。この8月と2月、暑い盛り、寒い盛りにするんじゃないかと、春と秋にならないかということで役場に電話をしたらば、そんなに暑くて寒いのが嫌なら参加しなくてもいいと言われたそうです。町民は大変怒っていました。私はあきれて、元の役場の職員として大変恥ずかしい思いをしました。

このような接遇のレベルでいいはずがありません。大課制になって課長の目が行き届かなくなりまして、接遇のレベルが下がったのではないかと、平成28年度から新しい機構になりますけれども、28年度から役場の接遇がよくなったと、そういう声が私の耳に入るようにしていただきたいと思っておりますけれども、執行部の考えを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 先ほども申し上げたように、接遇に関しましては、細心の注意を払って日々研さんに努めているところでございますが、ご指摘の点、そういうお話があったことについては真摯に受けとめ、今後ともそういうことのないように切磋琢磨したいというふうに考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 長柄町は、接遇マニュアルとかそういうものをつくって職員に指導しているとか、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 先ほども、午前中回答させていただいたような活動をしながら努めているところでございますが、現在のところ、バイブルのようなマニュアルはつくっておりませんので、今後ともその辺につきましてもマニュアルを作成するなりそういう努力も踏まえて研さんに努めたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 接遇に対しては、平成28年度からよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、女性職員の管理職登用でございます。

一括の答弁で、男女共同参画法とかではなく、去年の8月に、国では、女性活躍推進法が

可決され、企業では、この4月から数値目標等を織り込むようになりました。町でも、第5次行政改革大綱が制定され、4月1日より施行されます。この中に、大岩議員さんの質問にもありましたけれども、人材育成の推進等が掲載されています。その中で、私は第5次の長柄町行政改革大綱に指導的地位につく女性の数値に関する目標プランとか、達成すべき目標、達成までの期間、簡単に言いますと女性の管理職登用について計画目標を第5次の大綱にのせるべきだと、そうすれば4次と5次の違いは当然明らかでございますし、のせるべきだと私は考えていますけれども、執行部の考えをお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 現在のところ、行政改革の大綱、アクションプログラムのほうに数値的なものについては計上してございません。ただし、執行部といたしましては、今後28年度の課制に見直した上での人事体制、そういうものの中にも女性を積極的に登用するということが現在検討しているところでございますが、例えば、今回の課の見直しの中でも、係長、そういった中間的な次期管理職につきましても、女性の能力のある職員らが多数おりますので、積極的に登用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 最初の一括質問のときに、質疑と答弁がかみ合わないかもしれませんけれども、傍聴の皆さんお許しくささいと言いましたけれども、私は、その登用する云々も当然なんですけれども、第5次大綱に掲載するかしないか、単純にそのお答えだけをお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 人事、大変微妙なものでございまして、例えば何年度に何人というような形で掲載するというようなことになると、それがひとり歩きするような形になりますので、総務の判断で適材適所の、そのときの女性を登用するというようなことで、基本的なことは、女性登用ということは誰でも認めるところでございますので、行革の大綱にはのせないということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） はっきりとのせないということご理解をということであれば、理解をせざるを得ないかもしれませんけれども、わかりました。しょうがないですね。執行部がのせないということごあればのせてもらえませぬので。

それでは、次に、職員的人事管理についてお聞きしたいと思ひます。

当然、皆さん、私が長生広域に派遣されていたのはご存じだと思いますけれども、私が長生広域で学んだ職階、その同等のものが長柄町にあるのかどうか、それを見せてもらうわけにはいかないのでしょうか。それで、もし長柄町に、私が見て、ないということであれば、長柄町職員のために、私が学んだ職階を伝授しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 早速、反問権というところでちょっと確認させていただきたいんですが、広域のほうの職階の決め事というものについて、具体的にどのようなものがあったのか、もし教えていただければお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） この場でやっちゃっていいんですか。

○議長（月岡清孝君） この場は時間が限られていますので。

○2番（鶴岡喜豊君） そうですね。後でゆっくり教えます。それでよろしいでしょうか。

それでは、次、職員の自己申告、勤務評定についてお聞きしたいと思います。

職員の評価の点数を執行部はつけているという話を聞きましたけれども、私は大変いいことだと思っています。ただ、その職員の点数をつけるのが、能力、意欲と何か5点で上司が評価するということでもありますけれども、私は、これですと、どうしても上司の主観、人間ですからいろいろ考え方がありますので、その主観によって不公平が生じる可能性があるように考えます。

そこで、現在のこのシステムに、職員に対して昇級試験、全体試験など、要は筆記試験ですね、そういうものを導入して、そうすれば職員の点数がはっきり明瞭化され、一目でその人の点数がハード的にわかるかと思うんです。そして、点数をつけた後、絶対評価とか相対評価まで今やっているのか、その辺をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、仕事の量や質、給料、人間関係、いろいろそういうことなども聞きながら評価をしていくということで、あとは、今、昇級試験のお話もされましたけれども、県内でも昇級試験やっている自治体もあるそうですので、それにつきましても今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） そういう筆記試験を導入するという事は、その職員個人に対しても、

自分の評価、自分の能力がわかると言ったらいけないかもしれないですけども、ある程度自分の評価なりがわかるから、自分でやったものについて自分でわかる、大変いいことじゃないかと思います。上司が評価して云々で、あの上司に言われてこうなっちゃった、こっちに言われてこうなっちゃったとかそういうことじゃなくて、自分でやったことであれば自分で責任を持つと、いいことだと思いますので、導入の方向で少しずつ検討していただきたいと思います。

そして私が思うのは、その評価をした後、相対評価なら相対評価、町長は前職先生だったのでよく知っていると思うんですけども、私たちの中学生時代は、通信簿が相対評価だったと思うんですよ。5なら5が何%、1なら1が何%、そこまでやって、では、職員100人いて、5なら5に値する人5人、1なら1に値する人、そのボーナスなり給料、それに差をつけているんでしょうか、評価した後に。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） それにつきましても、期末勤勉手当等に反映している状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それは相対評価でやっているんでしょうか、絶対評価ですか。どういう評価で、5の人何人、1の人何人とか、評価の区分は。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） その今言った評価の方法につきましては、絶対評価ということやらせていただいております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私、正直言いますと、水道部にいたとき、その差をつけなさいよという話は部長にしたんですけども、絶対評価ですと、もう5なら、80点以上なら80点以上の人が20人とか、そういうふうになっちゃうから、給料全体の枠1,000万円なら1,000万円、飛び出しちゃうわけですね。そういう評価はちょっとまずいんじゃないかと思うんです。意味わかりますか、私の言っていること。先生やった人はわかりますけれども、内藤さんもそうだと思うんですけども、相対評価でやっていたら、5なら5はもう何%、5人なら5人、1なら1が5人とやるから、全体の枠は変わらないんですよ。せっかくボーナスや勤勉手当で差をつけているということですけども、評価の方法を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 今、議員が金額のことをおっしゃられましたけれども、これ、給与条例の中で総額はオーバーできないこととなっておりますので、その中の範囲で適正に評価をしてございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） じゃ次に、職員の研修、派遣についてお聞きします。

長生広域なら長生広域、他町村なら他町村に職員を派遣して、長柄町として何を得たか、職員同士のきずなができたとかそういうソフト系なものではなくて、具体的なハード的な何か長柄町の役に立った事例等ありましたら答弁願います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長、お願いします。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまの派遣のご質問でございますが、町長が答えたとおり、すぐ成果があらわれるという意味合いではないと思いますが、例えば茂原市にスマートインター事業ということで協力に行って、スマートインター事業が推進することや、睦沢町と、今、交流人事をやってございますが、そういう交流人事をすることによって、職場のいろいろ環境づくり等が向上していくものと思われまして。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 余り言いたくないんですけども、そういうソフト的なことじゃなくて、実際役に立った何か事例ないんでしょうか。派遣して戻ってきて。そういうものはないですか。だから、なければならないで、そういうきずなが強まったとか、役に立ったとか、今の内藤さんの答弁とおりでいいんですけども、ありませんならありませんと言ってもらって結構ですけども。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長、お願いいたします。

○住民課長（蒔田 功君） 私ども住民課、先ほど話がありましたけれども、長柄こども園と睦沢こども園と毎年交流人事で派遣交流しております。長柄町は、ご案内のとおり、保育所がこども園になった経緯があります。睦沢町さんは、幼稚園がこども園になった経緯があって、幼稚園の教育関係のほうはなかなか町よりすぐれた面が多くあります。そういった面を、例えば体感であるとか、教育の部分のことは睦沢園から学ぶことが多いというふうに認識しております。逆に睦沢園のほうでは、長柄町の保育園のこのベースのことをお互いに学び合うというような状況にありますので、ご参考までにご答弁申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 幼稚園の交流について蒔田住民課長より説明があり、よくわかりました。陸沢で得たいところを長柄町こども園でもどんどん利用してってもらいたいと思いますし、交流を図ってもらいたいと思います。

続きまして、未完成道路について、一番最初、一括の中でも言いましたけれども、場所と箇所数などについてわかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 私のほうから、箇所数、それから路線、場所などについてご答弁申し上げますけれども、申し上げる順番につきましては、順不同ということでご理解いただきたいと存じます。また、事業名または路線名、大字でお答えさせていただきたいと思えます。

全部で7路線と認識しております。まず1点目が、農村総合整備モデル事業の長富地先、それから通常農免事業と言っておりますけれども、農免道路の刑部地先、それから、この後、町道番号になりますけれども、3004号線、これは大津倉から高山に向かう道路ですけれども、そのうちの津倉地先、それから1297号線、通称縦貫道路ということでつくってまいりましたが、その路線の立鳥と山根地先2カ所、それから5点目として、1100号線ということで、県道の日吉菅田停車場線から上野ふる里村に向かって行く道になりますが、上野地先で1カ所。それから最後に、1210号線は、力丸の集落内の道路となりますが、以上7カ所というふうに把握しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私は知ってのとおり役場にいましたので、私が把握しているのとちょっと違うところがありますけれども、そういうために考えてみたんですけれども、これは道路の維持管理保全にも当たるんですけれども、現在職員の中でも、田中課長、石井班長さんのように、道路設計をやったりなんかして、今はよその課なり移っちゃって異動になっちゃって、そういう人たち、実際道路云々に口挟めないと思うんですけれども、役場の職員の中でそういう道路にかかわった人たちの会議というか、委員会といいますか、そういうものが気になって、自分が設計して自分のあのところがどうなっているとか、そういう問題点を町として共有すると、そういう職員の会みたいなのをつくって、維持管理等を有効にしていく

と、そういうことはできないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） ご意見のとおり、担当した者でなければ気づかないとか、そういう思いのようなものというのが道路をつくる場合には多々あると理解しております。議員の把握している数との差異がある部分につきましては、今後現地を確認してまいりますので、また教えていただければというふうに思います。

また、私どもの役場のほうで、これまで未登記というものに関しましては、リスト化したものを持っておりまして、これも引き継いできているわけなんですけれども、議員のおっしゃる現場の未完成部分をリスト化したようなものというのは、今回一般質問を受ける中で、今、名前も出ました職員も含めまして、みんなで話をしたんですけれども、そういうようなものをリスト化したものはございませんでした。

これをいい機会として、そのようなリスト化したものを有効に使いながら、現場の完成をなるべく図っていくようにということで考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） リスト化して、それも引き続き、次の白井さんの退職までまだ何年もありますけれども、退職したら次の人に引き継いで、これがまだ終わっていない、とそういうのを長柄町のためにリスト化してやっていってほしいと思います。

それと、総括の質問でしましたけれども、大加場の視線誘導標、ガードレールの袖、知っている人もいなくなったと思いますけれども、実は県単で昭和51年ごろ、私がやった道路なんですけれども、あのところを通るたびに視線誘導標、反射鏡も飛んじゃってるし、草刈りの邪魔になると言いましたけれども、大変よく思っていないわけなんですけれども、その撤去、ガードレールの袖等の修繕の考えはあるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長、お願いします。

○地域整備班長（白井 浩君） ご指摘のところにつきましては、早急に現場のほうを確認して、対応すべきものと判断をした場合に早急にいたします。確認いたします。

○2番（鶴岡喜豊君） よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） やっぱり維持管理なんですけれども、道路をパトロールしていて、定期的なパトロールとか異常気象、嵐とか台風ですか、嵐と台風一緒ですか、のときなんか緊急にパトロールするという答弁をいただきましたけれども、では定期的なパトロールのとき、走っているだけなんですかね。私にしてみれば、そういう道路をパトロールしたとき、どこに目をつけるか、そういうのが大事だと思うんですよ。私は道路の凹凸、亀裂、それだけを見るんじゃなくて、今言いましたけれども、ガードレールの汚れなんかも私は気になってしようがありません。ガードレールじゃなくて、カーブミラーは交通安全ですか、掃除してもらっているとかという話は聞きましたけれども、きれいなガードレール、それもいいことだと思うんですよ。また、ガードレールが引っ込んだりしているところも当然ありますし、それも当然、維持管理だと思いますけれども、私の提案というか話なんですけれども、5月30日、ごみゼロの日に指定されていますけれども、空き缶、ごみなんか拾って町をきれい、観光美化につながる、それだけじゃなくて、そのガードレールの掃除、安全施設の掃除、そういうものを町民に応援をお願いして、道路愛護の日にそれこそ掃除をお願いするとか、そういう町民をお願いする前に、自分たち職員で掃除をしてきれいにしようとか、そういう考えは持たないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） パトロールの、冒頭おっしゃられた部分につきましては、現在車中目視でやっております、よほど悪い部分を発見した場合には、もちろん車からおりて確認しますということになるんですけれども、車中からの目視という形でやってきているというところは、これは嘘ついてもしょうがないことですので、そのような形でやっております。

それから、ガードレールの清掃につきましては、議員のおっしゃること、もっともだというふうに私も思います。汚いガードレールはいいものじゃありませんので、きれいにはすべきだと思いますし、皆さんにお願いをする道路愛護一斉作業の前に、我々が現場で汗をかいで自分たちでやるんだというご意見も、至極もっともだというふうに、私もお話を伺っていて思ったところがございます。したがって、ご提案というか、そういうご指摘ですので、一度お預かりさせていただきまして、自分たちが汗かくことも含めまして検討してまいりたいと思っております。

ただ、1点だけ議員にもご理解いただきたいところといたしまして、いいことだからやることと、いいことだとわかっているだけけれども、なかなかできないことというのも多少あ

りまして、町の方も道路管理者として、私ども言いわけがましくなりますけれども、300キロメートルぐらいの町道認定の路線を管理してございます。その他、国からの法定外で来ている旧赤道、青道などが、それは距離わかりませんが、多分ものすごい量で来ているというふうに認識しております。それらの管理が至らないからこそ、こういうご指摘をいただいているところですので、そこは真摯にきちんと受けとめた上でですけれども、そういうものを管理していく中で、地域のご協力などが大なるところだということではまず第一、理解しているところなんです、その他、役場がやるべき仕事に関しましては、そんな中での選択と集中、それから我々がやる自前か、それか外注委託か、またその辺の物事の優先順位をつけて取り組ませていただいているというところでございますので、その点を含めまして、今後、謙虚にきちんと取り組む方向で考えてまいりますので、ご理解のほどをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと道路の舗装、この耐用年数、この間説明会で、橋梁につきましては延命処置で、橋の名前なんかも上がってきて実施計画に乗っていましたが、道路については、舗装の打ちかえとかオーバーレイとか維持管理について、年額2,000万円とかそんな数字しかうたっていないくて、計画的にどこの道路を直そうとかそういう計画が全然後回しにされちゃっているというか、出ていないんですけれども、橋梁はそういう計画性を持って伸縮材の劣化なんか直していくと、そういうことになっていきますけれども、道路のほうはそういう計画性持たないんでしょうか、オーバーレイとか打ちかえに関して。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 先ほど町長からの答弁でもございましたけれども、おとしから調査のほうを行いまして、現在計画書のほうを作成しております。来年度、新年度から、国の補助金を受けて、その計画に基づいて計画的にやっていくということで、実施計画にも2,000万円ずつを計上させていただいているところでございます。

舗装の耐用年数につきまして、議員もご承知のことかと思いますが、路床、路台の状況などそれぞれいろんな状況によって耐用年数は変わるので、一概に何年というものはございません、ということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） その2,000万円の割り振り云々は執行部のほうに当然お任せしますので、よろしく検討のほどお願いします。

時間も1分切っちゃいましたので、4番と5番の質問はなくしまして、これで私の一問一答の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩といたします。再開は1時40分といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 引き続き一般質問を行います。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは、5番、本吉敏子でございます。

今日は3月3日桃の節句、ひな祭りは、子供の幸せを祈り、病気や災いを避ける心が、世界のどこにもない人形を中心とする節句の行事をつくり上げました。子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を築いてまいりたいと願っております。

また、今回の定例会は、一般質問における一問一答方式を試行的に導入することになりました。さらにこれからも町民の皆様にはわかりやすい議会を目指し、全員協議会でしっかり協議をし、取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、5項目にわたり順次質問をさせていただきます。

1項目め、地方創生について。

今年1月20日に成立しました今年度補正予算には、地方創生を後押しする加速化交付金1,000億円が計上されました。政府が掲げる総活躍社会の実現につながる、1、雇用の創出、

2、人の流れの転換、3、働き方改革、4、町づくりを進める事業に活用されます。2月中旬までに実施計画を募り、3月中、下旬をめどに交付決定の予定になっております。昨年秋に支給された交付金は、地方版総合戦略を早く策定した自治体を対象にしておりましたが、今回は違って、もともとの期限である今年3月までの総合戦略を策定する見通しが立っていればよく、実質的に全ての自治体が対象となっております。加速化交付金の対象事業の選定では、先駆性がポイントになり、従来のような集客に期待する箱物をつくるといった考えではなく、将来的には行政の補助金などに頼らなくても事業が回っていく自立性が要求されます。今回の加速化交付金の活用に向け積極的に取り組んでいただきたいと思います。そこで、本町はどのような戦略を考えているのかお伺いいたします。

2項目め、日本版ネウボラについて。

ネウボラとは、フィンランドにおける子供とその家族を支援する公的施設で、アドバイスを受けられる場所という意味があります。福祉大国であるフィンランドの子育て支援の制度のことで、妊婦から子育てにおけるさまざまな助言、支援などのサービスをそこでほとんど無料で受けられる制度です。妊娠中から6歳までの子供がいる家庭が対象です。日本でも平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、妊婦から出産子育てまでの切れ目のない支援システムの構築の重要性が高まっております。

日本版ネウボラのポイントは、1、妊娠から子育てまで窓口を一つに、子供に関する行政手続や相談はその都度さまざまな窓口にいかななくてはなりません。実は、現在窓口を一つにしようとする働きが見られます。各自治体の子育て世代包括支援センターを拠点とし、あちこち行かずに済むようにしようとしているのです。窓口一つで各機関の紹介や育児に関する相談など、便利で切れ目のない支援を受けられるということです。

2、拠点にプロ、専門家を配置、各自治体の子育て支援包括センターに保健師やソーシャルワーカーなどの専門家を配置する動きも見られます。支援センターがネウボラ的なワンストップ拠点となり、妊娠から子育てまでの的確なアドバイスを受けられるようになります。

3、医療、福祉の連携、これまで医療と福祉はそれぞれ独立した機関でした。日本ネウボラでは、子育て世代包括支援センターを中心に連携することにより、必要なときに必要な機関への紹介が可能になります。妊娠中の健康の悩み、子供の発達を切れ目なく見守ることで障害や病気の早期発見につながります。

4、家庭環境の問題の早期発見、日本ネウボラでは、切れ目のない支援が重要視されてい

ます。窓口が一つになったことで相談がしやすくなったことは、家庭のさまざまな問題への早期対処にもつながります。育児ノイローゼや家庭内暴力、児童虐待といった育児と子供の健やかな成長を阻むさまざまな問題の予防や早期発見につながることを期待されます。

そこで、お伺いいたします。本町でも妊娠から出産、産後に至るまで切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を行う日本版ネウボラとして、子育て世代包括支援センターの設置を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、3項目め、長柄町マスコットキャラクター「ながラン」の活用についてお伺いいたします。

皆さんもご存じであると思いますが、マスコットキャラクターのながランは、町民の皆さんから愛され、町外の方からも本当にかわいい、とても喜ばれております、ながランは3歳になりました。ながラングッズも数種類できましたし、また商標登録も平成26年1月17日に完了しております。ですが、本年度は特に町制60周年記念として各種イベント事業が実施されましたが、ながランの活躍の場が少なかったのではないかと思います。特に60周年記念式典やお祝い事であれば、厳粛な行事であっても一定の節度が保たれば出演の機会があってもいいのかなと思います。単に町のPRだけではなく、愛着の持てる郷土づくりとして町民の皆様が共有できるようにしてもいいのではないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。1、この1年間、町内外のながランの出動件数をお伺いいたします。2、町内行事でのながランの活用が十分とは言えないと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、4項目め、本町役場職員のメンタルヘルス体制の充実と対応についてお伺いいたします。

労働安全衛生法の一部を改正する法律が昨年12月に施行されました。この法改正により、職場のメンタルヘルス対策の充実強化等を目的として、従業員50人以上の全ての事業所に対して、労働者の心理的な負担の程度を把握する検査、ストレスチェックを1年に1回以上行うことが義務化されました。法改正の目的は、生きがいを持って心の健康を維持し、生活できる働ける環境づくりであります。厚生労働省が行った調査では、仕事に強い悩みやストレスを抱える労働者の割合は、五、六割程度推移を続けているそうです。

そこで、2点お伺いいたします。1点目、職員のメンタルの健康状態についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。2点目、本町の役場職員の福利厚生は保たれているのか、また今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

最後に、5項目め、長柄町男女共同参画プランについてお伺いいたします。

第5次長柄町行政改革集中改革プランにおける推進プログラムでは、審議会・委員会の女性の積極的な登用を行い、審議会・委員会の活性化を図るとしてしています。そのためには、まず行政を初め町住民への啓発活動により、男女共同参画社会を構築するための環境づくりが必要であり、意識改革が必要であると思います。そのために、どうすれば意識改革が可能であるか、また女性参画の具体的な方策について当局の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地方創生加速化交付金についてのご質問ですが、今回、新たに創設された地方創生加速化交付金につきましては、国が掲げる1億総活躍社会の実現に向けた効果の発現が高い事業が交付金の対象事業とされております。

事業の採択の要件は、ソフト事業が総事業費の大半を占めること、官民の協働や政策間の連携があること、個人や事業者などへの給付事業は認められないことなどが主な要件となっております。

本町では、2つの事業について先月末に国に提出し、現在審査がなされている最中かと思われまます。

具体的な内容を申し上げますと、1点目に、生涯活躍のまち推進事業でございます。

本町は、豊かな自然と特色ある3つの医療機関が所在しており、生涯を安心・快適に暮らせる環境にあることから都市部の元気な高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じたケアを受けながら、自立した社会生活を送ることができるような地域づくりとしてCCRC事業に取り組むこととしております。

交付金を活用して、地域情報システムを新たに構築し、町内前筆の地図情報はもとより、土砂災害警戒区域などの災害・防災情報、家屋や土地などの固定資産情報、道路や排水施設などのインフラ整備情報、高齢者を初めとした住民の分布状況など、さまざまな位置情報を重ね合わせ、これまで把握できなかった問題点や新たな情報を再認識し、CCRC推進のまちとしてレベルアップするための基礎基盤を整備しようとするものであります。

2点目に、交通弱者対策事業として、デマンドバス事業に取り組むものでございます。

現在、実施しております町内循環バス事業は、年々利用者が減少し、26年度の利用者は

4,300名余り、ピーク時に比べると半減している状態であります。さらに、昨年8月に実施した町民アンケートにおきましても、公共交通機関の充実を求める意見が多くあったことから、本交付金を活用して試行的にデマンドバス事業を展開し、町民のニーズを把握し、本町に合った公共交通体系の充実を図ろうとするものであります。

これら2つの事業につきましては、この後の補正予算でのご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の子育て世代包括支援センターの設置についてのご質問ですが、出生率を伸ばし、母子の死亡率低下など大きな成果をもたらしたフィンランドのネウボラを参考に、我が国でも、日本版ネウボラとして子育て世代包括支援センターを平成27年度中に全国で150カ所を整備し、おおむね5年後までに全国展開を目指しております。

千葉県の調査によりますと、本年度中に5つの市が設置を予定しており、30年度以降に設置予定が44%となっております。また、設置しないとの回答も7市町ございます。郡内では、茂原市が28年度、長生村が29年度に設置を予定しておりますが、多くの市町村では、現在の体制との調整や予算確保、人材不足などが課題となっております。

妊娠期から子育て期にわたるまで、専門的知見と当事者目線から、必要な情報を共有し、切れ目なく支援することで、安心して出産や子育てを迎えることが、本町においても重要課題であることは承知しておりますが、他の団体と同様、体制の整備などクリアすべき課題は多くあります。今後、先進地事例を参考に検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の、ながランの活用についてのご質問ですが、ながランは、ご存じのとおり町のさまざまな魅力や特性を町の内外に対し効果的に情報を発信するため、25年度から活動を行っております。着ぐるみを初め、ぬいぐるみやバッジなどのオリジナルグッズも作成し、各種イベントなどで配布することにより広報活動に取り組んでまいりました。

ご質問の26年度における出演回数は、年間33回で、27年度、現在のところまでは26回の出演となっております。このほか、各種団体への貸し出しについて年間10回程度行い、各種行事でのPRに努めております。今後も町のマスコットキャラクターとして積極的に有効活用をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の職員のメンタルヘルス体制についてのご質問ですが、職場のメンタルヘルスの取り組みについては、労働安全衛生法の改正に伴い、昨年12月より50人以上の労働者がいる事業所において、自分のストレスがどのような状態であるのかを調べるストレスチェックを年

1回実施することが義務づけられました。本年1月に開催した労働安全衛生法に基づく衛生委員会では、新年度が始まって一定期間後の7月から8月ごろの実施が適当との産業医の意見を踏まえ、今後、具体的な実施方法について、衛生委員会で検討してまいります。ストレスチェックを行った結果、高ストレス者と判定された職員については、産業医による健康相談を実施し、心身共に健康な状態で日々の仕事に臨めるよう対処いたします。

次に、職員の福利厚生のご質問でございますが、法定福利である共済保険料の事業主負担や労働基準法上の休業補償、児童手当の支給等に対し、法定外福利として市町村職員共済組合の行っている福祉事業や保健事業などの各種事業や職員で組織する暁会も町独自の福利厚生団体であり、職員のバックアップをしている状況であります。今後とも職員とその家族の健康や生活の福祉向上に努めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の長柄町男女共同参画プランのご質問についてお答えいたします。

本町では、現在、男女共同参画推進員として教育委員会委員長の高橋智恵子氏に委嘱しており、茂原市、長生村、白子町、長南町、長柄町、いすみ市、勝浦市、大多喜町の8市町村で組織されている東上総地域推進員は、行政の職員とともに定期的な会議とイベントを実施しております。中でも幼少のころから教育が重要であるとの観点から実施されている小中学校の出前寸劇は理解しやすいと好評で、昨年12月には、長柄中学校でも実施されたところがあります。

推進員と職員だけでなく、会場となる学校の先生も配役することで、明るく和んだ雰囲気の中、男女共同参画というテーマが子供たちと教職員に投げかけられており、町といたしましても、このような取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

整いませんが、以上、本吉議員の質問に対しましての答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） では、一問一答方式でお願いいたします。

初めに、1項目めの、今回の加速化交付金ですが、先ほど2点ということでお話がありました。1点目の長柄版CCRCということで、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア、環境のもとで、自立した社会生活を送ることができるよう、地域共同体の実現、また千葉大学と連携して新しい町づくり、また創生を図るためのレベルアップするための基盤整備をする、生涯活躍する町推進事業ということでお話があったと思います。

このCCRCの対象者についてお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） CCRCの対象者ということでございますけれども、この加速化交付金の中にもありますけれども、どういったニーズがあるかという点について、千葉大の協力を得て、都市住民の方にアンケート調査のようなものを予定してございます。イメージとしては、60歳を過ぎた元気な方で、長柄町の生命の森を中心とした健康、医療、福祉の充実したこういったところで健康的な生活を送りたい、そういった方を想定、予定しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 元気な高齢者ということでありますけれども、本当に長柄町は、喫緊の課題であります若い方たちがこれから移住していただくことがやっぱり一番すごく大事ではないかというふうに思うんですが、その辺は、若い方に対してはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） CCRCの基本的な考え方といたしましては、元気な高齢者を迎えることによって、そこから当然人口も増えます、そこに雇用も生まれるような施策を合わせて、雇用の創生あるいは生涯学習あるいは福祉ボランティア、あらゆる面で高齢者に参加を、町づくりに参加していただいて、その中でひとつ雇用も生まれる、雇用も生まれれば人も集まる、そういう構想でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 例えば、どのような雇用なんでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） それらについては、町の主要産業であります農業を初め、先ほど特色ある医療機関3つあると言いましたけれども、福祉や医療やあらゆるものについて、それらについても合わせて検討していく。CCRCについては、東京オリンピック後あたりをめどとしておりまして、同時にそういった雇用の創出等について研究、検討していくというようなことでございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、あと町内を自由に往来できるデマンドバスの事業を展開し

たいということでありました。これは本当に前から交通弱者対策で何度もお願いをしていました件でありますので、本当に長柄町にとってはとても大事な事業であると思います。本当にこれをできたらすごいことだと思うんですけども、ドア・ツー・ドアの運行形態の確立、また適切な運行、また空き時間を利用した独居の老人を初めとする高齢者の見守り訪問の実施だとか、また民間事業者と連携して交通の利便性の向上及び高齢者に優しい町づくりの交通弱者対策事業を申請されたということで先ほどもお話がありましたけれども、町民が喜んでいただけるような形にしてほしいと思います。

交通弱者対策事業のデマンドについては審議会または検討会を立ち上げ、メリットまたデメリットがあるようです。私たちが視察に行かせていただいたりとかしているんですけども、全てがメリットであるわけではなく、デメリットもたくさんあるということで勉強をさせていただきました。成功されているところをぜひ参考にして取り組んでいただきたいのですが、どのように取り組もうとしているのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） デマンドにつきましては、先般のご説明会でも申し上げましたとおり、新たにまたこのデマンドバスの検討委員会のようなものを組織いたしまして、いかに有効にこれが活用できるようになるものか、なるべく今の、先ほども言いましたけれども、巡回バスもかなり利用者が減っているということでございますので、その辺の問題点も踏まえながら、この検討委員会で諮っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 一応3月中旬には決定されるということですので、しっかりと地方創生を一段と前に進めるため知恵を絞っていただきながら、またしっかりと検討委員会が立ち上がるということでお聞きしておりますので、とにかく実行できるように、しっかりと強く要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

2項目めなんですけれども、日本版ネウボラについて、近隣市町村の実情も踏まえてということでお話があったと思います。これは本当に子育てに関しては、いろいろな皆さんからの問い合わせだとか、また相談が結構あると思います。そのことを考えましたらば、とても大事な事業だと思いますので、取り組んでいただければと思っております。

また、これは要望になりますけれども、現在、本町におきましても、子育て支援にとっても

力を入れていただいて、子育てに頑張っている皆さんからはとても喜ばれております。また、多くの自治体でも特色豊かな子育て支援を行い、少子高齢化対策をしておりますけれども、この妊婦健診の補助や産んだ後の支援さまざまが行われていますが、受けられる支援を自分で探すというのが当たり前になってきております。

そんな中で期待できるのが日本ネウボラで、子育て地域包括支援センターの設置ではないかと思っております。子育てに頑張る誰もが安心して出産、また子育てができ、必要なときに必要なアドバイスを、また支援を受けることができる。本町としても一日も早く取り組んでいただけるように強く要望したいと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

そのまま続けて、3項目めのマスコットキャラクターながランの活用についてです。例えば今回いろいろと貸し出しもありますし、これからも積極的に有効にしていきたいということでお話があったと思いますが、こども園の例えば入園だとか卒園、またあるいは小学校、中学校の入学式、卒業式、また成人式等でもながランの活用を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 本吉議員のおっしゃるとおり、有効活用するということで、今後、入学式、卒業式、そのような際にも積極的に活用を図ればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） また、各種行事においては、ながランを経験したいという町民を募ったらどうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 本吉議員のご質問ですが、いろいろな方に着用してもらって、さらなるPRに努めてまいりたいと思いますので、それこそ近隣の町村などのそういう事例も参考にしながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ近隣市町村ではなくて、長柄町はどうするのかということをしつかり考えていただきながら、ぜひ入りたいという方も何人も聞いております。ぜひ前向きにお願いいたします。

次に、12月に質問させていただきましたが、小学生または中学生に配布します読書通帳に早速取り組んでいただきまして、ありがとうございます。また、すてきな読書通帳を作成していただけるとお伺いしております。50冊読み終わりますと景品をいただけるということで、これお楽しみになっておりますけれども、ぜひながランのグッズをプレゼントすることを提案したいと思います。お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長、お願いします。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまのご提案でございますが、生涯学習班と相談しながら積極的に実現の方向に向けて進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。春休みの前にはお配りできるというお話も伺っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。皆さん楽しみに、また喜ぶと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ながランは、これは要望ですけれども、長柄町のマスコットキャラクターですので、たくさん活用し、また誰からも愛される長柄町をさらにPRをしていただきますよう要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

4点目の本町の役場職員のメンタルヘルスの体制の充実と対応についてお伺いいたします。本町では、本年に入りまして2人退職者がおられたと伺っております。差し支えがなければ、理由をお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議員ご質問の退職者が2人いた理由ということでございますが、いずれの職員も自己都合ということで退職されたことをご報告申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 自己都合ということでお話がありました。いろいろな問題が、また体調不良を理由にというようなお話もちょっと伺ったんですけれども、職場での問題だとか何もなかったのか、また体調不良の理由を気づかなかったというのも懸念でもございます。この点についてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 職員のメンタルヘルスに関しましては、平成27年度から産業医をお願いいたしまして、役場の中でも衛生委員会という組織を組織いたしまして、これに対す

る新たな労働安全衛生法に伴う体制を整備しているところでございますが、退職者の2名の方につきましては、仕事上、やはり職務に関してはストレスがなかったとは言い切れません。ストレスがあった。職員全員誰しもストレスを抱えた中で職務を遂行しているわけでございますが、その中で、先ほども鶴岡議員のご質問にもお答えしたところでございますが、職員の人事管理、それから勤務評定、自己申告書、そういったものを総合的に年2回申告書も提出していただきながら、その職員のストレス度、そういったものについても把握をし、それに伴って私のほうでバックアップ、カバーをしているところでございますが、担当職員とのいろいろなカウンセリング、そういうものについても行ってきたわけでございますが、その中でやはり一定の休養期間、そういうものも必要に応じてとっていただき、また職場復帰についてもいろいろな相談を私も受けた経過がございます。

その中で、やはり職員の方の最終的な、それを踏まえた上での判断といたしまして、職員のほうで、ほかの道で社会貢献したいという強い意思も伺ったり、そういうような意思もお伺いしながら経緯がございますが、その辺については、最終的には職場復帰と新たなその職員の方の人生論、そういうものもよくしんしゃくしながら、ご本人の意思を尊重しながら結果を見たというところでございます。この辺につきましては、万全の体制で職場のほうでも職員に対しましてバックアップしてきたつもりでございますし、今後ともその辺については万全を期したいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 本町の職員の皆さんには、自己申告書が年2回実施されているということで、また、内容は現在の仕事、先ほども鶴岡議員からも話があったと思いますけれども、そのいろいろな記入欄がありまして、その記入欄に記入された方に対しては、誰がまたその相談に、全然問題がないという方もいらっしゃると思いますけれども、もし問題があった場合に、誰が相談に乗り対処されているのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 今までにつきましては、利害関係の直属の上司というところでは権度関係がございますので、私のほうでその辺の相談業務は実施してきたところでございます。

今後につきましては、町長答弁のとおりでございますが、産業医にストレスチェックを踏まえた上で、高ストレスの方につきましては、第一義的には産業医の方にカウンセリング、

バックアップをお願いする予定で考えております。必要に応じまして、職場のほうで二重、三重のバックアップを行っていくというような体制にしております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 平成27年度から産業医ということでいらっしゃるということで伺っております。この産業医からのアドバイスというのはどのように伝えられ、また面接だとか指導されているのか、これからということですかね、伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 産業医にかかわるご質問でございますが、ただいま要綱をつくって28年度から実施するというので、先ほど町長が答えたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 町を元気にするためには、元気でなければならないと考えますが、担当課はまたどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 先ほどから、行政をやはり任務する職員につきましては、自分の健康状態が良好であることがまず第一前提でございますので、これをやはり保てるように担当課としても細心の注意を払いながらバックアップしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 私たち町民のために毎日一生懸命働いてくださっている職員の皆さん、またお一人お一人が貴重な財産であると思います、本当に職員の皆さんが生き生きと働ける職場づくりとしていただくことが、さらに町民のサービスの向上になると考えております。

責任の所在がどこにあるかとかではなくて、またどうしたらみんなが生き生きと仕事が頑張れるのか、またお互いを気遣いながら、偏ったところに負荷がかからないように要望しメンタルヘルスの質問は終わりにしたいと思います。

最後に、5項目めです。長柄町男女共同参画プランについてですが、先ほども鶴岡議員のお話がありました。長柄町第4次総合計画において男女共同参画の推進を掲げており、計画の方針では、男女がともに自立し、責任を負い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画

の町の実現に向け、あらゆる分野での意識づくりや環境づくりを進めていきますとありました。その意識の高揚、また女性の社会参加の促進、環境の整備の3項目を計画内容としておりますけれども、計画内容に対する実績評価をお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長、お願いします。

○総務課長（田中武典君） 恐縮でございます、今、石井班長のほうでご答弁のほうをちょっと調べてございますので、後ほどに回させていただくということでご了解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それなら、前期基本計画の実績評価を踏まえ、また後期基本計画で新たに取組もうとするものは何かお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 前期と後期の違いというところでございますが、あくまでもこの施策につきましても、前期を継承して後期についても取り組むということにしておりまして、その一応内容につきましては、やはり意識の高揚、あとは女性の社会参加の促進、環境の整備というところで計画に位置づけているところでございます。

いずれにいたしましても、やはり男女共同参画の求めるものの最たるものにつきましては、あくまでも男女という意識を、まあ、生理的なものは別といたしまして職員、仕事に関する能力だとか、そういう仕事の内容だとか、そういうものにつきましては、原則男女の区別をしないというところに持っていくということが一番重要かと思っておりますので、この辺につきましては、生理的なものは別とする上での前提でございますが、それを目指すということでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほど鶴岡議員の質問にもありましたように、町職員の管理職の女性登用ということに対してなんですが、今年度また積極的に登用していくというお話がありました。今のところ、また新しい機構改革によりまして登用されるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 具体的な人数だとかは今検討中でございますので、公表することについてはちょっとできませんが、積極的に管理職についても登用していくという意思につきましては、ここでご答弁させていただきたいと思っておりますので、その先の部分につきまして

はご理解を賜りたいというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 何度もお願いをさせていただいた経緯があります。防災会議の委員の中に女性の登用ということで前にも質問をさせていただきましたが、この点について担当課の考えをお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 内藤班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 防災会議のメンバーに女性をとということでございますが、それにつきましても、役場の職員同様、積極的に今後も採用してまいりたいと思いますが、任期もございますので、それに合わせて、そういう積極的な登用について検討したいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほど、女性活躍推進法ということで、昨年8月には女性の職場生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向け数値の目標、これは事業が300人以下のところは努力義務ということでお話がありますけれども、本町としてはどのように考えているのか、また本町の目標はどのように掲げているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 先ほどの答弁の中にも、町の今職員の女性の占める割合が47%程度という、約半数近くが女性の職員で占められております。この中でやはり能力的にもかなり能力のある女性の職員が大勢いらっしゃいますので、先ほども申し上げたように、男女の区分なくこの辺については積極的に登用するとともに、女性職員にあっても、町をしょって立つというような強い意思をやはりスキルアップしながら研修等で研さんいただいて、管理職へ一人でも多く登用できますように期待しておりますし、そのように進めてまいりたいとも考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 最後というか、これはまとめというか、要望したいと思います。

今後あらゆる分野で女性が生き生きと社会で活躍できる環境を実現するためにも、どこよりも前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは先ほどのお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 男女共同参画の関係で実績ということでございましたけれども、今回の第5次の計画では、組織機構の見直しということで、審議会・委員会の女性委員の登用拡大ということでメニューを上げております。

前回の第4次のものでは、適正な人材育成の推進ということであえて上げておりませんでした、したがって、具体的な数字につきましては、効果なりそういうものは出ておりませんが、第4次のころから男女共同参画というのはもう世の中の趨勢ということになっておりましたので、それにとらわれずに委員会等、女性を登用してきたというようなことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 古 坂 勇 人 君

○議長（月岡清孝君） 引き続き、一般質問を行います。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 7番、古坂勇人です。傍聴席の皆さん、ご苦労さまでございます。

3項目行います。

まず、一番最初に、企業誘致の推進について。

企業誘致は、税金において自主財源の充実や町民の雇用の増加による定住促進や人口流出を防ぐ等の効果が期待できることから、町づくりの重要な施策であり、また、首都圏中央連

絡自動車道スマートインターチェンジ開通予定に伴い、火急的措置が望まれます。

そこでお聞きします。

第5次長柄町行政改革集中改革プランにおける推進プログラムでは、企業誘致の推進は積極的に行うとしていますが、積極的な企業誘致とはどのような行動指針なのか、お聞きいたします。

2項目めです。東日本大震災に伴う宮城県山元町への職員派遣について。

東日本大震災が発生してから間もなく5年を迎えます。いまだ社会基盤のインフラ整備や生活再建もままならぬ状況だとお聞きします。心が痛む思いでございます。そんな中、我が長柄町から甚大な被害をこうむった宮城県山元町に、平成26年5月1日より、町職員を派遣し、復興支援のお手伝いをさせていただいていることが唯一の慰めとなっています。

人道支援を初め、地方公共団体やボランティアの方々、奮闘努力の続く中、残念ながら復興への道筋はいまだに見えていないとのことであります。よって、今後とも長期にわたる復興活動が必要であるとするならば、マンパワー充足をしっかりと腰を入れた体制で組み込んでいかなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。言い換えれば、共助から自助、自立への切りかえをすべく、国の支援を待ちつつ、みずから恒久的な体制を構築していくように促す時期になっているのではないかと思います。

被災地に対して大変冷たいようですが、事が一朝一夕にしておさまらないのであれば、派遣元の人事管理等の事情もあることですので、長期にわたる職員派遣は検討していくべきかと考えます。

そこでお聞きします。

1番、東日本大震災に伴う職員派遣について、近隣市町村の状況をお聞きします。

2番、長柄町派遣職員の具体的な事務事業と職場環境の状況はいかがか、お聞きいたします。

3番、山元町への職員の派遣計画について、今後どのように考えているか、お聞きします。

3項目めです。長柄町の産業振興施策について。

農業は、産業分類では第1次産業に分類され、農畜産物の生産を行うものとされています。だが、6次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工を伴う第2次産業、流通、販売を行う第3次産業にも農業者が主体的かつ総合的にかかわることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようというものであります。

6次産業という名称は、造語でありましたが、各産業の単なる寄せ集めではなく、有機的・総合的結合を図るとして掛け算であると、農業経済学者の今村氏が再提唱しています。ちなみに、第2次、第3次産業の事業者が得てきた付加価値として、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などが挙げられます。

前置きが長くなりましたが、長柄町第4次総合計画における農林業及び商工業の振興策を見ると、1次産業と2次産業及び3次産業の有機的な連携策、つまり6次産業化への道筋に関して手薄になっているのではないかと考えます。

6次産業は、農業の生き残り戦術の一つではありますが、今後ますます地域間競争も激化してくると思います。町行政の旗振りと支援の成否にかかわっていると云っても過言ではありません。

さて、道の駅ながらに併設されております農産物直売所は、農山村地域活性化緊急対策事業を活用して設置された経緯があります。本事業は、昭和62年度における特別措置として、地場産業の振興、国民の余暇需要に対応した農林水産資源の活用、地場所在企業関連の就業機会の確保等を促進して農山村地域の活用化を図ることを趣旨としています。

当時、町の主導で長柄町農産物生産組合を結成し、国費2分の1、県及び町費4分の1、組合費4分の1、約3,000万円の事業をもって設置されたと聞いております。

現在は、米や野菜等の農産物を初め、農産物加工品類やパンあるいはお弁当等々、多彩な商品が多くのリピーターを育てており、まさに6次産業の先駆けとして地域産業を牽引してきたと言っても過言ではありません。

しかしながら、本施設は、木造施設であり、耐用年数22年を大きく上回り、間もなく30年に達しようとしています。そのため、施設の老朽化が激しく、修理を重ねてまいりましたが、抜本的な対応が必要となっています。また、多くの集客を抱えるようになり、売り場面積の確保やバリアフリー化が喫緊の課題となっております。

そのような状況を踏まえ、昨年12月には当該直売所に関連した長柄町農産物生産組合を構成する農産物生産14団体を初め、個別農家あるいは食品加工者等427名分の署名を持って、町長宛てに本施設の建てかえ支援の要望が出されました。

そこでお聞きします。

- 1、6次産業化の推進について、町はどのように考えているかをお聞きします。
- 2、特産物の開発について、町はどのように考えているか、お聞きします。
- 3、道の駅ながらの建てかえに当たって、町の支援のあり方についての存念をお聞きしま

す。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 古坂議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の企業誘致の推進についてのご質問でございますが、本町は千葉県の中央部に位置することや、圏央道の開通により各種拠点との時間的な距離も一段と縮まったことから、企業等の進出への優位性が高まっていると考えられます。

現在、本町では、さらなるひと、ものの流れを活発化させるために、圏央道仮称茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業や地籍調査事業を推進し、企業誘致のインフラの強化を図っているところでございます。

ご質問の積極的な企業誘致について、1つは、旧水上小学校などの遊休する公共用地や施設等の資源を有効に活用するとともに、きめ細やかな情報を町内外へ情報発信する仕組みづくりが重要であります。

2つ目といたしまして、企業が事務所の設置や設備投資を行う際に、奨励金等を交付する優遇制度の創設が必要と考えられますので、現在、検討を重ねているところでございます。

これら積極的に行うことにより、雇用の創出、産業の振興、ひいては町全体の活性化を促すものと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

2点目の東日本大震災に伴う宮城県山元町への職員派遣についてですが、まず初めに、職員派遣に関する近隣市町村の状況でございますが、郡内の町村では、睦沢町が昨年度末で終了、長南町は今年度で終了予定です。その他、一宮町、長生村、白子町は、来年度も派遣を継続する予定と伺っております。また、茂原市については、派遣当初から、再任用の職員を派遣しており、来年度も継続すると伺っております。

次に、派遣職員の具体的な事務と職場環境についてですが、具体的な事務は、被災地復興の即戦力となることが重要であるため、あらかじめ派遣候補職員の実績等により可能な職種を伝えることから、派遣先では伝えられた職種のいずれかに携わることが多いようでございます。

東北の被災地という遠方の町でプレハブの仮庁舎において、町職員や多くの派遣職員と志を一にして復興支援業務を行っており、その成果は大いに評価されていると認識しております。また、職員の勤務状況等については、毎月、山元町から報告により把握しております。

次に、今後の派遣計画でございますが、本町は近隣市町村から1年遅れの平成26年度から職員1名を派遣し、2年を終えようとしております。毎年、次年度の職員派遣要請のため、山元町長ご本人が本町を訪れております。昨年末に来庁された際は、次年度から復興に向けた本格的な事業が開始されることから、引き続きの派遣をお願いしたいと切なる要望がありました。

マンパワーに関しては、本町も大変厳しい状況にあることは十分認識しておりますが、山元町復興計画の実行に向け、平成28年度は、何とかこの要請に応えるべく、人事のやりくりを検討中であり、職員の派遣を継続したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

なお、次年度以降の派遣については、近隣町村の動向や本町の人事管理により適切に判断してまいりたいと考えております。

3点目の産業振興施策についてのご質問ですが、6次産業化の推進は、農産物の付加価値やブランド力を高め、農業者の所得向上と経営安定につながる、大変有効な取り組みであります。一例を申し上げますと、町内の大豆からみそに加工し、みそラーメンの材料として提供されています。平成28年度においては、大豆生産量を確保するため、多くの生産者に作付を働きかけてまいります。他の農作物等についても同様に施策を検討し、引き続き推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、特産物の開発については、6次産業化の推進でも述べました、みそを初め、タケノコ、ネギ、イチジク、シイタケ、自然薯などに加え、新たな特産品についても、関係団体や生産者の意見をいただきながら、一つでも多く開発していけるよう努めてまいります。

次に、道の駅建てかえにあたっての支援についてですが、道の駅運営の関係団体や生産者から建てかえについての要望書が提出されました。施設整備から29年目を迎え、施設の老朽化や多くの来場者のために、売り場面積の確保が難しくなっているとのことでございます。

施設の建てかえについては、現在の形態も踏まえ、内部の検討委員会を経て、関係団体や生産者を含めた建設委員会を平成28年度中に設置し、進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、古坂議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 2回目の質問になります。

本年4月から、執行部の組織改編がなされますが、企業誘致の推進、体制はどのように考

えているか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。お願いします。

○町長（清田勝利君） お答えいたします。企業誘致の推進体制は、新年度から企画財政課、企画政策係が事務を所管する予定であります。

12月定例会において、山根議員の一般質問でもお答えしたとおり、私が先頭に立ち、副町長に命じ、具体的なプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整え、積極的に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 大変、今の町長の説明でわかりますように、私たち議会もまた町長と一緒に企業誘致のほうは参加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、3つ目の質問になります。企業誘致については、所要の土地が確保されなければなりません。そのためには、新たな町土地利用計画によるゾーニングが必要と考えられますが、いかがお考えですか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。お願いします。

○町長（清田勝利君） お答えいたします。本町は、全域が都市計画区域外であることから、都市計画法による土地利用規制は、基本的にはないものの、農地法や森林法、県立自然公園条例等による開発に対する制限がございます。これらを踏まえ、開発適地については、現都市マスタープランをベースに、トップセールスと並行して模索してまいりたいと存じます。

また、現在、町では、空き地や空き家対策の調査を行う業務を国の地方創生加速化交付金を活用して実施したい旨の計画を提出しているところでございます。これは、企業等に本町の今ある空き地や空き家等の資源を有効に活用してもらうための基礎資料とするものでございます。この地理情報システムをベースに、先ほど申し上げましたように、私自身ができればトップセールスとして並行しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

近日中に国から加速化交付金についての決定が恐らくされるものと期待しておりますが、そういうものを待ちながら、この業務を進めてまいりたいと、そういう状況でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 次の質問です。土地利用計画において、リサーチが必要であると思いますが、工業団地の造成構想はお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長

○町長（清田勝利君） お答えさせていただきます。工業団地の造成につきましては、莫大な予算と時間が必要となってまいります。また、事業実施に当たりまして、国や県などからの支援も不可欠であるということは否めません。現在、長南町の工業団地、また茂原市では、圏央道茂原北インター付近に茂原にはる工業団地を整備中でありますので、広域的に捉えた場合、現実的には難しいのかなというふうな気持ちにもなることがあります。

本町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、空き地・空き家対策情報や、まずインフラ整備状況など、こういったもの一元化を図りながら、それぞれの企業のさまざまなニーズに対応していく受け皿をまず先に考えていったらどうかというふうに考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 大変ありがとうございました。

次の2項目めの東日本震災に伴う宮城県山元町の2回目の質問に入ります。

1回目の質問で述べたように、今後とも、長期にわたる復興活動が必要であるとするならば、財政支援だけではなく、マンパワー充足も国主体で行うべきだと考えますことから、全国町村会に提案してみてもいかがかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 清田町長、お願いします。

○町長（清田勝利君） この件につきまして、お答えさせていただきます。

先ほど説明させていただいたとおり、長生郡内では2町が今年度をもって派遣をやめることになりました。1市4町村が継続すると伺っておりますので、これらの推移を見ながら、県の町村会等で派遣市町村のまた意見などを伺っていきながら、我々のほうも判断を28年度中にはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。その節は、また皆様方にご協力をお願い申し上げ、そういったことでよろしいでしょうか、お答えさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 東日本については、大変理解しました。

3項目めの長柄町の産業振興施策について、2回目の質問に入らせていただきます。

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、公民連携と呼びます。PPPの中には、代表的な手法の一つであるPFI、あるいは指定管理者制度、市場化テスト、DBO、公設民営方式、さらに包括的民

間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態であり、次第に地方自治体で採用が広がる動きを見せていますので、ぜひ検討願いたいと思います。

その上で、本件の形態のあり方として、産業育成の観点から察するとDBO方式、つまり公設民営方式を提案するものです。

賃借契約により明確な相互の利益の計上見通しが可能であり、お互いに負担軽減を図れるメリットがありますので、今後の検討過程において、ぜひ公設民営方式について十分ご配慮いただくことが望ましいかと考えますが、いかがですか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 質問に対して答えます。運営形態等について、今、ご提案をいただきましたが、これからの事業を行う上で、公民連携の取り組みは非常に有効であると考えるところであります。

特に、道の駅直売施設につきましては、生産者の意欲向上や交流の場としてはなくてはならない施設でございますので、今後、この事業を進めるに当たりまして、先ほど議員のほうからありました、PFIや指定管理者制度、DBO等の方式も含めて、内部委員会を立ち上げ、そして建設委員会等を含めながら、総合的に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 3回目の質問になります。

1回目の質問の際に申し上げましたとおり、施設の老朽化が激しく、抜本的な対応が必要であり、また多くの集客を抱えるようになり、売り場面積の確保やバリアフリー化が喫緊の課題となっておりますことから、一日でも早く新たな町づくりの一助をなすツールとして、役割を果たすべく、至急ご検討をいただきたいと思います、いかがかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。答弁願います。

○町長（清田勝利君） お答えします。施設の老朽化に対する対応につきましては、喫緊の課題であると認識しております。

さきの答弁で申し上げましたとおり、内部検討委員会を立ち上げまして、28年度中におきまして、関係団体とともに協力しながら、検討委員会を設置してまいりたいというふうに考えておりますので、その辺のところもあわせて当然議題に上がっていくものと考えておりま

す。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 最後になりますが、当直売所では、安心・安全な農産物を消費者にお届けするため、各農家に協力を求めトレーサビリティを重視しております。また、栽培技術の向上を目指し、講習会の開催や多様な農産物栽培の可能性について日々研究をしています。

このような地道な努力が多くの方々の消費者の方々から評価され、当初の約10倍にも及ぶ販売実績となってあらわれているのではないかと思います。これは各農家の汗と涙のたまものであり、さらには県や町等の関係機関の協力であってこそなせたものだと思います。今後とも、道の駅としての役割を担いつつ町活性化に寄与するものと期待することから、県や町等の関係機関のご支援、ご指導、ご協力を賜りますよう要望して、私の一般質問を終わります。

答弁のほうは別に結構です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、古坂勇人君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時15分といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

東日本大震災から間もなく5年目を迎えようとしておりますが、被災地での復興は思うようにはかどっていないとのごことでございます。行方不明者にあっては、一刻もその安否が確認されますようお願いいたしますし、また、亡くなられた方々には、ご冥福を祈るとともに、被災地がまだ復旧の途上で、ご苦勞されている住民の方々には、励ましの言葉を贈りたいと

そのように思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

1項目めでございます。長柄町前期基本計画の評価についてお伺いいたします。

清田町長におかれましては、間もなく就任1年半を迎えようとしており、また本年度で長柄町第4次総合計画前期基本計画が終了し、来年度から後期基本計画がスタートします。

そこでお聞きいたします。

前期基本計画の総括として、基本構想における各基本目標の評価についてお聞きします。この各基本目標については、6項目ほどございます。自然とともに生きる快適な町づくり、人が健康で支えあう町づくり、人が生き生きと輝く町づくり、人が潤う美しい安全な町づくり、人と自然がつくる豊かな町づくり、町民が主役となる開かれた町づくり、以上の評価についてお聞きいたします。

2項目めでございます。長柄町後期基本計画及び地方創生総合戦略計画について伺います。

前期基本計画期間の中では、執行期間も少なく、清田町長色を十分出し切ることはできなかった部分もあったかもしれませんが、来年度からは後期基本計画のスタートとなり、組織機構の改編を皮切りに、大いにその手腕を発揮していただけることと存じております。また、現在策定中の地方創生総合戦略計画にも大いに期待をしたいとそのように思います。

そこでお聞きいたします。

後期基本計画及び地方創生総合戦略計画について、清田町長の新たな決意をお聞きいたします。

3項目めでございます。附属機関の設置における違法性等の問題についてお伺いいたします。

地方自治法第138条の4第3項では、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、附属機関として審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる、としております。また、同法202条の3第2項では、この機関の委員その他の構成員は、非常勤とされています。さらに、同法203条第1項では、原則として勤務日数に応じた報酬を支給しなければならない、同条第5項では、費用弁償等も含めてその額及び支給方法については、条例で定めることとされております。実務的には非常勤職員としての発令の上、条例に基づき報酬等を支給し、また、当然のことながら地方公務員災害補償法第69条における公務災害補償の対象ともなります。

そこで、長柄町例規集をひもといてみますと、あくまでも私の主観でございますけれども、

附属機関としての性格を有すると思われるが、条例化されていないものを10組織程度確認をいたしました。例えば、長柄町行政改革推進委員会は、設置要綱を根拠としていますが、所掌事務に行政改革大綱の策定に対し、審議し意見等を提言する、あるいは町長に必要な助言等を行うとありますことから、明らかに附属機関であることは明白であるにもかかわらず、条例化されておられませんことから、地方自治法第138条の4第3項に違反することというふうになると考えます。また、逆に附属機関とみなされないと思われるもので、当該規則において、条例による報酬等が規定されている組織がございます。そこでお聞きいたします。

1点目でございます。地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関について、長柄町における各種委員会等の組織の一部に違法性の疑いがあるかと考えるが、いかがかお聞きいたします。

2点目でございます。附属機関とみなされていないにもかかわらず、その委員会規則において、条例による報酬等が規定されているものについて、違法性はないのかお聞きいたします。

以上、1回目を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

1点目の前期基本計画の評価についてのご質問ですが、先般、後期基本計画及び地方創生に係る総合戦略を策定するに当たり、町民の皆様の意見を反映すべく町民アンケートを実施いたしました。

このアンケート結果を申し上げますと、各基本目標の満足度の高いものは、基本目標1の基盤整備では、浄化槽の推進や下水道の整備、地籍調査の推進、道路、河川、水路の整備。

基本目標2の保健・福祉の充実では、保健・医療の充実、福祉の充実などであります。

基本目標3、教育・文化の充実では、幼児教育の充実、文化財の保護、学校教室の充実、生涯学習の充実であります。

基本目標4、生活環境の充実では、ごみ・し尿処理の充実、消防・防災・防犯の充実、環境保全の充実、美しい景観の創造、交通安全の充実などでありました。

基本目標5の産業の振興では、満足度の高いものは、残念ながらありませんでした。

基本目標6の地域・行財政の充実では、コミュニティの充実に対する満足度が高くなっておりました。

また、逆に不満度の高いものにつきましては、基本目標1につきましては、計画的な土地の利用、公園・緑地の整備、公共交通の確保でありました。

基本目標2と3につきましては、不満度の高いものはなく、基本目標4では、住宅の整備充実が挙げられておりました。

基本目標の5では、観光・余暇産業の振興、農林商工業の振興が挙げられております。

基本目標6では、男女共同参画推進への不満度が高くなっておりましたことは事実であります。

これらの結果から見ますと、生活環境の整備や保健・福祉の充実、教育・文化の充実には、ある一定の評価をいただいているものの、基盤の整備、産業の振興に対する不満が高まっており、私の考えている現在の施策と方向性がおおむね一致することを確認したところでございます。

2点目の後期基本計画及び地方創生総合戦略計画についてのご質問でございますが、先ほどの答弁と重複する部分がございますが、本町がこれから取り組む大きなプロジェクトの一つに、CCRC事業がございます。町と医療機関、運動施設などと連携して、町民の皆様はもちろん、移住してきた方が生涯を安心・快適に暮らせる町づくりに取り組むものであります。「ひとを呼び、仕事を生み、まちを創る」まさしく地方創生の理念そのものであります。

今後も町民の皆様が豊かな生活を送れるよう環境を整えてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

3点目の地方自治法に基づく町の附属機関の設置についてのご質問ですが、いわゆる私的諮問機関を要綱により設置してきた経緯がございます。本町においても、同様に他市町村の例などを参考にしながら、担当課の判断により附属機関の設置をしてまいりました。これは、自治法を所管する総務省から附属機関の取り扱いについて明確な判断基準が示されていなかったことや、多くの自治体においても要綱等で設置された会議等が数多く存在していたことなどから、違法であるとの認識が一般化していなかったことが原因であると考えられます。

最近の解説等から申し上げますと、自治法上の附属機関とは、執行機関の要請により、行政のために必要な資料の提供等、いわばその行政執行の前提として必要な調停、審査、審議または調整等を行うことを職務とする機関であります。その機関が合議制の機関であれば、その構成員が当該団体の職員のみで構成されている場合を除いて附属機関と解されます。法律により設置が定められているもの以外は、条例で設置を規定すべきものでありますので、違法の指摘を否定することはできないと認識しているところであります。

以上、山根議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、2回目以降、自席から質問させていただきます。

1項目めの長柄町前期基本計画の評価についてでございます。

町長のほうから、1回目の質問について、その評価についてということでアンケートをもとにした形の中でご回答をいただいたわけですが、この前期基本計画の評価を後期基本計画にどう結びつけていくのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田町長。

○町長（清田勝利君） それでは、お答えさせていただきます。

私が町長につきまして1年半が経過しようとしておりますが、以前の施策に継続性と持続性を保ちながら、高校生までの医療費の無料化や小中学校普通教室の空調設備の整備など、新たな取り組みを行ってきたところであります。後期基本計画におきましても、前期基本計画を踏襲しつつ、時代に合った形で新たな施策を加えておるといふふうに自負しているところでございます。

例を挙げますと、住宅の新築を促進するために補助金を交付する住宅新築補助金事業や交通弱者対策、買い物弱者対策などといった、これから迎える超高齢化社会に立ち向かうための基礎整備を行ってまいります。そして、何といたしてもしごとの創生でございます。基幹産業である農林業はもとより、商工業においても力を入れてまいりますので、議員の皆様方のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 1項目めの町の前期基本計画の評価についての部分ですが、人口減少時代にあって、住民サービスの低下を招かないためにも、ぜひコンパクトな町づくりに心がけていただきたいというふうに思います。

それでは、2項目めの長柄町後期基本計画及び地方創生総合戦略計画についての2回目でございます。

地方創生総合戦略計画に当たって、新規事業計画を多数見込んでおり、大変頼もしく思いますが、事業遂行のためのマネジメントに多大なマンパワーが必要とされるのではないかと、いうふうに考えます。よって、特別プロジェクトチーム等を編成するのはいかがでしょうかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） お答えします。地方創生をなし遂げるために、やはり組織がどうしても必要でございます。来年度の、というよりもこの4月1日からでございますが、組織機構の見直しによりまして、企画財政課企画政策係が中心となってこの事務に当たることとしております。また、その事業の専門性・特殊性などから、当然ほかの課からの力が必要になることが想定されますので、さきの古坂議員の質問でもお答えしたとおり、私が先頭に立ちまして、副町長に命じ、具体的な他課にわたるプロジェクトを立ち上げる、そして推進体制をつくっていくと、整えて、いわゆる地方創生の実行部隊として、それを切り盛りしていく、切り込みの部隊として組んでまいる所存でございますので、よろしくご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、3回目でございますけれども、地方創生総合戦略プロジェクトとして、4項目の基本目標を示しておられますけれども、各基本目標において、特に力を入れている事業あるいは目玉事業といいたいまいしょうか、そういうものが何かお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田町長。

○町長（清田勝利君） お答えいたします。今回の総合戦略を作成するに当たりまして、4つの基本目標を掲げることといたしました。さきの本吉議員の答弁とも重複する箇所もございますが、順に説明させていただきますと、1つ目が「いきいき・ながら～若者就業のまち」でございます。

人が住み続けるために必要な生活の糧となる就業の場を何としてもつくり出していきたい、そういう願いであります。本町の基幹産業であります、農林業の活性化を図るため、農家や営農組織、加工団体などへの支援の拡充を行い、農家の所得向上をぜひとも目指していきたいというふうに思っております。

2つ目が「にぎわい・ながら～集い、定住するまち」でございます。

本町に移住してもらうためには、まず本町をよく知ってもらうことから始まります。現在オール長柄で取り組んでおります、いわゆる農業体験を中心としたグリーンツーリズムや長柄ダム、道の駅ともいった特色のある観光資源をさまざまな宣伝媒体として活用して情報発信を行い、交流人口の増加を目指します。まずは交流人口です。町に来ていただく、そして

この町を知っていただく、そしてよさを理解していただく、そしてある一定の年齢になったらあの町って住んでみたいと、そういうところの切り口にしていきたい。これが2つ目でございます。

3つ目でございます。「ときめき・ながら～ライフスタイルの希望をかなえるまち」でございます。

特に、これから中核としてやらなくてはならない若者の移住、定住の促進であります。このことについても、これからしっかりとやっていく、そういう思いであります。そして、出生率を向上させる。今まで、皆さん方がいろんな形で団体の方がやっていただいております。いわゆる婚活場とかそういった事業に加えまして、これからは病児・病後児保育の補助を初め、いわゆる共稼ぎのご家庭の病気になったお子さんたちを何とか手厚く介護しようと、勤めに出られるようにしようと、病児・病後のそういった子供たち、そしてネウボラではありませんが、婚活支援から妊娠、結婚、子育てまでの総合的に支援する体制づくりにできれば努めていきたいというふうに思います。

最後になります。4つ目が「わくわく・ながら～安心・快適で魅力あるまち」でございます。

千葉県が策定した総合戦略の大きな柱の1本にもなっております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、経済、産業、観光、国際交流、文化、教育などさまざまな分野の活性化をこれから図ってまいりたい、そのように思っております。

ご案内のとおり、本町は、世界的なアスリートがトレーニングで訪れる運動施設があり、現在、町と連携して事前キャンプの誘致を進めているところでございます。早い段階で議員の皆様を初め、町民の皆様がいい報告ができるよう、我々努力して頑張っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは4回目でございます。

地方創生総合戦略計画に当たって、特に力を入れている、あるいは目玉事業ということで今お聞きしましたけれども、その理由は何かをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） これは、政府が打ち出しましたCCRC、いわゆる私も何なのかなと思って当初見ておりました。特に対策というよりも、地域活性化のためのほうが強いのかな

と、その割には高齢化の方々を町に呼び込むと、いわゆるCCRC、そして向こう10年ぐらいのそういった方々の本来の職務をリタイアした方々がまだ10年ぐらい働けると、そしてそういったさまざまな業務にまた携わることができる、そしてその空気のいい、環境のいいところに住んでみたいというような国としての施策、いわゆる裏を返すと東京一極集中から年寄りをていよく追い出すという言い方は失礼ですが、そういう作戦にはまったのかなと思いますが、でもそれを批判しているばかりではしょうがないので、逆に考えればそれに乗る手もあるのかなと。

先ほど申し上げました、町を活性化するためには、まず交流ということで、そういったことの話は私は受けて、そして千葉大学とある町内の企業と町と行政機関が手を取り合ってこのCCRC、いわゆる国の施策を何とか進めることができないかと、そういったことで、先ほど申し上げました、にぎわいながら魅力ある町長柄、そういったことも創生できて、そして千葉市からわずかな距離でここに来られる、地域の有利性をかなり十分に発揮できるんじゃないかというようなことを考え合わせまして、そういうCCRCの推進ということに踏み切ったというふうにご理解願えればありがたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今、町長からCCRCのお話、今これについては先ほどから出ておるんですけれども、そもそもCCRCの始まりといましようか、起源といましようか、聞くところによりますと、アメリカ・アリゾナじゃなくどこでしたか、そういうところが発祥の地だということなんですけれども、いわゆる富裕層の老人の方々をターゲットにということから始まって、これは日本版ということですから、そういうことではないんでしょうけれども、日本では福岡県の何市かちょっと忘れちゃったけれども、そこで民間がCCRC、今から数年前に計画して、そして実施したんですけれども、1,000人規模の開発型のCCRCだったわけなんですけれども、現実的には200人しか入っていない。1,000人規模の中で福祉、教育、就業、その他いろんなものを、いろんな分野をその中に集積しようとしたんですが、それがならなかったというようなこともあります。

また、先ほど町長が言われましたけれども、言い方が悪いんですけれども、老人の方々を集めて果たして将来的にどうなのかなという不安もある中で、それこそ研究しながら、町として、決してこのCCRCの推進について反対ではありません、ただ、慎重に見きわめてお願いをしたいなというふうに思います。

5回目の質問になりますけれども、町の人口ビジョンにおいて、人口の変化が地域に与え

る影響の考察についてどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） お答えします。過去の人口動態から勘案した国立社会保障・人口問題研究所によります将来人口の推計によりますと、45年後の平成72年には、現在の人口の半数を切る3,200人程度まで減少してしまうというような結果が出ております。この結果によりまして、予想される地域の影響といたしましては、行政全般にわたり、生活の基盤、教育、医療、福祉などの運営に支障が出るということについてはもう当然のことながらあるということでございます。さらには、税収が落ち込んで充実した町民サービスが当然できなくなる、負のスパイラルに拍車がかかる、町としての機能も衰退することが当然予想されますので、このような状況を何としてでも避けなければならないというふうに考えております。

そういった思いから、人口ビジョン及び総合戦略を策定していくという形になっていくわけでございます。何とか人口、増とまではいきませんが、やはり少しでもとめ置きできるくらいの手当てをしていく、アイデアを出していくという形になるかというふうに思います。何としても頑張りたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 確かに人口の増というのは、これは至難のわざでございます。町長のほうから、少しでも人口の流出を食い止めようというようなお話を聞いたわけでございますけれども、それにしても、どうしても人口減っていくという中で、しつこいようですけれども、ぜひコンパクトな町づくりを念頭に施策を進めていただきたいと思うわけでございます。

6回目の質問になりますけれども、地域経済分析システム、これ英語で言えば長ったらしくなるし、ちょっと私発音が悪いものですから、略してリーサスと呼んでおりますけれども、ビッグデータを活用した地域経済の見える化システムですね、これが国のほうから示されておりますけれども、長柄町のほうで、地域創生総合戦略計画に当たって、このシステムをどのように活用したのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） 今回、内閣府から提供された地域経済支援分析システムにつきましては、国が保有する人口、産業、観光、そういったさまざまなビッグデータをわかりやすく可視化されたシステムを活用することによって、地域の実情、特性に応じた自発的かつ効率的な施策を立案を促すためのものであるというふうに認識しております。それには、やはり機密性の高い情報も含まれておりまして、具体的な説明は控えさせていただきますが、町が企

業と人、企業と企業の橋渡しとなれるよう尽力してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、いよいよ7回目ということでございます。

観光のスタイルが団体から個人型へと変化する中で、地域には顧客視点に立ったマーケティング戦略が求められているというふうに言われてきております。その新しい推進体制として注目されているのがDMOでございます。地方創生総合戦略計画において、4項目の基本目標のうち、にぎわい創出プロジェクトというのがあったと思いますけれども、それにおける施策展開を統括するマネジメント体制、つまり観光地域づくりの推進主体として、長柄版のDMO構想が必要と考えますが、いかがお考えかお聞きします。

また、これを長柄町単体ということではなくして、一つの地域、つまり長生地域としての捉え方をするならば、長生版のDMOが必要であるというふうに考えますけれども、町長はいかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 現在、町では観光協会、グリーンツーリズム推進協議会、また広域的には長生地域観光連盟、中房総観光推進ネットワーク協議会など連携して観光振興に現在努めているところでございます。

山根議員のおっしゃるとおり、観光客の多様化、複雑化、そういったニーズに応えるためには、観光業者、交通事業者、飲食事業者、地域住民、町などが連携して構成するいわゆる法人のことを日本版DMOというようなことでよろしいかというふうに思いますが、新たな商品の開発などの一体的なプロモーションを行うことも必要なことと思います。

よって、今すぐ設立というのは非常に難しいと考えますが、とりあえずはリーダーシップをとる事業者の育成がまず第一ステップであるというふうに考える次第でございます。そういったことを進めていく中で、地域に広げる町の充実を図っていく、そしてそれを長生郡市のほうに、例えば試案として広げていく、そういう活動に入っていくのかなという段階をとらせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） はい。DMOについてはわかりました。

8回目になりますけれども、先ほど、1項目めのほうで長柄町の前期基本計画の評価につ

いてという中で、町長のほうから、アンケートに基づくそれぞれ6項目の評価についてお聞きしたわけですけれども、この町づくりに関するアンケートの結果報告において、町長が特に感じたことは何か、お聞きをしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 率直に申し上げますと、世の中というのは自分の思いどおりにいかないということ、自分の思いどおりにならないということ、改めてまず認識したところがございます。そこから私の反省が始まりました。このことは事実であります。かといって、先人の皆様方が違って来たことをやってくるかと、そういうことではありません。いわゆる町民のニーズというものが非常に多様化しているということ、そういったことに対しての行政の責任と申しましょうか、対応の仕方に対して非常に複雑怪奇で非常につかみづらい、ある面では非常に難しい時代になったんだということが第一印象であります。

さきの答弁と重複するところでもありますけれども、これまで私が力を入れてまいりました子育て、子供たちの健康、医療だとかそういったものに力を入れて取り組んでまいりました。高校生までの医療費の無料化だとか、出産を初めてして1歳になるまで、2歳になるまで年間5万円の現金の支給だとか、そういったことを進めてまいりました。そして、中学生の海外研修の再開、確かにお金はかかります。かかりますけれども、タイムリー、いわゆるそのときしかできない、そのときの経験しかできない、そういった時期に、私は、非常に大切な中身であるというふうに考えております。

そういった面では、ある面では私は一定の評価をいただいておりますのかなというふうに自負しているところでありますが、これも自己満足の域に入っておりまして、今日の議会においても、いろんな先生方から、足りないよと、もっともっと子供たちを、また若い人たちをきちっと育てていきなさいというようなご意見をいただいているところであります。そういった面で、これから若い人の定住促進に向けた家屋の手当てだとかそういったものを含めながらまた、また交通弱者、買い物弱者と言われるような、いわゆる少子高齢化の典型的なマイナス面を我々がどうカバーして、施策として盛り込んでいけるかというふうに、これから先のことを今現在感じるところであります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） ありがとうございます。

それでは、3項目め、附属機関の設置における違法性等の面についての2回目でございます。

す。

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関について、各種委員会等の組織に違法性の疑いがあると考えられる組織の数を把握しているようであれば、お聞きをしたいと思いません。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 先ほどの町長の答弁した見解から申し上げますと、附属機関として条例の位置づけが必要であろうという組織の数は、山根議員ご指摘のとおり、10組織程度あるものと思われますので、今後、関係法令を精査しながら調査を進めたいと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3回目になりますけれども、地方自治法の第138条の4第3項に基づく附属機関であるとするならば、地方公務員災害補償法第69条における公務災害補償の対象となりますけれども、附属機関の性格は有していない委員会等の委員に対する公務災害補償というものはどういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 山根議員ご指摘のとおり、地方公務員災害補償法第69条第1項に基づき、千葉県の地方公共団体の非常勤職員については、千葉縣市町村非常勤公務災害補償等に関する条例及び千葉縣市町村総合事務組合理約において規定をされているところでございます。現在、地籍調査活動員など一部の委員の活動については、別途町の予算で保険に加入している実態もございますが、そうでないものがほとんどでございますので、法令の精査とあわせ、これらを整理してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。

4回目でございます。地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関の性格は有していない委員会等の委員に対しての対価は、報償となりますが、例えば本年度の予算編成において町財政担当からは、報償費は原則5,000円という形の中で予算編成をするように指示が出ております。附属機関であれば、町条例で日額7,200円から8,800円の報酬となりますが、大抵の附属機関の拘束時間は半日に満たない程度であることが多いと思います。

ところが、附属機関とみなされない委員会等においては、拘束時間が1日に及ぶケースもありますが、報償費として5,000円の受給でありまして、2回目の質問での地方公務員災害補償法第69条における公務災害補償の対象外であることから、極めて不公平であるというふうに思います。

事例としては、地籍調査推進員設置要綱による推進員の処遇というものが一つあるわけですが、現場を駆けずり回りながら1日中拘束されるわけですので、その労苦に報いる対価が必要ではないかというふうに考えますが、幾ら考えても合理的な理由が見出せませんので、執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 報酬と報償の金額に不公平があるというご質問でございますが、報酬の額につきましては、町の条例に定めておりますので、見直しが必要であれば、その時点で適切に対応してまいりたいと考えております。

また、報償費については、性質が謝礼金でございますので、労働の対価ではありません。この金額の適正な額につきましても、各種委員会の実態を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 傍聴席の方、すみません。傍聴席の方、お静かにお願いいたします。山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 当局のほうから、ただいま報償費については労働の対価ではないと。これはそのとおりでございます。ただ、拘束時間という部分が長引くのであれば、町全体の全ての予算の中での報償費を一律5,000円というような規定で指示を出すということについては、果たしていかなものかなという気がしますので、その辺はご検討願いたいと思います。

5回目の質問になるわけですが、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関に関する監査請求の事例をここで紹介させていただきたいと思います。

要綱等により設置された委員会等の委員に対する報償費の支出として、奈良県の事例でございますけれども、奈良県で平成25年に起きた住民監査請求でございます。請求理由を要約しますと、地方自治法で定められているにもかかわらず、要綱に基づき、各種委員会を設置し、職員に報償費を支払ったことは違法であるとしております。そして、監査結果を要約すると、平成14年1月30日のさいたま地方裁判所の判決に照らし合わせて検討すると、要綱等で設置していたことは違法の評価を否定することはできないとして、報償費としてではなく、

報酬を支出することが相当であったという判例がございます。

町執行部には、臨機応変、柔軟な思考回路で業務遂行をお願いするとともに、コンプライアンスを行政みずからなおざりにすることはいかなる理由があってもあり得ないことというふうに理解しておりますので、誤りがあれば速やかに対処を願いたいと考えますが、いかにかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 今の、山根議員の奈良県の事例などを今まで出た判例を参考にしながら、また各委員会の実情や実態にあわせながら、違法性の疑いのあるものについては、条例の改正も含めて、速やかに対処してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） ありがとうございます。

それこそ、5回目の質問をさせていただいた中で、コンプライアンスの問題、これについては、これに限ったことではなくして、業務全般にわたることでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、山根義弘君の質問を終わりにします。

---

#### ◎会議時間延長の件

○議長（月岡清孝君） ここで皆様にお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎる場合がございます。延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、会議時間の延長をいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

5分間の休憩といたします。開始は午後4時10分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 本日最後の一般質問となります。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。最後の一般質問をやらせていただきたいと思っております。

まず、私は、行政の基本運営は、自治法に定められております、総合計画で計画性を持った行政運営を行いなさいということが定められております。

長柄町では、現在、総合計画を策定いたしまして、基本構想を10年、基本計画前期5年、今後期が始まろうとしていますけれども、後期5年、あと、その事業を確実にやっていくために、3カ年の実施計画が定められておるところでございます。

先般、1月に議会説明会で、長柄町総合計画の実施計画の内容につきまして、ご説明が町よりございました。私は、その中の、今回、2項目について一般質問をさせていただいております。

9月の議会定例会においても、公民館の改築計画は質問でさせていただきました。今回、再度、具体的な内容で質問をさせていただきたいと思っておりますので、清田町長には、ひとつ答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、公民館の改築計画でございますけれども、1といたしまして、公民館の改築計画は、平成26年11月に建設検討委員会を設置し、その答申に基づきまして現在進めているとのことでございますけれども、昨年7月の議会議員改選後の新議員、5名おりますけれども、4名が私を含んで新人でございまして、元職の方が1名で合わせて5名でございますけれども、この5名には、先月の2月26日に、公民館の内容については若干の説明がございましたけれども、この質問を出した時点では、私らのほうには何ら経緯等については説明がございませんでしたので、まず初めに、公民館の改築計画に至るまでの経緯について、執行部からご説

明をお願い申し上げたいと思います。

2点目ですけれども、前回の答弁では、第1回目の公民館建設検討委員会において、全会一致で建てかえが承認され、第2回、第3回での検討委員会協議後に、建てかえ位置が答申されたとの答弁でございましたが、建設検討委員会での協議内容や答申内容があれば説明をお願いしたいと思います。

3点目、公民館の建てかえ位置の検討におきまして、建設候補地の基礎地盤の強弱について考慮してあるのか否か、ご説明をお願いしたいと思います。

次、2項目めでございます。実施計画の中では、今回新たに長柄町老人いこいの家改築事業というものが計画の中で新しく出てまいりました。その関係で質問をさせていただきます。

まず1点目が、老人いこいの家につきましては、昭和53年度に建設されまして、54年度から老人いこいの家として運用されておまして、今年で38年ほど経過し、今回の実施計画で7,000万円の大金を投じまして耐震補強工事を計画してあるとのことですが、耐震診断結果の構造耐震指標がどの値ぐらいであったのか、まず説明をお願いします。

また、そもそも老人いこいの家につきましては、平成9年度に役場庁舎の東側に建設されました、長柄町福祉センターの開設に伴い、老人いこいの家の設置目的は終了したものと思われましても、この点について町長の見解をお願い申し上げます。

2点目ですけれども、現在の老人いこいの家の使用状態は、刑部地域のコミュニティ施設的な活用がされておりますけれども、町として今後この施設をどのように活用するお考えがあるのかお聞きいたします。

以上、2項目、よろしく願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1点目の、公民館改築計画についてのご質問については、教育長に答弁させます。

2点目の、老人いこいの家についてのご質問ですが、老人いこいの家「刑部梅乃木荘」の避難所指定の経緯につきましては、東日本大震災を受け、長柄町地域防災計画の見直しの際、水上地区の避難所として、旧水上小学校敷地内にあります児童体育館を指定しておりました。体育館隣接の裏山が、千葉県土砂災害警戒区域等の指定を受けたことから、刑部梅乃木荘を避難所として指定したところであります。

ご質問の構造耐震指標であります、平成26年度に本施設について耐震診断を実施したと

ころ、構造耐震指標 I s 値は0.31であり、補強工事の目安となる0.60を下回り、本建物は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があると判断されましたので、平成28年度に補強工事を実施するものです。

また、長柄町福祉センター開設により、老人いこいの家の設置目的が終了したのではないかとのご質問でございますが、平成9年度まで社会福祉協議会の活動の拠点として運営をされておりましたが、現在の福祉センターが完成したことにより、協議会事務所としての機能は役割を終えたものの、引き続き社会福祉協議会の地域福祉活動「いってんべえ」の拠点として、また、水上地域の老人の健康保持及び福祉の増進の拠点として重要な役割を果たしております。また、水上地区の行事の際の利用や避難所としての指定はしておりますが、利用者のほとんどが、地域の高齢者の方々であります。

今後の高齢化社会に向けて、高齢者の憩いの場として、今後も引き続き老人いこいの家として有効活用してまいり所存ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、池沢議員のご質問に対して答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

最初に、イの公民館の改築計画に至るまでの経緯についてご説明申し上げます。

現公民館は、昭和49年4月に竣工し、現在41年を経過したところでございます。平成21年に維持改修に関する検討を行い、それ以後、計画的な維持管理に努めてまいりました。

平成21年の調査では、耐震性については問題はなかったものの、耐力度において、大広間等においては既に建てかえの目安とされる耐力度点数5,000点を下回っておりました。その他の棟においては上回っておりましたが、平成29年には全ての棟で5,000点を下回るという結果でございました。

その後、修繕による維持管理を実施してまいりましたが、雨漏りなどが多くの箇所で発生し、根本的な解決には至っておらず、利用者や公民館運営審議会等で建てかえを望む声が聞かれるようになってまいりました。

こうしたことから、平成26年度に、役場内部で検討委員会を設置し、協議を開始いたしました。その結果、委員として議会議員、教育委員、社会教育委員、町校長会の代表、福利関係団体の代表、学識経験者で構成される公民館建設検討委員会を設置し、建てかえの是非、建設するのであればその場所等について諮問するという形にいたしました。

平成26年11月に開催の第1回委員会では、公民館建てかえが望ましいとの結論を得ました。平成27年2月に先進地行政視察研修を中心とした第2回委員会を経て、3月20日の第3回委員会において委員長から、建設場所については、周辺公共施設との一体的な利用を図るため、現在の場所が望ましいとの答申をいただいたところであります。この答申を尊重しまして、27年6月議会で経過をご説明し、また、公民館の基本設計業務に取りかかったところがございます。その後の経過については、2月26日の議会説明会で申し上げたとおりでございます。

次に、ロの建設検討委員会での具体的協議内容についてご説明申し上げます。

第1回委員会では、建てかえの是非を中心に協議していただきました。全員一致で建てかえることが決議されましたが、その理由として、現在の公民館を大規模改修しても、長く維持できるとは考えられない。維持するためのさまざまなコストを考えると建てかえたほうがよい。講堂の床の傾きが顕著になり、構造的に修復が困難であるため建てかえてほしいなどの意見が出されました。

その後、建てかえ場所について意見交換しました。水害への対策、武道館の利用、文化財埋蔵地の管理、地盤、役場からのアクセス、予算等さまざまな見地から意見が出されましたが、場所については継続して審議することとなりました。

第2回委員会は、君津市の上総地域交流センターの視察と、その後の話し合いを行いました。視察の成果と建設の場所について協議し、次回の委員会で場所について決定するという方向を第2回では確認いたしました。

第3回委員会は、候補地として旧昭栄中跡地、現長柄町公民館、旧JA長柄支所の3カ所を候補地として協議されました。地盤、仮設施設、敷地面積等、総合的に検討したところがありますが、結果として、全会一致で現公民館敷地を候補地とするということで意見がまとまり、答申書が提出されたところであります。

次に、ハの建設候補地の基礎地盤の強弱の検討についてお答えします。

基礎地盤の問題については、建設検討委員会の協議の中でも話題になり、検討されました。それぞれの候補地のメリット・デメリットの中で、現在の場所のデメリットに地盤の弱さが挙げられておりましたが、他の候補地と大きな差異がないということから、総合的に現在の場所が適切であるとの結果となったところがございます。

ということで、池沢議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） まず、1項目めの質問をさせていただきます。

まず、公民館の関係でございますけれども、この公民館の建設、当初は総事業費が7億円ほどというようなことございまして、7億円としてもかなり大きな金額でございます。このような大きな事業を行うときには、町長部局で窓口になってこの建設計画を、検討委員会も含んだ中の建設計画等を樹立いたしまして、この教育委員会としては、そのでき上がったものを管理運営するというのが私は基本じゃないかというふうに思っておるところでございます。

やはりこれだけの大きな金額、事業費を要するものについては、町長部局の総務課が窓口になってやるべきことだと思いますけれども、現状ではどこがこの公民館建設計画の事務局をやっているのか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） お答えいたします。

教育長のほうから、公民館建設に至る経緯につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

その経過の中で、3回ほどの検討委員会を経た上で答申をいただいたわけでございますが、そこまでの建設検討委員会の事務の所掌につきましては、総務の総務企画班のほうでそれを担当させていただいたところでございます。

答申をいただいた上で、平成27年度になりまして、平成27年度の6月に町長のほうから、答申を尊重して基本設計に入るといふ旨のご説明をさせていただきました。そこからの事務局につきましては、生涯学習班のほうに事務局を移しまして、生涯学習班が事務局でございますが、全庁一体的な取り組みの中で、技術部門につきましては事業課、それから総務課のほうももちろんでございますが、全体的なプロジェクトとして現在動いているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁ですと、答申までは総務企画班で事務局を所管しておったけれども、答申後は生涯学習班に移ったということでございます。

しかしながら、私は、完成をするまではやはり大きな事業でございますので、総務課でやはり所管をすべき事業だと思いますけれども、もう一度その辺、町長のお考えがあればお聞き申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいま私、ご説明させていただきましたが、体制といたしましては、全庁的な組織を総力を挙げて進めていくという基本的な考え方がございますので、事務局については、現状の生涯学習班、今度は生涯学習課になろうかと思えます。そちらに事務局を据えて、全庁的にプロジェクトとして進めていくということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） これからも生涯学習班が主体となって、全庁的な取り組みではやるけれども、基本的には生涯学習班が窓口になるということがございますけれども、現在、生涯学習班の班長は、交通事故に遭いまして入院をしておるような状況でございます。やはり人も相当足らない、班長、前川君がいないと技術的なものがかなり響くんじやないかというふうに私は感じますので、町としては、どうか教育委員会のほうにもかなりテコ入れをしてやったらよろしいんじゃないかというふうに思います。

次の質問にいきます。

現在の公民館で、公民館を利用している皆さんから、施設の使用に当たっての苦情やどのような問題が過去にあったのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長、お願いします。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 雨漏りとか、それについては先ほどのお話のとおりでございます。特に風の強い日の横風等については、玄関ホール等が大分雨漏りがあったり、あるいは講堂についても雨漏りがあったりとか、その辺も改修工事等もしてきたわけですが、なかなか解決に至っていないというところでの苦情はしょっちゅう聞いております。

それから、講堂の床の部分であるとか、あるいは施設設備の部分につきまして、やはり今現在48のサークルが活動しておりますので、そういった中で曜日をうまく工面して、それぞれお話をしてもらいながら調整しているわけですが、なかなかいつでも自由という、全ての団体がですね、やはり会議等でそういった部分については何とかということでの話も出てきております。私のほうで今思いつくのはその程度でございますが、まだほかにもあるかなとは考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 問題としては、雨漏り等とか、48サークルの方々の利用においては若干の問題が出たというご答弁でございますけれども、雨漏りとかなんかにについては、確かに

施工面で解決できるようなことになるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、何回も何回もやって雨漏りがおさまらなかったということであれば、その施工方法に問題があるんじゃないかというふうに、そこで予算を使ってお金を使っているわけですから、やってもだめだったということであれば、その予算が無駄になっちゃったということに考えられますので、何かその辺はちょっと施工の仕方から見直したほうがよろしいんじゃないかというふうに考えます。

次にいきます。実施計画では、現公民館の取り壊しが平成30年となっておりますけれども、先般の説明会では改築予定場所の説明がございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、一般質問は先に出してございましたので、もう一度、改築予定場所がどこになるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長、お願いします。

○地域整備班長（白井 浩君） 現在の、旧長柄保育所が建っている場所というふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 次に、現在の公民館は、昭和48年度に鉄筋コンクリートづくりで建設されております。今年で築41年というふうに先ほど教育長のほうからも答弁ございましたけれども、この鉄筋コンクリートづくりの耐用年数というのは何年になっておるのか、いろいろこの耐用年数というのは、税法上では償却年限が何年であるのか答弁いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 47年というふうに定義されているかと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そこで、またお聞きします。

現在の公民館は鉄筋コンクリートで、41年が経過するというこの時期になっております。今ご答弁の税務の償却資産の年限では47年というふうになっているそうございまして、まだこの税法上の償却年限から見ても6年間はまだ償却年数が残っているんじゃないかというふうに見ます。また、今回この老朽化が進み改築すべきと判断したとのことですが、この耐力度点数でございまして、この耐力度点数というのは、公共施設の国庫負担金による危険改築事業の採択基準に用いられるものでありまして、国庫負担金の対象外施設、

あえて対象外施設と申しますのは、実施計画では国の補助金が全く入っていないわけですので、あえて対象外施設というふうに申し上げさせていただきたいと思います。このような対象外施設では、この耐力度点数によります老朽化が来たので、新たに建てかえるというところまでの結論づけについては時期尚早じゃないかというふうに思いますけれども、執行部の考えをお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 数字的な耐力度を5,000点下回っているということにつきましては、ただいま池沢議員のほうからおっしゃられた理論は理論だというふうに解釈できますが、あくまでも現状といたしまして、私も長年公民館のほうの修繕とかそういう経過につきましては、技術部門として携わっておりましたが、やはりその著しい老朽化につきましては、耐用年数、そういうものも踏まえた中でも、もう限界が来ているというような状況は、私は認識しているところでございますし、公民館を利用されているお客様、いろいろな教室のお客様、町民の皆様、それから公民館を管理している事務担当、そういった部局からも、これ以上これを改修しても先が見えないというような状況で、10年前ぐらいにも改修をする修繕費について、かなり財政当局と毎年毎年そこまで金がかかけられないとか、そういうような査定が行われた経過は私も認識しておりますし、先ほど雨漏りであれば技術的にというお話でございましたが、やはり修繕となりますと根本的な修繕というわけにはいきませんので、そういう財政的な面からも応急復旧ということを繰り返し、継ぎ当てのような形で繰り返してきたという経過もございます。

そういった中で、26年度、総合的にこの検討委員会の中で、その実情も踏まえて会議の中で建てかえという方針の答申が出たということで町長がその答申を尊重し、建てかえに踏み切ったという経緯でございますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ただいまの答弁で少しはわかってきましたけれども、ただ、この答申、建てかえるか建てかえないかという答申が第1回の1回だけの委員会で決定をしておるというふうに聞いておりますけれども、やはりこのような大きな事業については、もっともっと検討を長期に、長期だけがよろしいわけじゃございませんけれども、もっともっと綿密に皆さんで協議をして結論を出すべきだなというふうに私は思っております。

次の質問にまいります。

公民館の建設をするに当たっては、さきの9月の町長の答弁で、できるだけ有利な財源を

確保するとともに、社会経済状況を適切に判断しながら検討委員会で協議し、町民の皆様の使い勝手のよい施設の建設に取り組んでいくと答弁をされておりますので、お聞きいたします。

まず初めに、できるだけ有利な財源を確保するとは、何を指しておるのかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 池沢議員さんのご質問にお答えいたします。

できるだけ有利ということになりますと、まず国庫補助金、県費補助金がございます。そういうもののほかに起債がございます。起債も交付税で後で手当てされるもの、起債は借りられますけれども、手当てされない起債もございます。

長柄町は、なるべく交付税起債、手当てされないものについては借りないということで、そういう趣旨で財政動いておりますけれども、交付税で手当てされる起債があるかどうか、そういうものを探していく予定であります。

この議会が終わりましたら、県の理財班の担当と、その起債内容について協議する予定であります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁ですと、ちょっとわからない点がございます。というのは、先般、この3カ年の実施計画をお示しいただいております。来年、29年度に、工事請負費で6億1,400万円という事業費が計上をされております。28年度も実施設計費で3,500万円という額が計上されておりますけれども、この計上額の財源欄を見ますと、その他の欄だけがございます。というのは、その他というのは、この前もちょっと質問しましたけれども、公共事業整備事業基金ですか、それがその他財源ですよということでございますけれども、この計画の中には一切、今、石井班長の言ったものが出てきてございません。

だから、先ほどこの有利な財源というのは何なのかということをお聞きしたわけでございますので、これから、国、県なり、また交付税措置のある起債等を活用するというお考えであれば、まだこの財源充当がはっきりしていないわけでございますので、それであれば計画をもっと慎重に、私はこの公民館を全く建設する必要ないというふうに思っておるわけではございません。やはり時期を見ながら適正な建設時期というものがありますから、現公民館でも若干それは確かに使い勝手が悪いという面はあると思っておりますけれども、数年はこの計画

をもう少し綿密に、公民館の建設計画を立てながら、財源措置等にもらみながら建設計画を立てていったほうがよろしいんじゃないかということでございます。

そのような考え方でございますので、建てるなというふうなことは申し上げませんが、なるべく町民の方が納得できるような施設の整備計画を町のほうも頑張ってお立ていただければというふうに思います。

次に、社会経済状況を適切に判断すると、町長は前回の答弁で申されておりますけれども、現状では、震災の復興事業や2020年の東京オリンピックによる関係で、建築資材費等の高騰が現状でございます。このような一番悪い時期といたしますか、将来、例えば6年先にはどうなるかというのは、はっきりは申し上げられませんが、現状では、この震災復興事業やオリンピックというのが建築資材を高騰化するというようなことが言われておりますので、この辺の建設単価の増加を考慮しながら、先ほど言いましたように、もうちょっと施設内容を詰めながら、建設年度の先送りをしたらよろしいかなというふうに思いますけれども、その辺町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 現在のところ、町のほうで進めております業務内容といたしましては、先日、議会説明会でもご報告申し上げましたが、基本設計の中途段階でございます。

当初、実施計画のほうで、実施計画上の施策の金額につきましては6億円程度の事業費ということで位置づけしてあったわけでございますが、先般の説明会におきましては、建築の総事業費が10億円ちょっとというような形でご報告させていただいているかと思っております。

この辺につきましては、あくまでも6億円という数字につきましては、基本設計も何もしていない段階では、その前段となる耐力度検討をした時点での建てかえ費用というところの数字6億円を、誰かが任意に数字を変えるわけには今日までまいりませんでしたので、それを基本に実施計画上捉えさせていただいておったわけでございます。

今回、基本設計の途中計画ではございますが、概算事業費としまして、位置の選定の中で、A案からE案までの検討の中でE案とした場合の概算事業費というものが、ここで初めて概算額がわかりましたので、その時点でその数字をご説明させていただいたわけでございます。

今後の作業といたしましては、財源の手当てを石井班長のほうから申し上げましたが、その事業費がわかった段階で、この事業費の財源手当てができるものかどうかを担保するために、理財班のほうに県に協議を申し入れて、財源担保できる有利な起債が確保できるかどうか見当をつけるということが一つでございます。

それから、この基本設計の作業が終わった段階で、財源手当ての起債の手当て、そういうものも総合的に判断した中で、時期的に建築事業費が財源手当てと甚だしく手当ての不可能な乖離した数字がもし出たとするならば、その時点で、その後の建設に対するスケジュールも変更がないとは言い切れないというところで、町長は、その時点での経済状況も財源手当てでも、総合的に判断した中で、その時点でゴーなのか、立ちどまるのか、再度検討するのか、そこで判断をもう一度することになるかと思いますが、現在のところはそういう基本設計の中途であるというところをご理解いただきたいと存じますし、町民に使い勝手のいい、納得のしていただける公民館というものを目指して、今後も基本設計を進めてまいりたいと思いますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私は、先ほど田中課長が言っていました、町民の皆様の使い勝手のよい施設の建設に取り組むということでございますけれども、やはりこの町民の理解を得るには、施設の設計段階から町民の声を聞いて進めた方がよろしいんじゃないかというふうに思います。

基本設計段階から、広く町民の皆さんから意見を聞くパブリックコメントを町のほうで行う考えがあるのか、また、もう少し具体的な内容が町のほうで固まったら、いつかの時点でパブリックコメントを行う考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） せんだって、建設検討委員会におきまして基本設計の途中経過をご説明させていただき、その後、議会の皆様に対しても経過をご説明させていただいたところでございますが、本議会が終了した段階で、できるだけ速やかに基本設計の状況についても町民の皆様へ広報媒体を通じてお知らせし、皆様のご意見も賜る機会を設けるということについては予定をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁で、町民の皆様から意見をこれから聞くというご答弁でございますので、ひとつその辺は十分、町民の皆さんから意見を聞いて、使い勝手のよい施設の建設に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、現在実施しております基本設計に当たっての、町からの設計条件をお聞きいたします。まず、何項目かありますのでちょっと控えていただきたいと思います。

この基本設計に当たっての基本理念はどのようなものだったのか。

あと、規模は何平米というものを条件として、何平米以内という条件を出したのか。

あと、施設の内容について条件を出したのか。

あと、構造ですね、鉄筋コンクリートにするのか鉄骨にするのか、そういう条件的なものを出したのか。

あと、総事業費は何億円以内だとか、そういったことの事業費を提案しているのかどうか。

あと、建設位置は、先ほど聞きましたので、これはよろしいです。

あと、建設手法ですけれども、先ほど来、PPPとかPFI方式だとか、いろんなことが出ておりましたけれども、一宮町では、庁舎を建設するのに設計施工一括発注方式という方式をとってございます。これからは逆にこういうような発注方式も、よりよい施設を建設する上には必要じゃないかというふうに私は考えておりますけれども、今の項目についてご説明をお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 設計のほうを担当しておりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

初めに、理念はというところでございますけれども、第1回の業者との打ち合わせのときに示したものというところでお答えさせていただきたいんですが、特に理念という言葉を使って示したようなことはございません。その後の打ち合わせ等に当たりまして、私、せんだっての第4回の検討委員会の中でも委員の皆様にご説明申し上げたんですけれども、その中では、災害時にも安心して使えて、町民に親しまれ、いつでも立ち寄りたくなるような開かれた施設、町民の皆さんが使い勝手のいい施設、そういうようなことで、コンセプトとまでは申しませんがというところでご説明を申し上げたところでございます。

次に、規模でございますけれども、規模につきましても何平米というものを示したものはございません。現在の公民館の面積を示した上で、おおむねということで、せんだってでもご説明しましたけれども、図書室3倍、調理室2倍ぐらいの面積が欲しいというような声があるというところで、スタートとしては、風呂敷ということにはちょっとどうか分かりませんが、広いところから始めて、その中で絞っていくというようなことが考えられていたのではないのかなというふうに思うところでございます。

それから、設計の内容等でございますけれども、町の地域防災計画の避難所としている関係上、耐震の安全性の分類とか建築の非構造部材の種類、A類とかがあるんですけれども、建築設備については甲類とするとか、そういう専門的なものの示したものは当初からござい

ましたが、その他、ほかの細かい部分についての内容の提示はございません。

構造についても、検討していく中で決定していくということで、現在の公民館のRC造、それから、だんだんポピュラーとなってきている現在のS造鉄骨、それから当然木造も含めてということで、幅広く検討をということでスタートしたというところでございます。

手法については、第1回目以降、PFIも含めてそういうようなことを話し合った、指示をしたという経緯はこれまでございません。

何か抜けていますでしょうか。

〔「私がちょっと聞き落としかもしれないんですけども、総事業費」

「先に業者に言ったのか」と呼ぶ者あり〕

○地域整備班長（白井 浩君） 申しわけありません、答えておりませんでした。

総事業費は、多分答えていないですよ。示していないですよ。町の計画として6億円という数字は多分会話の中で出てきているのは間違いないと思うんですけども、幾らの以内のところでは設計を進めることというような明確な指示はなかったということで答弁させていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今ご答弁いただきましたけれども、やはり基本設計に当たっては、長柄町としては何かちょっとずさんだなというふうに私は今感じたところがございます。

やはり設計屋さんにお任せするのであれば、最低でも大きさですよ、大きさ、構造、総事業費、この程度は示して基本設計を発注しなければ、設計屋さんにしてみれば、よりいいものをつくりたいというのは、後世に何々設計という名前が残りますので、やはりよりよいもの、よりよいものイコール高いものというふうになる可能性がありますので、やはりそういうことを想定した中で基本設計を発注すべきじゃなかったかというふうに私は感じたところでございます。

これにつきましては、もう済んでしまったことですので、今後やはりこのような施設計画を発注する際は、先ほど申し上げましたようなことも念頭に置きながら発注をしたらよろしいんじゃないかというふうに思います。

それでは、公民館の改築につきましては、種々ご答弁をいただいたところでございますけれども、財源手当て、建設手法及び時期、施設内の配置や内容、また、町民の皆様からの意見聴取等において、まだこれからということでございますので、課題が多いと感じたところでございます。私は、公民館の改築については、まだまだ町執行部でのさらなる協議や議会

並びに町民からの意見も取り入れながら、再度慎重に協議を積み重ね、建設計画を進め、建築後に清田町長、悔いを残さないような公民館の改築計画の内容にすべきと思います。

あと、清田町長にお願いしたいのは、正しいという字が、正義の正ですね、ございますけれども、この漢字は、一を書いて止まるという字で成り立っております。そのようなことで、今回のこの大事業につきましては、やはりもう一度計画を見直しながら、公民館の改築計画について進めていただきたいと思います。再度、全体計画の見直しについても、内部で協議をしていただきたいと思います。

また、行政運営の基本といたしましては、常々申しておりますけれども、最少の経費で最大の効果というふうでございます。本町においては当面の課題でもございます、教育関係施設の整備、また人口減少問題、特に若者の定住対策、少子化や子育て支援、高齢者の交通支援、買い物支援対策につきまして、早急に具体的な内容を積極的に施策を実施されるように、清田町長には期待をしております。

あと、老人いこいの家の改築事業でございます。これからも老人いこいの家として、引き続き運営をしていくために7,000万円を投じて耐震化を図るということでございますけれども、もう時間が残り少なくなってきましたけれども、私はこの防災的な避難所ということであれば、もう老人いこいの家という条例は一旦取りやめて、地域の刑部地域とか水上地域のコミュニティ施設というものに施設を変えていったほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

それで、今の老人いこいの家につきましても、相当老朽化、古くなっておりますので、今ここで大金をかけて耐震化するよりも、思い切って壊して新しい施設を建てたほうが、将来についてはよろしいんじゃないかというふうに、またここで耐震化してもまた老朽化で修理が必要だとか、そういうようなことが多々起こることが想定されますので、やはりあの施設については、一度条例を廃止して、地域のコミュニティ施設であれば、宝くじ助成金とかそういうものの助成金を活用することができますので、もう一度お考えを、清田町長、変えていただいて、そのような新しい施設にさせていただいたらどうかと思いますけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 池沢議員さんのご指摘のご意見というところにつきましては、一つの意見として承りたいと存じます。

ただし、町のほうで今現在進めている考え方といたしましては、避難所としての指定、そ

これから耐震診断を実施したところ、改修によってリニューアルが十分可能な建物だという結論でございます。公民館のRC建造物のいろいろな不具合とは比較にならない程度でございますので、耐震補強工事によって十分対応できるというふうに判断しているところでございます。

また、今回の耐震補強工事につきましては、財源手当てにつきましても、緊急防災対策債、有利な100%起債が充当可能、バックアップにつきましては、定かな数字ではございませんが、70%の担保がとれるということで、緊急防災、時限的な起債でございますが、これを活用して、少ない町の財源を用いまして最大の効果をここで発揮させたいという思いでございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） もう時間が幾らもございませんので、私はこの計画については、再度考慮して、もう一度考えて、基本に立ち戻ってこの計画を立てるべきだというふうに、新しいものを建てちゃったほうが、将来的には私はよろしいと思いますので、今のような鉄骨じゃなくて木造で2,000万円、3,000万円程度かければ、すばらしいものが待避所としてもできると思います。また、地域のコミュニティ活動の場としても活用できると思いますので、わざわざ昔の名前を残しておく必要はないんじゃないかというふうに私は感じますので、よろしくをお願いします。

答弁はよろしいです。これはまた予算化されておりますので、予算の委員会の中で、十二分協議をさせていただきたいと思いますので、私の質問はこれで終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、池沢俊雄君の質問を終わります。

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 清田町長、お願いします。

○町長（清田勝利君） いろいろご意見ありがとうございました。

貴重なご意見、本当に承りまして、それができるかどうかわかりませんが、意見は意見として私はきちんと受けとめましたので、それが可能であるか不可能であるか、これから我々も精査していきたいというふうに思っております。

意見として承っておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、池沢俊雄君の質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日4日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時07分

## 平成28年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成28年3月4日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について)
- 日程第 3 議案第 1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について  
議案第 2号 長柄町行政不服審査会条例の制定について  
議案第 3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第 5 議案第 5号 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について  
議案第10号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 町道路線の認定について  
議案第14号 町道路線の廃止について

- 日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度長柄町一般会計補正予算 (第 4 号)  
議案第 1 6 号 平成 2 7 年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 1 7 号 平成 2 7 年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
議案第 1 8 号 平成 2 7 年度長柄町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 1 9 号 平成 2 7 年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 2 0 号 平成 2 7 年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度長柄町一般会計予算  
議案第 2 2 号 平成 2 8 年度長柄町国民健康保険特別会計予算  
議案第 2 3 号 平成 2 8 年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 2 4 号 平成 2 8 年度長柄町介護保険特別会計予算  
議案第 2 5 号 平成 2 8 年度長柄町浄化槽事業特別会計予算  
議案第 2 6 号 平成 2 8 年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(議案第 2 1 号から議案第 2 6 号まで一括議題、予算審査特別委員会の設置・付託)

予算審査特別委員会の報告 (委員会構成、審査日程)

日程第 1 5 休会の件

---

#### 出席議員 (12 名)

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	1 0 番	神 崎 好 功 君
1 1 番	星 野 一 成 君	1 2 番	月 岡 清 孝 君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 清 田 勝 利 君 副 町 長 鈴 木 誠 一 君

総務課長	田中 武典 君	住民課長	蒔田 功 君
事業課長	池上 了次 君	会計管理者	松本 昌久 君
総務企画班長	内藤 文雄 君	財政管財班長	石井 正信 君
税務班長	若菜 聖史 君	保険住民班長	川島 修 君
健康福祉班長	三上 清志 君	産業振興班長	森田 孝一 君
地域整備班長	白井 浩 君	兼 教 育 課 長	佐川 和弘 君
学校教育班長 兼 給 食 長 センター長	片岡 正直 君	農 業 委 員 会 長 農 務 局	森田 孝一 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林 敬二	議会書記	安部 吉輝
議会書記	山口 二美代		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、同日付で専決処分をしたものであります。

改正の内容は、一部手続において個人番号の利用取り扱いが見直されたことから、納税義務者の個人番号の記載を要しないこととするものであります。

なお、詳細につきましては、税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について補足説明をいたします。

お手元の承認第1号及び次のページに添付されております附属資料の新旧対照表によりご説明いたします。

改正の内容は、平成27年第1回議会臨時会でご承認いただきました長柄町税条例等の一部を改正する条例のうち、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、地方税関係書類のうち、申告等に主たる手続とあわせ提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる書類について、納税義務者の個人番号の記載を要しないこととされたことから、町税条例第51条の町民税の減免に関する改正規定及び第139条の3、特別土地保有税の減免に関する改正規定中、個人番号に関する規定を削るものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 長柄町行政不服審査会条例の制定について、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 長柄町行政不服審査会条例の制定について、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、新行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等を行うものであります。

新行政不服審査法の概要でございますが、まず1点目として、不服申し立て構造の見直しが行われ、申し立ての種類を原則として審査請求に一元化するものです。現行制度では、処分庁に対する異議申し立て、処分庁の直近の上級行政庁に対する審査請求の2区分がございましたが、新制度におきましては、制度のわかりづらさ解消や、不服申し立ての手續保障の水準を向上させることを目的として、原則、処分庁の最上級行政庁に対する審査請求の1区分としたものであります。

2点目として、審査請求に対する審理の公正性、透明性を高める観点から、審査請求人等の手續保障の拡充や新たに原処分に関与していない審査庁の職員が審理手續を行う審理員制度の導入、また第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査

会等への諮問手続が義務づけられ、新たな仕組みが創設されました。

最後に3点目として、使いやすさの向上を目的として、審査請求期間を現行の60日から3カ月に延長するものであります。

なお、詳細については、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第1号から議案第3号につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第1号でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、先ほど町長からも説明したとおり、新行政不服審査法が今年4月1日から施行されるということになりまして、これに基づきまして、長柄町の5つの条例なんでもございますが、長柄町情報公開条例、長柄町個人情報保護条例、長柄町行政手続条例、長柄町県営土地改良事業分担金徴収条例、長柄町県営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の5つの条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、まず不服申し立ての種類が原則として審査請求ということに一元化されることに伴い、不服申し立てを審査請求に、判断の際に用います決定という表現を裁決に改めるなどの字句の修正、また審査請求期間を現行の60日から3カ月に延長することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

その他、審理員制度の導入に伴う改正として、行政事務についてすぐれた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていると考えられる機関については、新行政不服審査法第9条により適用除外の規定が設けられております。長柄町では、長柄町情報公開・個人情報保護審査会については、この条項に該当することになりまして、審理員の審理手続をとらないという規定を追加するものでございます。

次に、議案第2号 長柄町行政不服審査会条例の制定理由でございますが、新行政不服審査法第81条の規定に基づき、審査請求の裁決の客観性、公平性を確保するために、執行機関の附属機関として設置が義務づけられましたので、審査会設置に関する委員の定数等、その他必要事項を条例で規定する必要がございましたので提案いたします。

最後になりますが、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例でございますが、現行の制度では、不服申し立てに関し、処分庁等から審査庁に提出された書類について閲覧す

ることのみが可能でしたが、この改正に伴いまして、写しの交付が受けられるようになりました。それによりまして、新行政不服審査法38条の第4項及び第78条第4項の規定により、その写しの交付を受ける者に対し、所定の手数料を納めることを義務づけております。このようなことから、この手数料を徴収する場合、手数料等の額など、その他必要な項目につきまして条例で定める必要があることから、今回提案させていただくものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野でございます。

ただいま内藤班長の説明ですと、行政不服審査法が平成28年4月1日の施行だということなんですけれども、行政不服審査法は既に昭和37年に制定されておりまして、平成26年6月13日に全面改正された、それを受けてこのような形になるというようなことだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですが、この条例につきましては制定後50年が経過しているということで、今回使いやすいように改正するというところで、国のほうが改正したものでございます。

議員さんおっしゃるとおり、平成26年に条例のほうはできましたが、猶予期間がございまして、この28年4月1日から施行ということになっておりますので、よろしく願います。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 私が言っているのは、そもそも行政不服審査法の根本は昭和37年に制定された。何か内藤班長の説明だと、行政不服審査法が新たな法律で平成28年4月1日に施行されるというように、ちょっと受け取れるんですけれども、今の説明ですと、私が言ったとおり平成26年6月13日に全面改正した上でこのようになったというような説明だったら、私、理解するんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 大変説明がわかりづらくて申しわけございません。

先ほども申し上げたとおり、37年から50年ぶりに今回改正されたということでなっております。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 議案第2号 長柄町行政不服審査会条例の制定についてですが、先般、議会説明会ということで本件については事前に説明があったんですが、そのときに質問させていただいて、その後じっくりとそのお答えに対して検討したんですが、どうしても理解できない部分が幾つかありますので、お聞きしたいと思います。

まず、第6号ですが、政治活動等の制限の中に、委員は積極的に政治活動をしてはならないとあるんですが、積極的に政治活動をしてはならない、その積極的という部分が、その積極的というのはどの範疇を示すのかをお聞きしたいと思います。まず最初でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） お答えいたします。

条例の第6条、委員は在職中、政党その他政治的団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならないというところがございしますが、私も趣旨までははっきりわかりませんが、この条項を捉えますと、政党その他の政治的団体の役員となつてはいけないということになっておりますので、そこから関連して、または積極的に政治活動をしてはならない、この6条のとおりだと思います。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この条文を見ますと、またはということになっているので、ちょっと違うのかなと思うんですけども、これは大して重要なことではありません。

さかのぼって、3条の組織、審査会は5人以内をもって組織するというので、これについても説明会のときにお聞きしました。そのときに、弁護士等も含むというような話をたしかお聞きしたと思います。

その中で、第8条に専門委員ということで、審査会に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができるということで、じゃ、この専門委員の中にどういう人たちを想定しているのかという話の中で、やはりこの中にも弁護士というお話が出て、どうも腑に落ちないなと思ひまして、第3条に審査会の中に弁護士さんがおられれば、まさに法のプロフェッショナルですから、改めて専門委員にそういう方を置くというのが、どうも一つ腑に落ちない

部分がありまして、ただ弁護士さんというのは、必ずしも法に対して全てオールマイティーではないというのは知っております。この分野が得意だとかという、そういう人たちの部分もあるので、そういう関係なのかなと思いつつ、それについてちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 3条で、審査会は5人以内の組織で運営するというので、4条に、すぐれた識見を有される者のうちから町長が委嘱するとなっております、第8条で専門委員を置くことができる規定となっております。

第1条でございますが、不服申し立てに係る事件ごとにこの審査委員会を設置いたしますので、この条例の制定に当たっては、その事案ごとに委員を委嘱するという形になりますので、その内容等につきまして委員を選定していく、町長が委嘱していくという形になると思えます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 了解しました。

これは、その事件ごとに専門の、また弁護士を専門委員としてお願いするということだということまで理解しました。

次に、第9条なんですけれども、この合議体、審査会は委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査、審議するとあるんですけれども、どうもこの合議体という部分が私には理解できないんです。

まず、その合議体って何なのかということと、もう一つは、審査会は委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する、この辺の第9条の説明をもう少しわかりやすく説明をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、先ほども申し上げたとおり、第1条で不服申し立てに係る事件ごとに委員を選任して、その請求の内容によりまして、審査会は5人で組織して、そのうち専門分野と申しますか、それに関する識見の高い方々3名で合議体を組織して、それについて審査を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今のご回答の中で、これは専門委員と審査会、これが合議体だという理解なのかなと。そして、審査会のほうからはこの合議体については3人をもって出すということだと思えます。

しからは、専門委員というのは何名ほど置く予定なのかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 専門委員は何人置くのかというご質問でございますが、先ほども申し上げておりますとおり、この事案ごとにそれにつきましては判断されるものと理解しております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の山根議員のちょっと関連になりますけれども、ただいま山根議員が質問したことで、3条の審査会委員は事件ごとに何か今、委員を選任するというような、私、受け方したんですけれども、それは本当にこの条例の趣旨なんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですが、第1条の申し立てに係る事件ごとということで、今回、期間を定めて任期で設置する常設の方法と、申し立てがあった事件ごとに設置される委員会というのが選択できるようになってございまして、本町の今までの実績を見ますと、かなり件数が少ない実態でございます。

そういう中で、常設で設置いたしますと経費の面等もございまして、その事件に応じて設置するというほうを選択させていただきました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 長柄町行政不服審査会条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、新行政不服審査法が本年4月1日から施行されることに伴い、固定資産評価審査委員会条例についても関連する事項がございますので、改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由につい

て、補足説明をいたします。

お手元の議案第4号及び議案の後ろに添付されております附属資料の新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が公布されたことに伴い、関連する事項の改め及び追加でございます。

主な改正点といたしまして、議案中段、新旧対照表3ページ目の上段をご覧ください。

第6条第2項に、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合にも、弁明書が提出されたものとみなす規定を新たに追加規定いたします。

次に、議案2ページ目の中段、新旧対照表4ページ目の中段をご覧ください。

第10条は、審査手続が終結するまでの間に、審査員に対し提出した書類等の写し、もしくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に際し、納付すべき手数料を用紙1枚につき10円、カラーの場合は50円とすることなどを新たに規定し、第11条にその手数料の減免等について新たに規定するものでございます。

そのほかにつきましては、所要の規定及び字句の整備であり、平成28年4月1日から施行となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第5号 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、農地利用の最適化や農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へ変更になるなど、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、実費弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、地方自治法第138条の4及び第203条の2の規定に基づき、新たに鳥獣被害対策実施隊設置規則に基づく実施隊員の報酬及び長柄町行政不服審査会条例に基づく委員等の報酬について、本条例に追加規定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと表の中で、鳥獣被害対策実施隊員のことについて聞きたいんですけれども、これは猟友会のイノシシ退治、猟友会にあげるお金というか報酬費でしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） この表にございます鳥獣被害対策実施隊員というものでございますけれども、これにつきましては、実際活動しております具体例で申し上げますと、睦沢町、長南町、長柄町で三町合同のイノシシ駆除というものを実施してございます。

そこには、長柄町の猟友会の会員の方のご協力を得てやっているわけでございますけれども、この実施隊というものを制度でつくりますと、いろいろ猟友会の方、また町にとってメリットがあるというところで、今回町の実施隊の設置の規則というものをつくるということで決裁のほうをいただいているところでございます。

それに伴いまして、その実施隊員の今までほとんどボランティアで活動していただいていたところではございますけれども、その身分の保障と報酬を今回上げさせていただいて、活動をもっとしていただけるような、働いていただけるような形をとらせていただくというものでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 12月の議員の充て職の廃止について、私質問したときに、私たち2時間で5,000円とかそういう充て職云々を廃止して、こういうイノシシ退治とか、1日、朝早くから3時、4時まで、本当に7時間、6時間、私たち2時間の会議だと、こういう3,000円って、今ボランティアでやっていたから3,000円と提示したと言いましたけれども、私が質問したときから3,000円だったと思うんですけれども、これ、表に掲示するに当たりまして、審議というか、皆さんこの3,000円について、私の質問した後にここに表を上げる分につきまして検討したんでしょうか。全然金額が変わっていないんですけれども、私はこういう安いところにもっと、報償費とか、報酬費とか、費用弁償とかいろいろありますけれども、全部ひっくるめれば税金には変わらないんですよ。私が思うには。

確かに報償費だ、報酬費だとか、いろいろ費用弁償だとか言われましたけれども、全部まとめれば税金には変わらないんです。その税金で高いところじゃなくて、議員の充て職じゃなくて、それを廃止してこういう安いところ、苦勞している人たちのところに金額を上げなさいよと、そういう話を質問したかと思うんですけれども、検討のほうはどうなったんでしょうか。全然変わっていないんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 今回上げさせていただきました報酬額につきましては、睦沢町、長南町、長柄町と合同で協議した中で、金額の3,000円というものを今回上げさせていただいているところをございまして、これが一步というところで、議員のおっしゃっていることを踏まえまして、今後金額については三町の中で検討させていただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 三町で検討しているということであれば、とりあえず森田班長の言うとおりに仕方ないのかなとも思いますけれども、今後三町でさらなる検討、アップ、ちょっと私、本当に3,000円じゃ安過ぎてかわいそうな気がするんですよ。何とか協議のほう、アップを目指して頑張ってくださいたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 鳥獣被害対策実施隊員に関する部分なんですけれども、そもそもこれ、違法になりませんかということなんです。

さきの一般質問のほうで私質問させていただきました。自治法138条でしたか、忘れまし

たけれども、そちらのほうから来る考え方からすると、これは説明のほうでは、設置規則でという説明を先ほどしておられたと思うんですけども、規則でこの部分が条例のほうに入ってくるという形の中で、これは違法性があるんだというふうに私は認識しておるんですが、その辺のご答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） さきの一般質問のほうで山根議員さんのほうからご指摘いただいたということをございますけれども、これにつきまして、規則でいいのかどうかというところは改めて検討させていただいた中で、条例というものを考えさせていただきたいと思っています。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私の聞き違いかなと思うんですが、今のご答弁はご答弁になっておらないと思います。今、本会議の中でこの条例が出ておるわけですので、議案第6号として出しておるわけなので、今のご答弁はそのままお聞きするというわけにはいかないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩をとります。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時05分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、山根議員に対する答弁を町長、清田勝利君、お願いいたします。

○町長（清田勝利君） 山根議員に対しまして、答弁をさせていただきます。

まず、それに先立ちまして、我々事務方のほうで、内容その他をきちっと整えられなかったということについて、まず前もっておわびを申し上げます。

先ほどご提案申し上げました本案につきましては、鳥獣被害対策実施隊員の日額3,000円という項目につきましては、これは削除させていただいて、本案を改めてご提案申し上げます。

なお、この隊員等につきましての取り扱いにつきましては、6月の議会でも、改めてまた

皆様方からご意見いただくという形で、とりあえずここにおきましてはそれを削除させていただく中で、ご提案を再度させていただくということによろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） ただいま議案第6号を追加で皆さんのほうにお配りいたしました。

こちらのほう、質問ある方おられますでしょうか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま町長から、今お話しありましたけれども、この鳥獣被害対策実施隊の日額を削除する訂正案で、ほかに違法性はないのでしょうか。この後の件については違法性は認めないということでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 大岩議員の趣旨は、その下の行政不服審査会のことだと思われませんが、これにつきましては先ほど全員可決されましたので違法ではありません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ただいま町長の提案ということでございますけれども、私も細かいことはちょっとわかりませんが、議員必携の中の109ページで、「議案の撤回・訂正」というものがございます。

ちょっと読み上げますけれども、「議会に一たん提案された議案を、何らかの理由で取り下げたいという場合がある。これが“撤回”であり、また、手直しをしたいという場合が“訂正”である。撤回又は訂正については地方自治法には規定がなく、標規第二〇条に、『会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき……は、議会の許可を得なければならない』と規定されている。すなわち、会議の議題となつた議案は、すでに発案者の手を離れているので、その撤回・訂正をするには議会の許可を要することとされているわけで」ということが議員必携の中に明記されておりますので、町長が先ほど言いました新たな議案の提出じゃなくて、訂正ということで審議をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） じゃ、まず議員の皆様にお諮りいたします。

こちらの議案第6号です。こちらのほう、訂正したということで、こちらの文章のほうで、皆さんご異議ございませんか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） じゃ、そちらのほうで進めさせていただきます。

こちらのほう、ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらの新しくなったほうで可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第7号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとするため、所要の見直しを行うものであります。

なお、詳細については、税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 長柄町税条例の一部を改正する条例の提案理由について、補足説明をいたします。

お手元の議案第7号及び議案の後ろに添付されております附属資料の新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は、平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律で、徴収猶予制度に関する規定について、各地域の実情等に応じて条例を定めることとされたことから改正するものでございます。

議案1枚目、新旧対照表1枚目をご覧ください。

第8条は、地方税法第15条の規定により、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合は、各納期限及び各納期限ごとの金額を定めるものとする規定、及び徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者が、その納期限までに納付または納入することができないことにつき、やむを得ない理由があると認めるときは、各納期限及び各納期限ごとの金額を変更することができることを規定するものでございます。

議案1枚目の下段から裏面にかけて、新旧対照表1枚目の裏面の中段をご覧ください。

第9条は、徴収猶予制度利用のための申請手続について、申請書に記載すべき事項や、添付すべき書類について定めております。また、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保を徴することとし、その提供される担保は所定の手続を行った上で、その証となる書類の添付が必要となります。

なお、これらの申請に係る書類の訂正ができる期間は20日とするものであります。

議案2枚目、新旧対照表2枚目の裏面の下段をご覧ください。

第10条は、職権による換価の猶予の手続に関する規定で、滞納者が一定の要件に該当し、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価を猶予することができることとされておりますが、猶予した際は、その納付し、または納付すべき徴収金は分割して納付し、または納入させるものとし、必要により提出を求める書類について規定するものでございます。

議案は同じページの中段、新旧対照表3枚目の中段をご覧ください。

第11条は、地方税法の一部改正により新設された申請による換価の猶予の手続に関する規定で、滞納者が一定の要件に該当し、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その徴収金の納期限から6カ月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価を猶予することができるものでございます。

第2項、第3項は、分割納付または分割納入に関する規定で、第4項以降は申請書への記載事項及び添付すべき書類等の規定であり、徴収猶予の申請手続と同様でございます。

議案は同じページ下段でございます。新旧対照表3枚目の裏面中段をご覧ください。

第12条は、徴収の猶予及び換価の猶予の申請の際に提供すべき担保について、担保を徴すの必要がない場合を規定するものでございます。そのほかは、関係法令の改正に伴う規定の整備でございます。これらの改正規定は平成28年4月1日から施行となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

改正点は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の特別給であるボーナス支給に合わせ、議会の議員の期末手当に係る総支給月数を4.1カ月分から4.2カ月分に引き上げるものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま清田町長から提案理由の説明がございましたけれども、人事院勧告があったら、必ず町村はそれを受け入れなければならないのかどうか伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、町長の提案理由で申し上げますとおり、人事院勧告は国の勧告、県の人事委員会は県の勧告ということになりますが、町は町で独自に定めるということになりますが、現行、職員に合わせて議員さん、特別職、引き上げてきたという経過がございますので、こういう形で提案させていただきました。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、内藤班長から話がありました。町独自でこれを決定することができるともかわらず、私は、職員はともかく、職員と切り離して、特別職、教育長、議員はこの期末手当については現況のままでというような考え方はないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 先ほど内藤班長のほうからご説明させていただきましたが、国家公務員、地方公務員、それから町の特別職、議員、これらの給与体系につきましては、やはり例年、国の人事院勧告を受けた県の人事委員会の勧告、これらを踏まえまして、一体的に給与体系については取り扱うということで、現在まで来ているところでございますので、今回ご提案申し上げたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 最後の質問ですけれども、人事院勧告に従わなかった場合、町村に対してペナルティー等がありますか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 特にペナルティーとかそういうところはありません。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

反対討論ということで、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま上程されました議会議員の報酬及び費用弁償に対する件でありますけれども、私は、長柄町の現状はとても、職員は別といたしましても、町長以下、これはパフォーマンスと言われるかもしれませんが、町長以下、特別職、教育長、議員の期末手当や給料、報酬を上げる財政的な余裕は、私はないというふうに考えております。

現在の長柄町の出生率は1.31であります。全国1,742市町村の中で1,428番目であります。岡山県の人口6,000人の奈義町は、昨年、一時的ではありましたが、2.81を記録しております。人口の減少率にいたしましても、長柄町は県内で下から3番目です。残念であります。

また、きのうも質問いたしましたけれども、平成27年度のふるさと納税寄附金だって、長柄町は77万円、睦沢町は8,400万円ですよ。

教育についても、昨年、町長も教育長も片岡班長もいた中、教育懇談会の中で、ある学校の校長先生が、長柄町の学力は決して高いとは言えないというような発言もあり、ある教育委員からは、私は長柄町の学校の教育レベルを上位7校まで公開しろと言ったら、できないという中で、一人一人に聞いたら、教育委員が、教育レベルを公開したらますます人口が減ってしまうよというような発言がありました。皆さん出席していましたよね。

こういう中、私は長柄町の行財政運営が一流、二流とは到底言えない中で、この報酬を上げるということは、私は全く反対であります。私は全国の町村から羨望のまなざしで見られるような長柄町であれば、私はどんどん上げてもらいたいです。私ももらいたいです。

しかし、こういう状況の中で、少しでも余裕があるのであれば、やはり子育て、あるいは

少子化対策のほうに私は振り分けるべきだなというふうに思います。多分これを0.1上げて、4.1から4.2ですから、多分議員1人当たり2万円ぐらいだと思いますよ。しかし、私はそういう姿勢が必要じゃないかなというふうに思います。

この後、町長以下の特別職、あるいは教育委員会の給与の問題も出ておりますけど、そういう観点から、ぜひそういうところを加味しながら、決して人事院勧告に従わなくても私は構わないんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、出生率も上がる、人口もそこそこ増えていく、そういう町があったら、私は絶対反対しませんよ。でも、今の状況の中では、何かをやってくれというと、財政がないないという中で、現況のままでも私は十分だというふうに認識しております。

議員の皆様の賛同、よろしくお願いいたします。

〔「おまえだってこないだ上げろって言ってただろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） すみません、静粛にお願いいたします。静粛にしてください。

賛成討論はございますでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 先ほど事務局のほうからご説明がございました国、県の人事院勧告によりまして、今までもずっとその勧告に倣ってきているというような中で、今まで長柄町の財政、私も監査委員を4年間やった中でも、毎年度事業を実施してきた中でも、繰越金のほうも相当出てきております。これは清田町長になってからも健全財政になっておりますので、私は賛成したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号、議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第9号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

改正点は、議案第8号と同様に、特別職及び教育委員会教育長の期末手当に係る総支給月数を4.1カ月分から4.2カ月分に引き上げるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

主な改正点は、1点目として人事院及び県人事委員会の勧告に基づく改正で、民間給与との給与水準の均衡を図るための引き上げでございます。

2点目といたしましては、期末勤勉手当の年間支給月数の引き上げでございます。

以上の改正について、昨年4月にさかのぼり支給するものであります。

なお、詳細については、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の給与勧告につきましては、先ほど町長の説明のとおり、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるものでございます。

引き上げ額は、民間給与との較差約0.85%を引き上げるということで、本町におきましては、1人当たり最大で1,600円の引き上げとなります。総額ではおおむね80万円の増額ということになります。

次に、期末勤勉手当の引き上げについてですが、これにつきましても、昨年1年間について民間事業者との比較を行い、12月の勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

これによりまして総額で約360万円の増額となります。

実施の時期は、昨年4月1日にさかのぼり、その差額分をこの3月中に支給する予定でございます。

第2条では地方公務員法の改正に伴いまして、現在、職員の職務分類基準に関する規則において、級別職務表を定めているところでございますが、これが地方公務員法の改正に伴いまして、条例において基準となるべく職務の内容を具体的に定めることが必要となりましたので、新たに定めるものでございます。

また、第3条の長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても、人事委員会の勧告に基づき給料月額を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 給与の改正じゃないんですけれども、別表の第4ですか、この中に、課長の職務ということで、6級の課長、7級の課長、私それこそ12月の課の設置条例の際にもお話ししましたけれども、今課長というのは管理職手当、定額でしょうか、パーセンテージの割合でしょうか。そこからちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長、お願いします。

○総務企画班長（内藤文雄君） 現状では課長、班長について定額ということになっております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 定額の課長に6級と7級という差があるというのはおかしいんじゃないですか。なおかつ、7級は困難な業務を行う課長と。6級の課長は困難な業務やらないんですか。6級の課長だって大変だと思うんですよ。それで課長の手当てが定額だと。定額の手当てを管理職手当あげているのに、職務に6級、7級と差をつけるのは、私はおかしいと思います。12月で言ったと思うんですけど。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 鶴岡議員さんのご質問は、6級と7級のほうに今課長がいるということでございますが、この困難な業務を行う課長という言葉は、これは県等でも設けられておりまして、当町におきましても役場の職員の人員の年齢の構成もございますので、

こういう表現を用いさせていただきました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それなら定額じゃなくて、7級の課長は7万円、じゃ、6級の課長は5万円とか、課長で6級と7級が定額というのは、困難な課長のほうが管理職手当、多くていいんじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 先ほども鶴岡議員にご答弁申し上げましたが、現在は定額となっておりますが、4月から課制を敷くということで、これに伴いまして、新たに規則でその辺も変更していく予定でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。

パーセンテージに、管理職手当10%にするとか、そういうことでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○総務企画班長（内藤文雄君） 現在のところ、この管理職手当につきましては、おのおのの定額制ということで考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 4月から今直すって言いませんでしたっけ。

○議長（月岡清孝君） 今は職員の給与の改正条例ということで、4月以降のことは、はい。これはこれで、ちょっとこちらのほうで。給与の一部改正の条例の制定について今やっておりますので。

じゃ、内藤総務企画班長、答弁願います。

○総務企画班長（内藤文雄君） 同じことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、今回、課制を敷くに伴いまして、改正を行いまして、おのおの定額制ということで定めてまいります。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 歩合じゃなくて定額ということで、6級と7級の課長に差ができるんでしょうか。6級も7級も同じ管理職手当の額、定額になるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいま役場の人事配置、人事異動等を見ながら、その辺の

金額も今検討中でございますが、定額ということで定める予定でございます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今、鶴岡議員が質問したこととちょっと関連しますけれども、私はこの6級、7級で同じ職名を持つというのはちょっとおかしいと思います。

それと、困難な業務を行う課長というのは誰が、町長が決めるんでしょうけれども、この困難な業務を行う課長と、困難な業務を行わない課長の線引きというのはどこで引くのか、それもお聞きしたいと思います。

もう一点、6級には局長の職務というものがございますけれども、この局長というのはどのような職を指しておりますか。

〔「議事進行という声がありましたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまご質問の件でございますが、6級の2番に局長があるけれども、これは何だというご質問だと思いますが、農業委員会の局長、議会の局長を指しております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうしますと、議会の局長の人は困難な業務がない、ただの6級までが議会の局長ということでございますので、議会の局長でも7級は本来あり得る職じゃないかというふうに私は思いますけれども、その判断はどうですか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） この職階の取り扱いにつきましては、相対的に長柄町の現存する職員の年齢構成、そういったところ、あと給与体系の取り扱い、そういうところから総合的に判断しまして、6級と7級の管理職が存在することについてはやむを得ないというような形で判断したものでございます。

以前、やはり長柄町の職員におきましても、その昔、職員の年齢構成、そういった給与体系との総合的判断によりまして、やはり6級と7級の課長職を職階として定めていた時期もございます。

現在の職員の年齢構成から、給与体系を斟酌いたしまして、6級、7級の課長職を置くことについては適当であるという判断から、職階を定めたものでございます。

また、局長の配置につきましても、この給与条例につきましても、職員の年齢構成、そういったものを見直す機会もございますので、今後変動する可能性があるということでご理解を賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） しつこくて恐縮ですけれども、今の答弁ですと、局長には、極端に言えば、若い職員を局長でもう送りますよというふうに捉えられるんですけども、議会の局長さんとなれば、やはり議長の片腕となって議事を仕切っていくわけですので、当然、私は議会の局長については7級職もあり得るんじゃないかということと、もう一つ、年齢構成で7級の局長が生まれないかという、その点がちょっと私には理解できませんけれども、もう一度、田中課長、その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 7級の局長というところの論点でございますが、これにつきましては池沢議員のご意見について否定するものではございません。その辺につきましては、今後のやはり人事体制、そういうものも加味しながら、必要に応じ変更もあり得るということをご理解を賜ればと存じます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今のちょっと答弁では納得、まだ全てできませんけれども、それともう一つ、先ほど鶴岡議員からもありましたとおり、この級によって管理職手当の支給に関する規則が恐らく改正をされると思いますけれども、この6級、7級の職にいる者について、全て管理職手当というものを考えておるのかお聞きします。まだこの6級、7級以外にも管理職手当というものを支給するような考えがあるのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ご質問にお答えします。

これにつきましては、6級と7級に限って管理職手当を支給するという案を作成してございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 管理職手当は規則でございますけれども、この行政改革の中では、前の大課制についてはやはり管理職手当も抑制していこうということで、管理職を抑えた経過がございます。

この6級、7級の職制を見ていきますと、かなりまた管理職が増えるんじゃないかという、私なりには想定をしますけれども、管理職手当の総額が現状よりも上回らないようなことを、率等を考えていただければというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 管理職手当の総額につきましては、議員おっしゃるとおりの観点から決まりを定めたいというふうに考えておりますし、議員ご指摘の6級、7級全てについて管理職手当を支給するとなると、管理職の人員が行革に反して増えるのではないかというようご指摘もございましたが、現在の予定におきましては、増えることはないというふうにお答えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 簡単に。6級と7級の課長、管理職手当同じでしょうか、違うでしょうか。どういう考えを持っていますか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 6級、7級の課長につきましては、管理職手当の額については差異をつけるということで現在検討しております。これにつきましても、近隣町村との給与体系とやはり均衡を見ながら合わせて、定めをするという目途を定めて進めておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よくわかりました。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

改正点は、地方公務員法の改正に伴い、関係条例の適用条文について所要の改正を行うものです。

なお、詳細については総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地方公務員法第24条第1項において、職員の給与はその職務と責任に応ずる旨の規定があり、第2項におきまして、できるだけすみやかにこれを達成するというようになっておりました。

このできるだけすみやかなの期限が到来することとなったため、第2項が削られまして、次項から繰り上がりとなり、町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例などで定められていた第6項の規定が第5項と変更となったため、関係条例の整理を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議案第13号 町道路線の認定について、議案第14号 町道路線の廃止について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第13号 町道路線の認定について及び議案第14号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、長柄山地区地籍調査事業により、地図混乱が解消され、その成果から町道の起終

点が改まったために行う認定及び廃止であり、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、地域整備班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 議案第13号及び第14号の町道の認定及び廃止につきまして、補足説明申し上げます。

本案、町道1391号線のある長柄山字追分地先は公図混乱地域でございまして、公図と周辺の土地状況が全く合っていないという状況でございました。このたび、地籍調査事業が平成25年度で実施され、その成果から、道路の未買収、未登記箇所が明確となり、それにより町道の起終点が改まったことから、道路法の規定により、この道路の認定及び廃止の手続を行うものでございます。

お手元の認定・廃止位置図をご覧くださいと存じます。

赤い線と青い線がございまして、赤い線につきましては新規認定路線の部分となります。青い線が廃止路線部分となります。

このたびの新規認定路線は1路線、延長48.7メートルを新たに認定するとともに、旧路線239メートルを廃止するものでございます。延長減となった部分につきまして、地籍調査の結果としては、便宜上の道路であって、私道とするとのことで集団和解したものでございまして、結果として現在の認定を一度廃し、起終点、延長、幅を改めて認定するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

新しく認定されました1391号なんですけれども、これは民有地は含まれていないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 用地買収をいたしまして、登記のほうも行っておりますので、  
ございません。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、議案第15号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第4号）、議案第16号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第15号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第4号）、議案第16号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。784万9,000円を増額し、補正後の予算総額を35億8,707万1,000円とするものであります。今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を会計全般にわたり行うものであります。

このたびの補正で、新たに取り組む主な事業を申し上げますと、マイナンバー制度導入に伴う地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業における生涯活躍のまち推進業務、交通弱者対策業務、また年金生活者等支援臨時福祉給付金事業であります。

また、歳入につきましても、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。町税、地方交付税、歳出で申し上げました事業に係る国庫支出金、諸収入の増がございました。したがって、臨時財政対策債、地方道路等整備事業債を借り入れないこととし、財政調整基金に4,200万円ほど追加積み立てをいたします。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、保険給付費の減によるもので、補正額は350万円の減額で、補正後の予算総額は12億1,100万3,000円となるものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり各経費の精算を行うものであり、補正額は11万2,000円の減額で、補正後の予算総額は5,538万8,000円となるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、保険給付費を減額するもので、補正額は4,350万円の減額で、補正後の予算総額は6億7,949万2,000円となるものであります。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽設置基数の減によるもので、補正額は743万1,000円の減額で、補正後の予算総額は5,721万5,000円となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合納付金の減額によるもので、補正額は

4万5,000円の減額で、補正後の予算総額は6,505万5,000円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） それでは、議案第15号 一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末に当たる実績によるものが主なものでございます。したがって、補正額が少額であり、また実績によるものは説明を省略させていただきます。

また、人件費につきましては、人事異動、休職、退職等に伴うものが主なものでございまして、一般会計、特別会計合わせまして3,420万7,000円の減となります。以降、人件費にかかわるものも説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の18ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

まず、2款1項1目一般管理費の13節委託料37万8,000円の増は、本年4月1日からの機構改革に伴うシステム改修によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金の519万5,000円の減は、長生郡市広域市町村圏組合の人件費減と退職手当負担金の減によるものでございます。

19ページになります。

3目防災対策費、13節委託料110万2,000円の減は、梅の木荘耐震診断と補強工事実施設計の入札執行残に伴うものでございます。

15節工事請負費200万円の減は、防災行政無線屋外子局新設工事の入札執行残といたしまして228万円の減、中継局周辺の支障立木の枝葉の伐採で28万円の増になります。

4目財政管理費の62万2,000円の減は、本年度プロポーザル方式で導入いたしました新財務会計システムの契約額の減によるものでございます。

6目財産管理費、11節需用費188万1,000円の減は、それぞれ実績に伴うものでございますけれども、本年度は燃料費が安くなりまして83万円の減でございます。庁用車のガソリン価格の安価になったことによるものでございます。

12節役務費の63万3,000円の減は、主に電話料金の実績に伴う減であります。

20ページに移ります。

13節3,617万3,000円の増のうち、町民バスの運行業務の実績見込みで183万円の減、また新規に地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業を実施いたします。これはマイナンバー制度に伴い実施しなければならないものでございまして、情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティを確保するため、住基システム等の個人情報利用系端末のI Cカードを利用した二次認証の実施の経費と、L G W A N接続系とインターネット接続系のネットワークの分割を行うための経費でございます。事業費といたしまして、3,849万7,000円を追加するものでございます。

財源といたしましては、国庫から560万円、一般補助施設整備等事業債といたしまして、同額の560万円、この起債の560万円は、元利償還額の全額が後年度の交付税で手当てされるものでございます。なお、本予算は全額明許繰越となります。

次に、14節使用料及び賃借料の事務機器リースの76万7,000円の減は、コピー機のカウンター料金の実績によるものでございます。

また、庁内L A N回線機器更改業務の335万7,000円の減は、本年度レイヤー2、レイヤー3の更新をいたしました。5年間のリース契約ですので、全体契約の5分の1の予算計上でよかったものの、当初予算には5年を一括して計上してしまったためのものでございます。大変申しわけございませんでした。

次に、7目企画費の合計100万円の減は、各節とも総合計画後期基本計画にかかわるものであります。本年度地方版総合戦略を立案いたしました。作業内容が重複するものがございました。この重複するものにつきましては、国庫補助金のある総合戦略策定で執行いたしました。そのため、この目での支出が減額となったものでございます。

21ページをお願いいたします。

9目諸費の19節補助金の59万円の減は、予定されておりました自治会集会所の改修が行われなかったためのものでございます。

次に、11目社会保障・税番号制度事業費、19節負担金及び交付金62万5,000円の増は、いわゆるマイナンバー制度に伴うもので、地方公共団体情報システム機構に支払う通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金に係る負担金の増になります。

次に、12目地方創生交付金事業になりますが、13節委託料6,810万円のうち、生涯活躍のまち推進業務といたしまして5,800万円を見込んでおります。これは人口減少対策といたし

まして、町内3つの医療機関、リソル生命の森、千葉大学と連携したCCRCにより、新しいまちの創生を図るものでございます。

その内容は、移住希望者のニーズ調査、先進事例の調査研究、基本計画の策定、空き家・空き事務所の調査、セカンドキャリアにかかわるプログラムの策定、予防医学プログラムの策定、移住情報のワンストップ化を図るため、地理情報システムの構築費など多岐にわたるものでございます。

また、交通弱者対策業務につきまして、デマンドバス業務に伴う経費といたしまして1,010万円、また18節で備品購入費で10人乗りのバス2台の購入費といたしまして、840万円を計上いたします。財源は全額国庫から、またこの事業も全額明許繰越となります。

次に、22ページになります。

2款4項2目県議会議員選挙費の合計281万4,000円の減は、選挙を執行しなかったためのものでございます。

次に、24ページ。

3款1項3目障害者福祉費、合計591万3,000円の減の主なものは、20節扶助費の減によるもので、これは本年度の実績から各種給付費の年度末見込みを算定したのになります。

次に、25ページ。

5目国民健康保険費、28節繰出金212万1,000円の増は、国民健康保険特別会計で別途ご説明申し上げます。

次に、6目福祉センター費、13節委託料40万円の増でございますけれども、町は福祉センターの経常的な運営にかかわるものを町社会福祉協議会に一括委託しておりますが、ながら温泉の利用が伸びたため、ガス代の使用が増えたということによるものでございます。

また、15節工事請負費の208万5,000円の増でございますけれども、これは給水施設の修繕工事等によるものでございます。

次に、7目介護保険費、8目後期高齢者医療費は、それぞれ特別会計の繰出金が主なものでございますので、特別会計でご説明申し上げます。

10目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の3,098万円の増は、新たな事業になります。これは、所得の少ない高齢者等を対象に1人3万円の給付を行うものでございます。財源は全額国庫から、またはこの事業も全額明許繰越となります。

次に、26ページをお開きください。

3款2項2目児童措置費650万円の減は、全額扶助費の実績見込みによるものでございま

す。

次に、27ページ。

4款1項1目保健衛生総務費、13節委託料の52万9,000円の減は、子ども医療受給者台帳管理システムの構築のための執行残でございます。

また、14節使用料及び賃借料の77万8,000円の減は、旧システムから新システムに年度当初から更新する予定でありましたけれども、本年度は旧システムで運用が可能であったため、減額するものでございます。

次に、20節扶助費58万円の減は、未熟児の養育医療費扶助として3名を見込んでおりましたが、実績が1名でございましたので、減額するものでございます。

次に、2目予防費の委託料550万円の減は、予防接種事業、がん検診事業、妊婦・乳児一般健康診査のそれぞれの実績に伴う減額分でございます。

次に、28ページをご覧ください。

19節補助金の不妊治療助成事業の13万円の減は、実績によるものでございます。本年度3組、延べ8件の申請がございました。この3組全て、治療が成功しております。

次に、4目13節委託料の345万8,000円の減のうち、生活排水処理基本構想策定業務委託の320万3,000円の減についてでございますけれども、平成27年度は千葉県全域で基本構想の全面的な改定年度となっております。

当初予算では、全面改定で予算組みしておりましたけれども、実施に当たり千葉県に対し、長柄町では、農業集落排水事業、浄化槽事業での整備計画に大きな変更がない旨の状況を説明し、全部改定ではなく一部改定で承認願えないか協議いたしました。結果、これが了承され、一部改定の予算執行となったための減額補正でございます。

次に、19節補助金の206万8,000円の減につきましては、個人住宅への太陽光発電システム設置が、当初予算では20件見込んでおりましたが、実績といたしまして4件であったための減額でございます。

28節繰出金の324万8,000円の減は、農集会計では18万7,000円の減、浄化槽会計へは306万1,000円の減になります。詳細は、各特別会計でご説明申し上げます。

次の29ページをご覧ください。

5款1項3目農業振興費、15節工事請負費の15万円の増は、道の駅直売所の水道使用料と加工場トイレ施設の水道使用料を正確に把握するために、私設メーターを設置するものでございます。

次の19節補助金では、実績に伴う減額が主なものですが、説明欄にある六地蔵加工場オープン購入費補助22万5,000円が増額になります。これは、現在加工場に設備されておりますオープンが経年劣化による傷みが激しく、使用に支障を来しております。事業主体は夢工房であり、道の駅などでの販売実績も多く、活動が活発であることなどから、新規入れかえに伴う購入費の2分の1を補助するものでございます。

次に、4目農業基盤整備費になります。

30ページをお開きください。

19節補助金の説明欄の農道かんがい排水施設事業補助金12万円の増は、長柄山地先のナンバ川に設置してあります水門の補修工事に対し、補助するものでございます。

次に、5目都市農村交流事業費の需用費、光熱水費100万円の増は、都市農村交流ターミナル施設の電気水道代であります。うち、46万5,000円は食堂施設分、この部分につきましては、全額さくらの郷からの歳入を見込んでおります。

次に、15節16万円の増は、交流センタープールの排水管の漏水対策にかかわるものの経費でございます。

次に、6款1項3目商工観光費、19節補助金の48万円の減は、交流センター等を会場にし、例年実施しておりましたエコフェスタを、本年度は実施しなかったための補助金の減でございます。

次に、7款1項1目土木管理費です。

次のページになります。

13節委託料162万2,000円の減は、測量を必要とする未登記処理等がなかったための実績による減でございます。

次に、2目地籍調査費2,747万5,000円の減は、本年度の国県への予算要求の結果、要望額に対しまして83%の予算割り当てでございました。したがって、事業の執行も国県の補助金相当額に合わせまして、事業費全体を減額するものでございます。

また、19節負担金、補助及び交付金の27万4,000円の減は、県国土調査推進協議会に対する事業費割の負担分でございます。この分につきましては、負担割合が事業費に対しまして0.3%から0.17%に減となったことによるものでございます。これは、千葉県内の地域調査実施団体が増えまして、県内事業費が大幅に増加していることによるものでございます。

次のページでございます。

7款2項1目道路維持費、15節工事請負費200万円の増は、町道1297号線、これは千葉茂

原街道から秋元牧場を通り、県道市原茂原線をつなぐ路線になりますけれども、茂原警察から事故を未然に防ぐ交通安全対策を実施するよう依頼がございました。この経費といたしまして、200万円増額するものでございます。

次に、32ページになります。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の合計2,681万8,000円の主な減は、大庭地先の町道3033号線になりますが、当初予算の補助対象事業費2,500万円に対しまして875万円と低い交付決定であったため、補助金に見合う事業費に抑えて執行したことによる減額でございます。

13節委託料で171万4,000円の減。

17節公有財産の購入費で1,400万円の減。

22節立木補償で100万円の減となります。

また、19節負担金及び交付金では、茂原長柄スマートインターチェンジの事業主体であります茂原市への負担分といたしまして609万7,000円の減になります。これは当初予算で、長柄町と茂原市で負担する予定でありました事業費の一部をネクスコが負担する部分が増えたことにより、減額となったものでございます。

その他につきましては、入札執行残と実績によるものでございます。

次のページになります。

8款1項1目常備消防費及び2目非常備消防費の減は、広域市町村圏組合の年度末にかかる負担金の精査によるものの減によります。

次の34ページ。

9款2項小学校費、1目学校管理費、13節159万7,000円の減は、長柄小学校の耐震診断及び耐震工事の設計に伴う入札等執行残によります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費になります。

次の35ページになりますけれども、13節委託料283万8,000円の減は、普通教室の空調設備の実施設計の入札等の執行残でございます。また、スクールバス運行も実績に伴い減となっております。

次に、2目教育振興費、13節57万9,000円の減につきましては、これにつきましては本年度から再開いたしました中学生の海外交流事業の経費になります。無事終了することができましたけれども、体調不良で参加できなかった生徒が1名おりました。この分が主な減額理由となります。

次の36ページ。

2項公民館費の11節需用費の印刷製本費の5万円の増でございます。これは、読書通帳の印刷であります。これは、高齢者で組織いたします水上会がこのたび解散するに当たりまして、会の残預金3万9,285円を町に寄附していただきました。この際、公民館事業に寄附金を充てていただきたいとの趣旨でございましたので、今回の補正で読書通帳を作成することといたしました。

次に、3目公民館建設費の13節1,233万2,000円の減は、測量・土質調査委託551万6,000円の減、基本設計業務委託といたしまして681万6,000円の減になります。これは委託内容の精査によるものと、入札執行残によるものでございます。

次の5項保健体育費、3目給食施設費でございますが、37ページになります。

11節需用費のうち賄材料費が120万円減となったものは、需給者人数の減と各種学校行事等により、給食を実施しなかったためのものでございます。

13節委託料の減は、炊飯器取り換え工事にかかわる設計業務を委託しなかったための減。

15節工事請負費102万9,000円の減は、入札執行残等による実績になります。

次に、11款公債費、1項公債費、1目元金76万4,000円の増は、10年間で利率見直し方式で借り入れた起債の利率見直しによるものでございます。見直しによる利息は減少いたしましたが、元利均等払いでありますので、元金が増えたものでございます。

後年度、返済額を含めたトータルの返済額は減少となります。

2目利子の815万2,000円の減は、利率見直しによるもの、また平成26年度新規借入利息が想定借入利息より低い利息で借り入れできたもの、また26年度事業が繰り越しとなり、借り入れが発生しなかったためのものでございます。

12款諸支出金、2項基金費、1目基金費、25節積立金4,359万7,000円の増は、本年度補正予算で生じた補正剰余金を主な原資といたしまして4,225万5,000円を、また基金からの利子分134万2,000円を加えまして、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、これらの歳出に伴います歳入についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、1目個人1,500万円の増、2目法人の1,000万円の減は、実績によるものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税4,600万円の増は、飲料水メーカーの設備投資、太陽光発電の償却などによるものでございます。

2款地方譲与税から次のページの7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、実績または

実績見込みによるものでございます。

8款自動車取得税交付金の670万円の増は、平成27年4月以降、エコカー減税の見直しが行われました。対象となる車両が平成27年度燃費達成基準から平成32年度燃費達成基準となり、エコカー減税の対象が厳しくなったものによる増でございます。

次に、9款地方特定交付金の16万円の減は、実績によるものでございます。

次に、10款地方交付税4,740万円の増は、交付税を算定するに当たりまして、需要の人口減少等特別対策事業費の区分がございます。当初、予算編成時に国から示された数値は、人口4,000人から1万人の町村では基準財政需要額、これは長柄町でおおむね20億円弱になりますが、この額の1.8%から4.2%ということで示されました。当初予算では、最小値の1.8%で算出いたしました。実質上限に近い数字、4.2%に近い金額が交付されたものが主な要因でございます。

次の12ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の900万円の増は、他の市町村からの、管外からの受託金になります。こども園の受託金になります。

13款使用料及び手数料、1項使用料のうち2目民生使用料240万円の増は、福祉センターながら温泉の利用者の増によるものでございます。

4目教育使用料、1節こども園保育料67万3,000円の減は、短時間時の保育料改定により、一律、1人月6,000円であったものを所得に応じた料金体系と、第2子半額、第3子免除と新しい保育料料金を設定したことによります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節障害者福祉負担金のうち、説明欄になりますけれども、障害者自立支援給付費負担金499万4,000円の減は、障害者介護給付費の扶助費の減によるものでございます。また、障害者医療負担金220万円の増は、厚生医療、育成医療にかかわる実績に伴う増になります。

次の4節、561万9,000円の増は、放課後子どもプラン推進事業、いわゆる学童クラブにかかわるものと、こども園に併設してあります支援センター及び一時保育の運営費の補助金であります。

次のページの14款2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、4節年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金3,098万円の増は、歳出でご説明いたしましたが、低所得者へ1人3万円を給付するための国庫補助金でございます。

次に、14款2項2目教育費国庫補助金、4節中学校費補助金174万4,000円の増は、これに

つきましては学校関係でございますけれども、耐震診断の実施に伴う補助金でございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金の1,036万6,000円の減は、橋梁長寿命化修繕で詳細設計の16万5,000円の増、工事で159万3,000円の減であります。これは国からの補助金の割り当てが減少したものであります。また、町道3033号線の補助金の減893万8,000円も国からの補助金の割り当てによりまして、減少したものでございます。

次の14ページをお開きください。

14款2項6目総務費国庫補助金、3節の地方創生加速化交付金7,650万円の増は、産官学の三位一体となりましたC C R C実現のための調査、研究、企画、立案のための経費と交通弱者対策のデマンドバス導入にかかわる経費でございます。歳出に対しまして、全額補助になります。

次に、4節情報セキュリティ強化対策費補助金の560万円の増は、マイナンバー制度に対応する情報のセキュリティ対策に係る補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、3節障害者福祉負担金の139万7,000円の減は、先ほど申し上げました民生費国庫負担金に相当する事業費の減に伴う県分になります。

次に、5節児童福祉費負担金561万9,000円の増は、放課後子どもプラン推進事業、いわゆる学童クラブの補助金が社会福祉費から児童福祉費に制度が変更になったことにより、移しかえによるものと、こども園に併設してあります支援センター及び一時保育の運営費の県分の補助金になります。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金394万2,000円の減は、学童クラブの歳入の項目変更に伴うものでございます。

次のページになります。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金112万円の減は、住宅用の太陽光発電の設置基数減によるものでございます。

次に、7目土木費県補助金の2,117万1,000円の減は、地籍調査費の補助金交付決定の減に伴うものでございます。

次に、16款1項2節利子及び配当金の134万6,000円の増は、財政調整基金等の利息になります。

次の16ページをご覧ください。

17款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金の63万9,000円の増は、ふるさと納税分が主な

ものになります。

18款繰入金、1項繰入金、2目公共施設整備等基金繰入金の1,682万5,000円の減は、充当予定でありました学校施設公民館の事業費の減に伴うものでございます。

2項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金の338万円の増は、介護会計の前年度事業費確定による精算金分でございます。

20款3項1目過年度収入の94万4,000円の増は、給食費の滞納者からの収入でございます。

次に、2目1節雑入の説明欄の駅伝参加費の増は、参加団体の増によるものでございます。

給食費負担金の減は、給食数の減によるものでございます。

保険住民班の22万2,000円の減は、介護要支援者のケアプラン策定件数減によるものでございます。産業振興班の30万5,000円の増は、都市農村交流ターミナル施設の食堂部分の増でございます。

長生郡市広域市町村圏組合の974万4,000円の増は、組合の平成26年度の市町村負担金の精算による返還金でございます。

次の千葉県市町村総合事務組合退職手当還付金272万1,000円の増につきましても、広域市町村圏組合からの精算になります。

次に、21款町債、1項1目臨時財政対策債1億7,500万円の減につきましては、今回の補正に伴い剰余金が出ましたので、臨時財政対策債を全額借り入れないものとするものでございます。

2目1節緊急防災・減災事業債は、防災行政無線整備事業、梅の木荘耐震補強事業の事業費減に伴うものでございます。

2節一般補助施設整備等事業債560万円の増は、マイナンバー制度にかかわる自治体情報システム強靱性向上事業にかかわるものでございます。

次の3目土木債、1節の770万円の減は、町道3033号線スマートインターチェンジ、橋梁長寿命化修繕のそれぞれの事業費確定によるものでございます。

2節地方道路等整備事業債720万円の減でございますけれども、本事業債は後年度元利償還に伴う交付税措置がございませんので、今回補正剰余金が発生したことによりまして、借り入れないものといたします。

次の4目学校事業債は、小中学校の空調設備の実施設計及び長柄小学校の耐震化に伴う実施設計の事業費の減によるものでございます。

次に、恐縮ですけれども前に戻りまして、6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

本年3月末日までに、事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものでございます。

2款1項梅乃木荘耐震化基本設計業務486万円、これは耐震設計の判定を行います第三者機関であります一般財団法人日本建築センターとの協議に日数を要しているためのものでございます。

2款1項地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業3,849万8,000円、この事業は平成28年1月20日成立の国の補正予算にかかわる事業であるためのものでございます。

2款1項地方創生加速化交付金事業7,650万円、これも国の補正予算にかかわる事業でございます。

3款1項年金生活者支援臨時福祉給付金事業3,098万円、同様に国の補正予算成立後の事業でございます。

7款2項(仮称)茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業1,829万4,000円、これは主に用地補償にかかわる部分のものでございます。

9款4項公民館建設基本設計・土質調査業務638万4,000円につきましては、現公民館の機能を維持しつつ、経済的、合理的な部屋の配置や間取り等の基本的事項の検討、協議、調整に日数を要しているためのものでございます。

次に、7ページでございます。

第3表地方債補正です。

まず、臨時財政対策債1億7,500万円を借り入れないことといたしまして、緊急防災・減災事業債を3,460万円から3,070万円に、公共事業等債3,900万円を3,130万円に、地方道路等整備事業債720万円、これも全額借り入れないものといたします。

学校教育施設等整備事業債1,440万円を1,380万円にそれぞれ減額補正するものといたしまして、一般補助施設整備等事業債は、新たに560万円借り入れるものでございます。

以上、一般会計でございました。

次に、議案第16号 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明でございます。歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、次のページの2項高額療養費、3款1項後期高齢者支援金、4款1項前期高齢者納付金、5款1項老人保健拠出金、次のページの6款1款介護納付

金、8款1項特定健康診査事業費の減額は、本年度の年初分から平成27年12月までの実績から、年度末見込みを推計して算出したものでございます。

また、9款1項基金積立金2,044万1,000円は、補正に伴う剰余金を積み立てるものでございます。

歳入でございます。6ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の各節の減でございますが、平成26年度の現年課税分の徴収率につきましては、千葉県内1位でありまして、滞納する金額が少なくなってきたためのものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税の各節の減は、退職者医療制度の新規適用を受ける人数が減少したためのものでございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金の減、6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金の912万1,000円の増は、実績によるものでございます。

10款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の3節82万3,000円の増は、職員の人件費にかかわるもの、5節事務費繰入金の減は実績によるもの、6節財政安定化支援事業繰入金147万7,000円の増は、保険料負担能力、年齢構成差の調整のため一般会計から繰り入れが認められているもので、実績による増でございます。

次に、議案第17号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

本補正は、刑部・金谷・田代地区の農業集落排水施設の維持管理に伴う年度末の実績による補正であります。1款1項1目で7万円の減、2目で1,000円の増、2款1項2目で4万3,000円の減であります。

歳入でございます。

6ページをご覧ください。

1款1項分担金29万9,000円の増は、新規加入者1件分でございます。

2款1項1目35万1,000円の減及び2款2項の諸手数料の8,000円の減は、実績によるものでございます

3款1項1目の18万7,000円の減は、実績に伴う一般会計からの繰り入れの減。

4款1項1目の13万4,000円の増は、前年度から繰越金でございます。

次に、議案第18号 介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

8ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款にかかわるものは、人件費によるものが主なものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目居宅介護サービス給付費400万円の増。

2目施設介護サービス給付費4,500万円の減。

3目居宅介護福祉用具購入費28万円の減。

次のページの4目居宅介護住宅改修費87万円の減。

5目居宅介護サービス計画給付費120万円の増。

6目特定入所者介護サービス費144万円の減。

7目地域密着型介護サービス費50万円の増につきましては、平成27年12月末現在の実績から年度末現在、過不足分を見込んだものでございます。

次に、2項高額サービス費、1目高額介護サービス費97万円の減。

2目高額医療合算介護サービス費25万円の増も実績によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費の2目一次予防事業費25万円の減。

2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費6万円の減。

2目任意事業費の96万2,000円の減も実績によるものでございます。

10ページの4款1項基金積立金では、27万円基金へ積み立てるものでございます。

5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金の338万1,000円の増は、平成26年度介護給付費の実績による精算額を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入でございます。

6ページと7ページになります。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、歳出での補正金額に見合う国・県支払基金、町の負担分の補正であります。

次に、8款繰越金、1項繰越金ですが、今回の補正に充当するため212万円を前年度繰越金から充当するものでございます。

次に、議案第19号 浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

9ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費35万円の減につきましては、人件費が主なものでございます。

2 項工事費、1 目工事費、15 節工事請負費の410万円の減は、当初15基で見込んでおりました設置基数が11基となったものです。

19 節補助金の減263万円は、単独浄化槽やくみ取り式からの転換補助、蒸発散拡散装置などの補助の件数減のためによるものでございます。

2 款公債費、1 項公債費、2 目利子20万9,000円の減は、26年度事業の借り入れ利息が予定より低利で借り入れできたものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目浄化槽整備事業費分担金50万円の減は、設置基数減によるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料の49万9,000円の増は、実績によるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は91万5,000円の増となります。歳出では、4 基分の工事費が減となっておりますが、本補助金の制度は、内示額によって補助金が交付されます。本年度の内示額は15基分でございました。この4 基分につきましては、平成28年度事業で調整されます。

4 款県支出金、1 項補助金、1 目生活排水対策浄化槽推進事業補助金213万円の減は、転換補助金等の件数の減によるものでございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金306万1,000円の減は、国庫補助金の増が見込めること、また転換補助金の件数減に伴い、町負担金が減額となったことによるものでございます。

6 款繰越金、1 項繰越金9万5,000円の増は、前年度繰越金でございます。

8 ページをご覧ください。

7 款諸収入、2 項雑入5万1,000円の増は、消費税の還付金でございます。

8 款町債、1 項町債330万円の減は、設置基数減などに伴い起債対象事業費が減額となったものでございます。

次に、前に戻ります。4 ページでございます。

第2 表地方債補正についてご説明申し上げます。

起債借入額が対象事業費の減により減額となったため、地方債の補正を行うものでございます。930万円の限度額を600万円とするものでございます。

次に、議案第20号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

7 ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項1目の4万5,000円の減は、実績に伴い後期高齢者医療広域連合への納付金が減額となったものでございます。

6ページです。

1款1項1目特別徴収保険料83万2,000円の減、2目普通徴収保険料179万4,000円の増は、実績見込みによるものです。

3款1項1目2節保険基盤安定繰入金107万7,000円の減も実績見込みによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明が終わりました。ご苦労さまでした。

本案に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、質問させていただきます。

29ページの3目の農業振興費の中の19負担金、補助及び交付金の中で、六地蔵加工場のオープンの購入補助ということで、2分の1だという説明ございましたけれども、六地蔵の加工場は、あれは行政財産ですよ。設置管理条例持っていますよね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 設置管理条例のほうは持っております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうしますと、行政財産ということでございますので、加工場のオープンの購入補助となると、本来逆転していると思うんです。

先ほど夢工房がということで、あれは行政財産ですから、占有でそこを使わせるということは不合理というか、してはいけないという条例でなっていると思います。したがって、夢工房が、この予算の状況ですと、夢工房がオープンを買うから、町が補助金というふうにご予算化はなっていますけれども、私は逆じゃないかというふうに思います。行政財産の中の備品であれば、当然町が買って、あとは使用者がその負担金を払うというのが本来のあり方だと思いますけれども、どういうふうに思いますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 今回の補助につきましては、ある程度目的を達成した中で、買いかえるということの補助でございますので、単体に貸しつけているというわけではございませんが、主に夢工房のほうで主として使っているという状況もございますので、補助という形で、今回購入のほうを進めようとしているものでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでしたら、先ほども申し上げているとおり、六地蔵の加工場というのは行政財産ですから、使用料金さえ払えばどなたでも使えるという施設でございますから、このオープンは加工場の中にあると思いますけれども、じゃ、自由にそれを使用しても、ほかの方が使用してもいいという考え方ですか。

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長、お願いします。

○事業課長（池上了次君） 例規を見ますと、条例では平成元年に六地蔵の加工場の設置がされています。その中で、その施設として当初オープン等の備品が設置されてあったわけでございますけれども、その施設利用に当たっては、当然利用料を取っております。今でも利用料を取っておりますけれども、そのオープン自体が初めて壊れてもう使えなくなって、扉も落ちてしまうという状態がありましたので、このオープンについて、新規に町で備品をそろえるかという事案が発生しました。

しかしながら、基本的にこの加工施設でパンの製造とか、そういういろいろ町の特産品をつくるという形で、当初はビスケットとか、そういうものをチャレンジしていただいたという経歴はあるんですけれども、今現在、夢工房がほとんど占有という形でこれを使っています。

そんな形から、これを新規に買いかえるというのは、町の行政としては、備品をそろえるまではいかないということで、これは夢工房の団体の要望として、オープンを新規に入れたいからということで要請がございましたので、それにつきましては、町は今までの事例に基づきますと、2分1を補助して要望に応えたいという形で、今回の補正となったわけでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁でも私は違うと思います。行政財産の施設ですから、本来であれば、町が備品をそろえて、あとは使用料をいただいて、それを利用させるというのが本

来のやり方じゃないかというふうに思います。

このようなやつは、全く私は逆な考え方で、それならこのオープンそのものは、ふだんは夢工房がどこかに置いておいて、自分たちが使用するときだけその加工場に持ってきて使うということであれば、補助金でもしようがないかというふうに思いますけれども、年中そこに置いてあるような備品ですと、それは先ほど私が言っているような予算のやり方をしてもらわないと、行政財産としてつじつまに合わないんじゃないかというふうに思います。もう一度、御答弁いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長。

○事業課長（池上了次君） 今現在、壊れた備品を使いながらということをやっておりますけれども、これにつきましては、その備品については廃止処理をするという前提に立っております。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 答弁になっていませんよね。今のやつを廃止するとかということではなくて、今のやつが使えなくなったから新たに導入するということで、じゃ、その導入の主体がどちらかということであると、皆さん方の説明ですと夢工房ということで、町が補助金で出しましょうという、2分の1のね。ということですが、私の言っているのは、行政財産の施設の備品ということであれば、当然町がそろえて使用料をいただくというのが本来のやり方だと思いますけれども、財政班長、どう思いますか。

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長。

○事業課長（池上了次君） 今ちょっと言い方がおかしかったかもしれませんが、このオープンは、当初の目的を達成したということで廃止するという前提がございます。ですから、次は夢工房の施設としてこのオープンを使うと。ですから、補助金をいただきたい。2分の1は町が補助しましょうということで、補正予算として提出させていただきました。

ですから、今まであったものは行政財産かもしれませんが、備品かもしれませんが、これからはそれを廃止させますので、今度新たに夢工房の財産としてオープンを使うということがございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと納得できないです。というのはやっぱり趣旨が、考え方が違います。行政財産の中に入っている備品ですから、それをある特定の団体のためにそこに置いておいて、その特定の団体だけが使うというのは、本来の考え方からすれば、私は違って

いると思いますので、その辺は考え方を改めていただければというふうに思います。

では、次にまいります。

次の30ページですけれども、都市農村交流事業費、先ほど事業費100万円補正しますよと  
いうことで、光熱水費でさくらの郷から後ほど入るといような説明でございますけれども、  
この補正財源の中には見えないんですけれども、どのような形でさくらの郷から入るのか。

また、この場所は、どの場所の光熱水費、恐らくガス代のほうだと思いますけれども、ど  
の場所から発生しているのかということをお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） この補正の100万円につきましては、交流ターミナル施設の  
ほうの今回食堂の施設がオープンしたわけなんですけれども、それに伴いますガス代が主な  
ものでございます。それが、前年は食堂施設ありませんでしたので、ほとんど利用がなかつ  
たというものが今回発生し、増額をするものでございます。

〔「まだ答えていない。予算書の中でどこに入っているかということ  
を質問しています」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 森田班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 予算書で申しますと雑入になります。雑入の産業振興班とい  
うところで、数字が30万5,000円になっているかとは思いますが、その雑入の中で一部、減  
額分が16万円ありまして、差し引きの30万5,000円が今回増ということで、雑入のほうに計  
上させていただいているものでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 歳出のほうが100万円で、歳入のほうは30万5,000円という金額ですか。  
ちょっともう一度、このあやをちょっと、100万円と30万5,000円のあやを教えてください  
と思います。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） まず雑入のほうなんですけれども、全部で46万5,000円のタ  
ーミナル施設側からのガス代ということで増を見込んでおるところでございます。それにつ  
きましては、加工場の使用料のほうの減額が16万円ほどございまして、雑入としましては40  
万5,000円の増というところでございます。プラスといいますか、歳出のほうで100万円とい  
うところでございますけれども、そのガス代のみの今回増というわけではなく、電気代と水  
道代含めて100万円の増ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっとしつこくなって恐縮です。

それでしたら、現在のこの使用に対しての町への受け入れといいますか、歳入はどのくらいの割合でやっていますか。例えば100万円、1年間かかりましたという、光熱水費で100万円かかった場合に、町は100万円の請求をしているのか、例えば2分の1ぐらいの請求になっちゃっているのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 割合で申しますと、あそこには、ターミナル施設には直売所と食堂部分と、あと共有部分というところで3つに分けて、その面積の割合において請求といたしますか、使用料としていただいているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうすることであれば、ガス代、ガスについては今のボウボウラーメンのほうだけしかガスは使っていないと思うんですけども、ガス分は100%町へ歳入が入ってくるということの考えでよろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 池上課長、お願いします。

○事業課長（池上了次君） 多分施設の内容は十分承知していると思っておりますけれども、その再確認という形で、私も報告させていただきます。

今のご質問の中で、都市農村交流センターにつきましては、ファーマーズマーケットの直売所、そして情報コーナーとしての入り口からの通路、そしてもともとは交流センターの事務所があつた奥にありました。ということで、あともう一カ所はトイレ、そして室内では今大きな話となっているレストランがございます。

今回ガスの料金が発生するのは、空調で発生します。空調は夏に特に多いわけですが、ガスはファーマーズマーケットもそうですし、レストランのほうもそう、全ての施設において、空調を動かすときはガスが発生しますし、電気も発生いたします。そして、ガスの大もとですけれども、レストランの厨房を使うところには、ガスの子メーターがついてございます。ですから、レストランでガスを使うときには、ガスの量が確実にわかるという手法でございます。

そして、特にわからないのが構造上、エアコンでございまして、エアコンにつきましては厨房の上に1カ所、共用部分に1カ所、ファーマーズマーケットの中にもございます。こういった形から、夏には空調や冷房が使いまして、非常にガスと電気が一時的に多くなるわけ

でございますけれども、それにつきましては、3者で面積割り等を使いながらいただくという形をしております。

当然、厨房のガスにつきましても子メーターがついてございますので、レストランで使ったガスについては、100%そこでいただくという形になってございます。ただ、そこで不明なところが共用部分でございまして、この部分につきましては、ガスの利用量がはっきりしないということで、これを現在、子メーターをつけながら、できるだけ区分けをしようということで、27年度中にメーターをつけました。そういう形から今後はもっとはっきりした形になると思います。

それで、ボウボウラーメンという、さくらの郷の傘下の中のボウボウラーメンがあそこで営業を開始したわけでございますけれども、営業時間が夜8時ぐらいいまになります。夏の時期等につきましては空調を使うわけですから、当然ガスのほうは増えてくるということになります。

そういったことも踏まえまして、今回の補正という形になりましたけれども、この細かな数値につきましては、今現在手元にはございません。若干時間をいただきまして、今日中、すぐにそろえますので、そのときに改めてご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池上課長の説明のほうで大体わかりましたけれども、要はボウボウラーメンさんは自分たちの営業ですので、それについてはやはり、使用した分、受益者負担の原則で、必ず歳入として入れられるように、ひとつご努力をいただきたいと思います。

次に32ページの、ちょっと聞き漏らしかもしれませんが、道路新設改良費の公有財産購入費の、これ、大庭線だと思っておりますけれども、1,400万円の用地買収の減になっておりますけれども、この内容をもう一度説明願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） こちらにつきましては、先ほど財政管財班長のほうからもございましたけれども、国の交付率が35%ということで、大変今年は少なくなっております。その分の減でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、27年度は35%程度の事業費ということで理解してよろしいですね。わかりました。

次に、36ページの3目の公民館建設費でございますけれども、13節の委託料で土質調査委託が三角の551万6,000円ということでございますけれども、土質調査は終わったのか、それとも今年度はやらないで減額になるのか。

また、基本設計業務委託なんですけれども、この契約額をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長、お願いします。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 細かく正確に答えられるかちょっとあれですけども、私の承知している限りでは、測量については全体の測量というような形での発注があったというふうに認識しております。土質調査については、建設場所がなかなか確定しなかったというような状況でありましたので、これについてはやらなかったということで、繰り越しというような形になるかなと。

基本設計の設計の部分につきましては、私のほうでは答えられませんので。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 設計額が518万4,000円でございます。基本設計ですね。それから、測量といたしまして328万3,200円、合わせまして846万7,200円が発注済みということになります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、土質調査は今年度やらなかったということで、次年度にまたやるということになるのかお聞きします。

それと、先ほど佐川教育長、繰越明許というような言葉申し上げましたけれども、土質調査は繰越明許にはなっていないんじゃないかというふうに思いますけれども、ちょっとそれ、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いいたします。

○財政管財班長（石井正信君） これから発注予定ということで、120万円ほど土質調査、入っております。したがって、120万円繰り越し、土質調査として発注するということがございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 余りにも返すお金が多額ですので、実際に今聞きますと、発注する予定の金額も含めて大した金額は出ていないなというふうに感じました。当初の見積もりが多

過ぎたのかなというふうに現状では思われますので、もうちょっと精査した予算のとり方を  
お願いしたいと思います。

次に、37ページですけれども、3目の給食施設費ですけれども、委託料で炊飯器の取りか  
え工事の設計業務の減と工事請負費の炊飯器等の更新工事の102万9,000円の減というふう  
にありますけれども、この炊飯器の工事というのはどの程度の工事なのか、それと設計業務ま  
で必要な工事だったのか、ちょっとそこをお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 炊飯器の取りかえ工事につきましては、工事の入札額が399  
万6,000円でございます。ただ、機械を持ってきて据えつけるというのではなくて、配管等、  
蒸気とか何かを使いますので、そういうものを全て加味した中で設計を組みました。設計金  
額が減になりましたのは、事業課のほうで設計したということで、減になったということ  
でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それじゃ、設計委託料は使わなかったという考えでよろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 全く使わなかったと。当初、機械工事ですので業者委託を考  
えていたんですけれども、事業担当課のほうでいろいろ勉強しながらやったということで、  
使わなかったということでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。

これからも職員でできるものは職員でやっていただいて、なるべく経費を節減していただ  
ければというふうに思います。

長々と質問しましたがけれども、私の質問は終わります。

○議長（月岡清孝君） 暫時休憩を入れます。

再開は14時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、答弁を池上事業課長よりお願いいたします。

○事業課長（池上了次君） 先ほど、池沢議員さんのほうから、交流センターのガス代について、光熱水費について、詳細についてお渡ししますということでありましたけれども、今現在、お手元にガス代の内訳表をお渡ししまして、それにプラス、そこでもまだ出ておりませんが、水道料、電気料が同じような考え方で請求しまして、補正という形で表現させていただきまして、計上させていただきましたので、それでご理解いただきたく、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） では、ほかに質問ということで、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） まず、10ページの歳入についてお聞きしたいと思います。

先ほど石井班長さんから、町税等々の実績ということでお話を受けたんですけれども、ちょっと細かくお聞きしたいんですけれども、まず1款の町税の個人住民税、補正額1,500万円、そして同じく内訳として固定資産税4,600万円ということで、これが補正で増額になっており、この金額によって歳出が生まれてくるということになろうかと思うんですけれども、この個人住民税の1,500万円につきましては、どのようにしてこの1,500万円が増えてきたのか。個々に細かくご説明のほうをお願いしたいと思います。

先ほど、固定資産税につきましても4,600万円が増額されておりますけれども、こちらのほうについては太陽光発電の設置、あちこちでよく多く見られるようになってまいりましたけれども、そして飲料水メーカーということでもあります。こちらのほうの事業の増額分についての金額を教えてくださいませんか。まずここが1点です。

同じ歳入の11ページになりますが、ゴルフ場の利用税交付金、こちらのほうが2,800万円、三角ということで……

〔「280」と呼ぶ者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） ごめんなさい、280万円減額されておりますが、このゴルフ利用税につきましても、当然、大切な利用客の税金になってくるわけなんです。こちらのほうはどういう理由で280万円減ってきたのか、まずは1点、1回目お聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井財政管財班長。

○**財政管財班長（石井正信君）** まず、ゴルフ場利用税でございますけれども、毎年当初予算を組むときには、県から財政情報ということで、これはゴルフ場利用税は県税でございますから、県のほうから大体こういう状況で新年度入ってくるんだろうというような情報が入ってきます。

それに基づいて、新年度予算を組むわけですが、その結果、県は千葉県の全てを網羅した中で平均的な数字を上げてきますので、個々のものにつきましては、やはり1年経過してその実績を見ないとこういう形で増減が出てくるというようなことで、うちのほうは、ゴルフ場利用税が上がるのか下がるのか、そのぐらい、その趨勢というかトレンドみたいなものはつかみ切れませんので、やはり県の情報に頼らざるを得ないというような状況でございます。その県の情報によって新年度予算を計上して、1年間たったらこれだけでしたと、実績がこのくらいでしたというようなことでご理解いただきたいと思います。

○**議長（月岡清孝君）** 若菜税務班長。

○**税務班長（若菜聖史君）** それでは質問のありました、まず1つ目、個人住民税の増額分につきましては、当初予算を見積もる段階で、景気の動向というものを若干下げた状況で見積もってございます。しかしながら、実績におきまして、それも大分緩やかになるといいますか、若干上昇傾向かと思われまます。その分の増額ということで、1,500万円ほど実績に合わせて増額させていただいたところでございます。

また、2点目の固定資産税の飲料メーカーさんの税額でございますが、こちらにつきましては償却資産で1,800万円ございました。先ほどお話がありましたように、それとあわせて太陽光、またほかの企業さんも若干数社、設備投資された会社もございましたので、それら全て合わせますと4,600万円の増額ということになってございます。

よろしく申し上げます。

○**議長（月岡清孝君）** 1番、川嶋朗敬君。

○**1番（川嶋朗敬君）** ありがとうございます。

個人住民税、当然給料が上がると、所得が上がりますと、ここに反映されてくるということで、企業も償却資産が投資できるようになられたということは、非常に大きい、長柄町にとっては大きな財源になろうかと思えます。

といっても、太陽光どんどんできれば償却資産が増えてくる中で、飲料メーカーさんも毎年毎年この償却資産の新しい設備の投資がされれば増えてくるという見込みになりますので、この辺はよく理解しました。

ただ、個人住民税につきましてももう少しお聞きしたいんですけれども、わかりやすく説明します。長柄町に勤めている方、勤務されている方の所得が伸びているんでしょうか。それとも、長柄町に住所を置いている方が町外に出て、給料が、所得が上がってきているのか。この辺が大変大きなところの、左右されるところだと思うんですけれども、今日すぐに回答はできないと思いますが、長柄町の平均の所得額を教えてくださいということで、わからないときには、また予算審査がございますので、そちらのほうで平成28年度のときに同じような形でお聞きしますので、ぜひ一人当たりの所得を教えてくださいなというように思います。

法人税につきましても、先ほどの償却資産におきましても、ゴルフ利用税につきましても、これは私でもなかなか予測がつかないのがこの法人事業税だと思いますので、マイナス1,000万円ということにつきましては、平成28年度予算においては、予算計上されているんですが、もう少し多く見積もってしまいますと減額が大きくなってしまうというケースが出てきます。ですので、この辺についての法人税については、大変厳しい予算の算出の仕方かもしれないけれども、今後十分に予算計上するときには注意をしていただきたいなというように思います。先ほどの個人住民税については、今お答えできない。それとも、町外に働いている方のほうが多いのかどうかは、今わかりますか。わかりませんか。ぜひ、その辺は、また聞きますので、お調べになっていただきたいと思います。

次に、歳出のほうの22ページの過誤納還付金なんですけれども、今回補正で23節で償還金利子及び割引料が3万9,000円ということで計上してございます。こちらの3万9,000円というのは、いつこの過誤納が発生しているのでしょうか。教えてくださいなと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

本件につきましては、先般行われました地籍調査事業におきまして、その所有者が本来所有しているであろう土地の中に公図に明記されない、分筆線の入っていない土地がございました。課税するに当たり、法務局からの税務通知によって新しい筆というものを町では確認して、その所有を公図で確認するというものでございますけれども、それが実際に分筆線を入れられない状況で現在まで至ったということが、所有者からの申し出によりまして判明しました。

町といたしましては、地方税法の税法にのっとりまして、過去5年分の誤った固定資産税、

要するに筆の入っていない土地分を旧の所有者に課税しておりましたので、その土地に課税していた分をお返しするというので、過去5年分を今回計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

この地籍調査によって、今後もこういうケースというものが出てくる可能性というのはあると思いますので、この時期になぜ過誤納還付金が出てきたのかなというのが一つありました。

前にもお話ししたように、予備費からの充当はだめですというお話の中で補正を組まれたと思います。確かに、補正を組むということが予算上一番にやらなきゃいけないことだと思っています。ただ、3万9,000円となりますと、少額であっても補正は組むのが当然なんです。節内流用ということもあろうかと思うんですが、節内流用が正しいということではなく、担当者にしてみれば、私から言えば大変律儀だなというように思っております。

ですので、金額がたとえ1,000円であっても加算金という問題が多くあるときには、節内流用ということも頭の隅に置いていただきまして、事務のほうの遂行をしていただければなというように思いますので、引き続きお願いします。

そして、同じ22ページ、総務費の県会議員選挙費、そして町議会選挙費にどちらも8節の報償費で明るい選挙推進協議会委員等というように両方計上されております。この報償費とはどういったものか教えていただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） この報償費につきましては、選挙のたびに、明るい選挙推進協議会の委員さん方に選挙公報をしてもらう際の謝礼となっております。啓発のみではなくて会議も含まれております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 謝礼となりますと、1節が当然出てくるのかなというように思うんですけども、私のほうでお話ししたかったのは、よくこちらのほうで地方創生版のほうでも、PDCAというサイクルが出てくるんですが、県会議員の選挙、そして今年は例えば知事選挙とか参議院選挙とかというような形の選挙が行われると。たまたま県会議員の選挙につい

ては、選挙戦がなかったんですけれども、この明るい選挙推進委員会、各選挙ごと、違う選挙であっても一つにまとめてできないものだろうか。同じ報償費、今年度も12万円ということで予算計上しておりますが、平成28年度ですね。これが一つにできないかどうか。

これは先ほどP D C Aのお話をしましたけれども、ドラスティックという言葉があるんですけれども、この行政見ていますと、どうしてもこのドラスティックというものがひっかかるんですね。ドラスティックって何かというと、前例にとられるんですね。この予算のつけ方にしても。

ですから、前例にとられることなく、新しい形の中で予算の計上をしていただければなというように思います。今、明るい選挙推進委員会の報償費のほうのお話をしましたけれども、これがいろいろなところで出てまいります。

ですから、できることであれば、同じ選挙であれば、同じというか、選挙戦であれば時期が違っててもできるという工夫をしていただきたいなというように思います。その辺について、答弁のほうをいただきたいんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 川嶋議員のご質問の件でございますが、例えばこの補正予算でいいますと、県議会議員の選挙費、また町議会議員の選挙、それぞれに報償費が計上されているので、一つにまとめたほうがいいのではというご意味でしょうか。

選管のほうの予算につきましては、従来からもおっしゃられていたとおり、選挙ごとに予算の目を設けまして設定させていただいております。それは、国の国政であれば国からお金が来ますし県の場合は県から来るという、その財源の処理が異なりますので、どうしてもこういう計上になろうかと思えます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 国補事業が入ってくるのが当然ですが、国であっても町であっても血税には変わりはありませんので、今お話ししているのは、やはり前例にとられなく、今後進めていくのが予算計上ではないのかというようにお話をされていますので、その辺は今後ぜひ、財政当局にしても見直すところは見直していただきたいというお話をさせていただきました。答弁は結構です。

国保について、6ページです。お聞きしたいと思います。

国保の担当、先ほどの説明の石井班長の中で、千葉県第1位というようにお耳にしたんで

すけれども、先ほど石井班長さん、千葉県第1位というようにお話をされたと思うんですが、国保の担当班長さんにお聞きしたいんですけれども、国保税のこの現年の収納率が非常に高かったと。高かったために、この国保減額されてきていると思います。

これに対して、やはり担当職員の方、平成25年度の実績を見ますと9.8%という収納率があるんですね。これに対しまして、担当課、もしくは町長さんでも構いませんので、どのような評価をされているかをお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） それこそ国民健康保険税につきましては、税務班において徴収のほうをお願いしている中で、私どものほうは給付のほうを担当しているわけですけれども、徴収に当たられた職員の努力のものだと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 努力、そのものだと思います。先ほど9.8%というお話ししました。

この数字は私も見たことがありません。というのは、千葉県の平均としても1.0%の徴収率を上げるということは大変な努力なんですね。それが9.83%、ひょっとしたら全国1位じゃないかなと思うぐらいに、この担当者の努力があったと思います。

そして、千葉県54市町村の中で平成26年度実績で98.65%、2位と物すごく開いて断トツ1位の収納率になっているわけです。だからこそ、この補正予算を組むときにしても、平成28年度予算を組むにしても、汗水働いた徴収の方々に、やはりこれだけの金額を徴収していただきただけに、支出側にしてみれば大変貴重なお金ですので、ぜひきちんとしたお金のやりくりをしていただきたいなというように思っております。

この辺につきましても、予算のときにお話ししますけれども、やはりこれだけの実績が上がるということは、いまだかつてありませんでした。ですので、創意工夫をしながら一生懸命やられている徴収の方々に、ぜひ皆さん方も敬意を表していただきたいなと。私もこの数字を見たときにびっくりいたしました。ぜひ今後も、一步間違えるとすぐ収納率が落ちてしまいますので、そういうことになると、また入ってくるものがやはり少なくなるということですので、ぜひ皆さん力を合わせて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一般会計の補正、29ページ、道の駅の私設メーター設置工事というこ

とで15万円計上してございますけれども、まず私設メーターの数、何個設置するのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 私設メーターの数としましては1つを予定しております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 石井班長の説明で、それぞれの施設の水量を把握するためとお聞きしましたけれども、私があそこを考えたところ、みその加工場、直売所、トイレ、水を使っている施設、3つあるかと思うんですけれども、メーターが1個ということは、この3つの施設それぞれの水量は把握できないと思うんですけれども、どれとどれを組み合わせで1個つけ足すのか、その辺お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 施設のトイレと加工施設を1つといたしまして、直売所を1つとしての設置を考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 大変いい組み合わせだと思いました。

あと、どうして私設メーターなんでしょうか。公設メーターをつければ、検針等を東計電算という委託されている会社がするのに、私設メーターをつけたら森田班長が検針に行かなくちゃいけないんですよ。その辺、どうして私設メーターなのかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） もとが町の施設ということで、1つメーターがついておりましたので、それを直売所分を分けるという意味で、安価なほうを今回設置するということが、子メーターということを考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 安価なほうと言いましたけれども、何が安いんでしょうかね。私わからないんですけれども、公設メーターつけるにしても、私設メーターつけるにしても、同じ給水管をいじって、同じ工事をして、メーターが公設か私設かが違うだけであって、工事の中身、みんな同じですよ。反対に、私設メーターの分、単価1万円か2万円、メーターの

代金取られると思うんですよ。そっちのほうが高くなるかと思うんですけども。説明しましたよね。

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長、お願いします。

○事業課長（池上了次君） 今言ったように、鶴岡議員が言うには、広域水道として申し込んで水道の営業用として申し込めばという意味ですよ。違いますか。

今、ここで15万円というのは、私設メーターとか子メーターを設けて、できるだけ安い形で分けて検針しようというのが今の予算の中の話です。ですから、道路を掘削してどうのこうのではありません。今の施設を掘削してできる限り安い形で子メーターを設置するというのが、今の予算でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 水道部にいた私、ばかにしないでもらえないですか。メモ紙に書いて説明したと思うんですけども、仕事は私設メーターだって公設メーターだってやることは同じなんです。池上課長が言ったように、今さら営業用だとか家事用だとか用途の話なんて私全然してないんですよ。メーターをつけるに当たって、直売所とトイレ、加工場のほうに分離して、メーターをつける。やる工事はぴったり同じなんです。メーターが私設メーターか公設メーターか違うだけで、私は私設メーターつければ、その私設メーターのお金が1万円か2万円、〇〇〇〇〇〇に取られるんだぞという話ししたでしょう。公設メーターだったら、宅地がえてただでメーターつけられるんだよと。仕事やる工事はみんな……、あ、名前出しちゃった。消しといてください。仕事やる工事は一緒なんです。散々説明したと思うんですけどね。

○議長（月岡清孝君） 発言のほうは気をつけて。

〔「すみません。興奮しまして。余り執行部がわかってくれないのでね」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長、お願いします。

○事業課長（池上了次君） これは反問になるのかどうかわかりませんが、今話しているのは、メーターのお金が余分にかかりますよという話ですよ。そうですね。

ただ、メーター、水道部というか通常の水道の申し込みをした場合については、役場で水道の権利持っているのが十四、五基ありますから、その申し込みをすれば、それはそれで支払者が生産組合の契約すればできるし、町と契約してもできる形になります。それはいいですよ。

ただ、今のやり方というのは、このメーターをつけておけば、基本的には使用水量がわかります。これは水道部と違って、毎月2カ月に一遍検針するのではなくて、例えば4カ月に一遍とか検針するだけで使用料がわかるという、今度逆の利便性もあるということで、ただ違うのは、メーター1個の値段があるかないかということだけですよ。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 冷静にお話しします。

メーター4カ月後にはかろうが、6カ月はかろうが、そんなの私設メーターだって公設メーターだつてはかれるんじゃないですか。何でわざわざ私設メーターに。これは池上課長が言ったように、公設メーターで十四、五基、極端に言えばもっとありますよ。ただでいける水道の分は。幾らでもあるんですけども、それをつけて東計電算が2カ月に1回にしても、池上さん、事業課のほうで4カ月後、6カ月後の水量が欲しいと思えば自分で見に行けばいいし、東計電算がくれたデータで水量もわかると思いますし、何で私設メーターにするのか。自分で本当にはかるなら、東計電算がはかったので4カ月後、6カ月後の累計で済むと思うんですけども。せっかくいい区分にしてくれて納得しているのに、その私設メーターというのが納得いかないですよ。森田さんに説明しましたよね。

○議長（月岡清孝君） 池上事業課長。

○2番（鶴岡喜豊君） まだ質問中です。

○事業課長（池上了次君） ごめんなさい。

○2番（鶴岡喜豊君） わざわざ水栓番号まで調べに行って、個人情報はどうのこうのと水道部に文句垂れられまして、また言っちゃいましたね、ありまして、特別地方公務員だからいいんだよということになりまして、調べてきたんですよ。少し執行部として考えてもらいたいですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

池上事業課長。

○事業課長（池上了次君） 大変申しわけございませんでした。理解しました。

要は、通常の契約をして、ただそれだけでいいじゃないかということですよ。わかりました。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 森田さんはわかりましたか。池上課長はわかってくれたみたいですけども、池上課長が言ったとおりなんですよ。何も同じことなんですよ。申請を宅地がえで

出すだけなんです。中いじくったら給水の変更届出すんです。黙ってやる人がいますけれども、また名前言っちゃうとね、いけないから。池上課長、頼みますよ、本当に。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか、鶴岡議員。

○2番（鶴岡喜豊君） いいです。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成27年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号～議案第26号の上程、説明、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第14、議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算、議案第22号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第26号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成28年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算及び議案第22号から議案第26号の各特別会計の予算について提案理由をご説明申し上げます。

政府は、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、大都市圏への人口の過度な集中を是正し、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。

今般、全国的に実施されました国勢調査の結果、本町では平成22年度から697名の人口減少が見られ、減少率は8.67%でありました。この原因は、少子化による自然減と就学や就職

による都市圏への流出などによるものであり、大変厳しい結果であったと認めざるを得ません。

町は、何としてもこのトレンドを好転させること。これが今後のあらゆる施策の根本であると認識し、行政を進めてまいらなければならない。そう考えております。

長柄町でも、人口減少の抑制を図るため、国が示す5つの政策原則を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。本総合戦略と、町の最上位計画である長柄町第4次総合計画後期基本計画を車の両輪とした施策を展開してまいります。

後期基本計画にある「自然とともに生きる快適なまちづくり」の基盤整備では、既に軌道に乗り、順調に推移しているスマートインターチェンジ、地籍調査、大庭地先の町道3033号線の道路改良工事等を引き続き推進してまいります。

次に、「人が健康で支え合うまちづくり」の保健・福祉の充実では、高校生までの医療助成を継続するとともに、新たに就学前の病児・病後児保育に対する助成を実施いたします。

また、高齢者、障害者の生活支援は、国県の制度に大きく依存するところではございますが、町民の皆様の安心・安全のため、引き続き諸事業に取り組んでまいります。

次に、「人が生き生きと輝くまちづくり」教育文化の充実では、学校教育を充実させるため、小中学校の空調設備の設置工事を実施いたします。

また、町民の学習・文化・スポーツ活動の拠点である公民館の建設関連として、本会計年度も基金へ2億円の積み立てを行い、あわせて実施設計に取り組みます。

次に、「人がうるおう美しく安全なまちづくり」生活環境整備では、東日本大震災から5年が経過いたします。新年度予算では、長柄小学校の北側校舎と屋内体育館の耐震工事、また、災害時の避難所に指定しております老人憩いの家、梅の木荘の耐震化工事を実施いたします。

また、平成22年度から継続的に実施しておりました防災行政無線の整備は、アナログ方式からデジタル方式に対応する戸別受信機を全世帯に整備することにより、事業の完成を図ります。

移住・定住対策では、既存の施策に加え、新たに新築住宅購入者に対し支援を行います。

また、リソル生命の森株式会社、千葉大学と協力し、産官学の連携によりCCRC事業の実現を目指します。

次に、「人と自然が創る豊かなまちづくり」産業の振興の農林業施策では、引き続き有害鳥獣対策、農地の集団化、後継者対策を推進いたします。

また、道の駅につきましては、集客、売上等々目をみはるものがあり、さらなる充実を図るため新たな道の駅のあり方について検討を進めてまいります。

また、商工業の振興では、町商工会で実施する地域経済活性化提案型事業に助成することとし、新たな特産品の開発を町商工会とともに推進してまいります。

次に、「町民が主役となる開かれたまちづくり」地域・行財政の充実では、さまざまな行政需要に応えるため、また継続的な財政運営に向け、第5次長柄町行政改革大綱に基づき、裁量的な経費のみならず、義務的経費も含めた歳出の見直しを図り、無駄のない、効率的でめり張りのある健全な財政の堅持に努めてまいります。

これらの経費を含めた一般会計の予算総額は39億9,100万円となっており、前年度比14.3%の増となりました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。新たに若者を対象とした健康診査を実施いたします。予算総額は11億7,700万円、前年度比1.9%の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計は汚水処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,720万円で、前年度比3.1%の増となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は7億880万円で、前年度比0.5%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域以外を合併浄化槽で整備する事業であります。新設工事費、既設分の維持管理費として、予算総額は前年度比3.4%増の6,650万円となるものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は75歳以上の医療にかかわる保険料の収納と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するための会計であります。予算総額は7,400万円で、前年度比13.7%の増となっております。

これらの各特別会計と一般会計を合わせた総額は60億7,450万円であり、前年度比8.9%増の予算となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第21号から議案第26号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査

を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第26号までの6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

それではここで暫時休憩といたします。なお、この休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会にて互選をお願いいたします。

それでは、協議会室にお集まりください。再開は15時45分といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎予算審査特別委員会の報告

○議長（月岡清孝君） 休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に三枝新一君、副委員長に本吉敏子君が決定いたしました。

また、審査日程につきましては、3月8日火曜日と9日水曜日の2日間に決定しましたので、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。

---

#### ◎休会の件

○議長（月岡清孝君） 日程第15、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、明日から16日まで休会といたしたいと思  
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から16日まで休会することに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月17日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

## 平成28年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成28年3月17日(木曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算

議案第22号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第24号 平成28年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第25号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第26号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

日程第3 議案第27号 平成27年度長柄町一般会計補正予算(第5号)

---

### 出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	蒔田功君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	内藤文雄君	財政管財班長	石井正信君

税 務 班 長	若 菜 聖 史 君	保 險 住 民 班 長	川 島 修 君
健 康 福 祉 班 長	三 上 清 志 君	産 業 振 興 班 長	森 田 孝 一 君
地 域 整 備 班 長	白 井 浩 君	教 育 長 兼 教 育 課 長	佐 川 和 弘 君
学 校 教 育 班 長 兼 給 食 セ ン タ ー 長	片 岡 正 直 君	農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	森 田 孝 一 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 敬 二	議 会 書 記	安 部 吉 輝
議 会 書 記	山 口 二 美 代		

---

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

休会前に続き、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日、町長から追加議案1件が提出され、これに伴い、議会運営委員会を開催し、議事日程の取り扱いについて審査を行った結果、追加議案は本日の議事日程とすることに決定いたしましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第21号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算、議案第22号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第26号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、さきに予算審査特別委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきまして、委員長に報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、三枝新一君。

○予算審査特別委員長（三枝新一君） ただいまから、平成28年度予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

3月4日の第1回議会定例会において本委員会に付託されました案件は、議案6件です。

この審査のために、去る3月8日、9日に委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算、議案第22号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第26号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本議案については、全て原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

地域整備班の審査では、「道路愛護一斉作業報奨金について、1件当たり350円で150万5,000円計上されている。財政健全化をやっている中で削減方法というものを考えるべきではないか。また、削減となると住民からの反発があると思われるが、住民に遠慮した予算編成ではいつまでも削減することはできないため、住民の協力を得ることも必要ではないか。住民が協力していかないと、この予算はいつまでも残ってしまう」との質問に対し、「この委員会でご指摘いただいたということで、宿題としたい。今後、町民と一体となって協働の考え方を醸成していくことが課題である」と答弁がありました。

次に、「茂原長柄スマートインターチェンジアクセス道路整備事業について、早期完成することを期待しているが、今後どのような年次計画で進めていくのか教えてほしい」との質問に対し、「事業期間については、当初国から連結許可時点では平成29年度までの5カ年の計画で許可をもらっていたが、現在は平成31年度末を目指してやっている。また、来年度から山切りなど土工事に一部入る予定だが、用地買収、補償関係も並行して進めていくことになる」との答弁がありました。

産業振興班の審査では、「商工会への新しいまちおこし事業補助金についての内容と、どのように事業化していくか伺いたい」との質問に対し、「地域経済活性化提案型事業があり、

事業主体の商工会で要望している。対象事業は幾つかあるが、長柄町の特産品の見直しやふるさと納税返礼品の模索、今後長柄町が福祉、スポーツの観点で商工会とどのような連携ができるか、長柄町の今後活性化できる部分を調査するという事業を行いたいと伺っている。基本的には県から商工会への直接補助事業であり、一部事業対象にならない経費もある。その部分を町が一部補填するということになっている」との答弁がありました。

次に、「町鳥獣被害防止対策協議会補助金について、捕獲の報酬が上がるということだが、どのように変わるか教えてほしい」との質問に対し、「鳥獣の報奨金について、現在、イノシシ成獣1頭5,000円としているが、平成28年度予算要望では1頭8,000円で計上している。また、この8,000円が妥当であるか、鳥獣の役員会で近隣の市町村との兼ね合いを見ながら改めて検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

総務企画班の審査では、「こども園の園児が150人で多くの職員がいる。ここに管理職の園長を置かないのは納得できないが」との質問に対し、「こども園に関しては、4月から健康福祉課に子ども・子育ての係を置き、こども園の担当係とする。健康福祉課の中に副主幹を管理職として置き、こども園を所掌するということで考えている」との答弁がありました。

次に、「宿日直手当に260万円計上されているが、これは有人警備ということになるのではないか。警備保障会社等に委託したほうがよいのではないか」との質問に対し、「職員が宿日直を行っている市はあまりないが、ほとんどの町村では職員が宿日直を行っている。ただし、昨年からは長南町と一宮町が委託に変更したと聞いているので、これについては町としても検討している」との答弁がありました。また、「宿日直について、月1回宿日直をするというのは職員にとって負担になると思う。日直については必要だと思うが、宿日直については一考していただきたい」との意見がありました。

次に、「ランチミーティングの効果を町長にお伺いしたい」との質問に対し、「今回は参加者が主に高齢の方々であったが、長寿社会に向けて頑張ると、私が圧倒されるような話もあり、皆さんの意見を聞くのに非常にいい機会だと捉えている」との答弁がありました。

財政管財班の審査では、「予算ながらの発行事業について、何か変わったところはあるのか」との質問に対し、「今回の予算書を作成するに当たって、実施計画とあわせて見比べができるように予算書を作成した。事業単位で見ると非常にわかりやすいと考えている」との答弁がありました。

次に、「住民に対し、わかりやすい予算書というものをつくっていたが、それはもうつくらないということか」との質問に対し、「わかりやすい予算書については平成28年度から廃

止し、主要事業に関しては、広報ながらに事業内容のページを拡充し、住民にわかりやすい形で掲載する」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税として、100万円の寄附金が計上されているが、返礼品の支出はどのようなになっているか」との質問に対し、「ふるさと納税の返礼品は、財政管理費で返礼率50%程度として予算計上している」との答弁がありました。

税務班の審査では、「地籍調査による固定資産税の増減があるか教えていただきたい」との質問に対し、「昨年、長柄山Ⅰ地区において登記が完了し、この春から新しい面積で課税することになっている。面積の増加により約200万円の増となっている。ただし、登記簿面積に対して実測面積が減った方もおり、約5万5,000円の還付を行った」との答弁がありました。

学校教育班の審査では、「中学生を海外交流に行かせるにはそれだけ費用もかかる。行けない人たちの気持ちをどう考えているか。行かせたいけど行かせられない親の気持ちを斟酌しているか。また、アンケートをとっているか」との質問に対し、「対象生徒並びに保護者に向けて無記名アンケートを行ったが、その中で数名だが、経済的問題で参加しにくいと書かれている保護者がいた。この件に関しては、教育委員会及び関係部署と今後の対応策を検討中である」との答弁がありました。

次に、「日吉小と長柄小が今後統合する予定はあるか」との質問に対し、「今すぐということはないが、今後については出生数を注視し検討していく」との答弁がありました。

次に、「スクールゾーンなどの路面標示が一部消えてしまって見えない。地域整備班へ改善をお願いした際、これは警察署の管轄なので連絡しておくと言っていたが、教育委員会からもしっかりと改善の要望をしていただきたい」との要望に対し、「以前いただいた要望については、警察及び道路管理者である県に伝えた。交通安全プログラム事業に基づき路面標示の改修を進めるのが近道だと考えているので、今後そのような場所がほかにあったらご指摘いただきたい」と答弁がありました。

生涯学習班の審査では、「公民館建設費で基本設計の中身について、ぜひ住民の意見を聞きながら進めていただきたいとお願いしているが、基本設計が3月いっぱい固まったとした場合、住民への周知はどのような方法で行うか町長に伺いたい」との質問に対し、「いろいろメディアを使ったり、地元住民の説明会も考えられる。造るなら住民の皆様の合意形成が最も大事であると認識している。周知方法については、また考えていきたい」との答弁がありました。

次に、「基本設計が住民の声などを聞いてまとまった後、実施設計の発注形態は、基本設計を基にしたコンペ方式にしてはどうか」との質問に対し、「コンペ方式でやるのが妥当かどうか、あわせて検討する」との答弁がありました。

保険住民班の審査では、「特定健診受診者に対する指導はどうしているか」との質問に対し、「特定保健指導対象者に対し、面接により6カ月間の指導を実施している」との答弁がありました。

次に、「国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費の金額は幾らか。また、特定健診未受診者対策はどうしているか。さらに、保険者努力支援制度への取り組みはどう考えているか」との質問に対し、「1人当たりの医療費は平成26年度が過去最高で29万7,953円、平成27年度は28万8,000円から9,000円と見込んでいる。特定健診未受診者対策は、広報による啓発、電話勧奨、勧奨はがきの送付を実施している。平成28年度からは30歳からの健診を実施し、若年からの受診の習慣化を図ろうと考えている。保険者努力支援制度については、特定健診、特定保健指導による重度化予防、ジェネリック医薬品使用促進及び国民健康保険税込納率の向上について、取り組みを強化して対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「介護予防事業、健康と暮らしの調査業務の内容について伺いたい」との質問に対し、「千葉大学の支援を受け、本町の高齢者の介護認定の実態、これまでの介護予防事業の効果等、健康と暮らしに関する基礎的な調査を実施することにより、今後の介護予防施策及び健康づくり施策に活用しようとするものであり、本調査については、県の推奨する調査ではあるが補助金制度はない。ただし、第7期介護保険事業計画資料及び介護保険基本チェックリストとしての機能もあわせ持つ調査である」との答弁がありました。また、「若年層のニーズや社会資源の把握も重要と考えているので、今後、方策を検討されたい」との意見がありました。

健康福祉班の審査では、「こども園の臨時職員の人数と待遇」についての質問に対し、「臨時保育士は7名で、待遇は時給1,050円に、通勤手当支給、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険について加入できる。待遇改善については、現在内部協議中である」との答弁がありました。また、「同一労働同一賃金法制化の動きに伴い、官から先行して実施されたい」との意見がありました。

次に、「病児病後児保育扶助の内容と周知方法は」との質問に対し、「病児病後児保育を利用した場合に、費用のうち1回につき2,000円を償還払い方式により助成する。周知については、広報、こども園保護者へのお知らせ、子育て支援ガイドブックへの掲載を考えてい

る」との答弁がありました。

次に、「老人憩いの家耐震補強工事について、これだけの一般財源を使うのであれば、地域のコミュニティセンターとして新築したほうがよいではないか」との質問に対し、「避難所として現状の規模が必要と考える。この場合、新築であると費用が多大であること、改修の場合、財源手当として緊急防災・減災事業債が手当てされること、この起債は対象事業費の100%が充当され、うち70%が後年度交付税措置されること、専門家の耐震診断により、現在、主要部分の劣化がない状態で、改修による長寿命化について大きな効果が得られる見込みであること、今後も老人福祉、レクリエーション施設として活用が見込まれること等の理由から、改修を選択した。引き続き、緊急防災・減災事業債の対象となるような工法の選択など、一般財源の縮減に努めたい」との答弁がありました。

最後に、「予算の執行に当たっては、常に経費節減を心がけられたい」、「役場窓口において、英会話や手話などに対応できる体制を整備されたい」、「健康増進計画など、予算に反映できるよう計画的に策定されたい」との意見がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成28年度長柄町一般会計予算、平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算、平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、平成28年度長柄町介護保険特別会計予算、平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算及び平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、全て原案のとおり可決することと決定いたしました。

最後になりますが、この予算執行に当たっては、町民のニーズに沿って適宜見直しを加え、また、財政負担の軽減が図れるよう一層の努力をお願いして、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 平成28年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第27号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第27号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算であります、57万7,000円を増額し、補正後の予算総額を35億8,764万8,000円とするものであります。追加する事業は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度にかかわるものであります。

詳細につきましては、財政管財班長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第27号 一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、3月4日に可決いただきました補正予算第4号の後に、本会期中に補正予算第5号を上程することの経緯を申し上げます。

本予算は、いわゆるマイナンバー制度にかかわる地方公共団体情報システム機構へ個人番号カード作成・発行事務の負担金になります。この2月29日になりますけれども、県からの電子メールで補助金57万7,000円が追加されることと同時に、累計予算447万6,000円のうち235万2,000円を繰り越し措置するよう指示がございました。これらを踏まえまして、3月3日、県に対しまして繰り越し措置する旨の回答いたしました次第でございます。

つきましては、4日に可決いただいた補正予算第4号は、既に議員の皆様のお手元に届いておりましたので、今回補正予算第5号として上程するものでございます。

それでは、予算書に基づき説明申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。補正予算書の8ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、11目社会保障・税番号制度事業費、19節負担金及び交付金が57万7,000円の増となります。いわゆるマイナンバー制度に伴うもので、地方公共団体情報システム機構に支払う通知カード、個人番号カード関連事務にかかわる負担金の増でございます。

歳入になります。7ページをごらんください。

14款2項6目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度事業補助金57万7,000円の増になります。この事業は補助率100%によるものでございます。

次に、前に戻りまして4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。県からの指示もありまして、本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものでございます。

2款1項総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度事業費235万2,000円の繰り越しとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。  
よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時31分